# ベルギーの代表訴訟制度と
# ＥＵの代表訴訟指令に関する調査報告書

調査日程：２０２１年２月～３月

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会
京都弁護士会消費者保護委員会

※本報告書は，消費者問題対策委員会が行った調査結果を取りまとめたものであり，日本弁護士連合会としての公式な見解ではありません。

目次

はじめに…私たちの問題意識と Web を活用した調査のメリット・デメリット .... 4
第１章　調査概要 ..... 6
　第１　日程及び調査先 ..... 6
　第２　調査団員一覧 ..... 6
第２章　ベルギーの集団訴訟制度運用の実情と日本の制度への示唆 ..... 9
　第１　調査の目的 ..... 9
　第２　調査結果の概要 ..... 9
　　１　総論 ..... 9
　　(1) ベルギーにおける集団訴訟制度の概要 ..... 9
　　① ベルギーにおける集団訴訟制度の導入 ..... 9
　　② 前提条件 ..... 9
　　③ 管轄 ..... 11
　　④ 手続の流れ ..... 11
　　⑤ その他 ..... 12
　　(2) 運用実態 ..... 12
　　① 事件数及びその内容 ..... 12
　　② 期間について ..... 14
　　③ 基金・保険等について ..... 14
　　④ 財政面について ..... 14
　　⑤ 損害賠償金の支払いについて ..... 14
　　２　実例の紹介 ..... 15
　　(1) 事件① テストアシャの事件　ディーゼルゲート事件（表１の⑤）. 15
　　(2) 事件② テストアシャの事件　ライアンエアー事件（表１の⑧）... 16
　　(3) 事件③ 消費者メディエーションサービスの事件　エネルギー供給会社事件（表１の⑩） ..... 16
　　３　各論 ..... 18
　　(1) 集団訴訟の許可要件について ..... 18
　　① ベルギーの集団訴訟の許可要件 ..... 18
　　(2) 訴訟上（集団共済協定），訴訟外での和解について ..... 18
　　① 制度としての和解に関する概要（Voet 教授の資料より） ..... 18
　　② 実際に行われた和解事案について ..... 20
　　(3) 消費者による手続参加の方法について（オプトアウトとオプトイン）22
　　① 裁判所について ..... 22
　　② 長所と短所 ..... 22
　　(4) 各当事者から見た制度の評価 ..... 22
　　① 行政機関 ..... 22
　　② 学者（Voet 教授） ..... 23
　　③ オンブズマン ..... 24

④　消費者団体（テストアシャ）……24
⑤　事業者団体……25
4　日本の制度への示唆……25
(1) オプトアウトの導入について……25
(2) 対象，要件について……26
①　対象について……26
②　要件について……26
(3) 和解の充実について……26
第３章　ＥＵ代表訴訟指令……28
第１　制定経緯……28
１　１９９８年の差止指令……28
２　２０１３年の勧告……28
３　新指令の提案……29
第２　代表訴訟指令の概要……29
１　構成……29
２　総則……29
３　適格団体……30
４　代表訴訟……31
５　代表訴訟の手続等……33
６　最終規定……35
７　適用範囲……36
第３　解釈上の諸問題……37
１　代表訴訟指令に対する評価……37
(1) 研究者及びＥＵ委員会の評価……37
(2) 消費者団体の評価……37
(3) 事業者団体の評価……38
２　単一の代表訴訟で複数の措置を求めうるとされた趣旨・理由……38
３　差止め……38
(1) 法的性格……38
(2) ２条……39
(3) ８条２ｂ　corrective statement（是正声明）の具体例……39
４　被害回復……40
(1) 法的性格……40
(2) ９条１項　金銭請求以外の被害回復措置に関する履行確保……40
(3) 責任宣言決定……40
５　第三者訴訟ファンドによる資金提供について……40
６　和解……42
７　最終決定の効果……43
８　適格団体に対する支援……43

第４　日本の制度への示唆 ..... 43
１　総論 ..... 43
２　オプトアウト方式（被害回復） ..... 44
３　和解（被害回復） ..... 44
４　制度の対象 ..... 45
５　消費者に情報提供をする費用 ..... 46
６　時効期間の停止，中断（時効の完成猶予・更新） ..... 46
７　停止された違法行為に対する差止措置にかかる代表訴訟 ..... 47
８　違反の効果 ..... 47
９　適格団体への支援 ..... 48
第４章　議事録 ..... 49
第１　イーコマースヨーロッパ ..... 49
第２　Stefaan Voet 教授 ..... 55
第３　ベルギー経済・中小企業・自営業者・エネルギー省 ..... 62
第４　ベルギー連邦エネルギーオンブズマン ..... 67
第５　テストアシャ ..... 71
第６　Maria José Azar-Baud 准教授 ..... 77
第７　欧州委員会 ..... 81
おわりに ..... 84
参考資料 ..... 86
１の１　ベルギー経済法典 17 編「特別の裁判手続」第２章「集団賠償訴訟」訳文 ..... 86
１の２　ベルギー経済法典 17 編「特別の裁判手続」第２章「集団賠償訴訟」 ..... 114
２　ＥＵ代表訴訟指令訳文 ..... 148

はじめに…私たちの問題意識と Web を活用した調査のメリット・デメリット

消費者の集団的な被害回複のための消費者裁判手続特例法（以下「特例法」という。）の施行から４年が経過した。この間，手続追行主体である特定適格消費者団体として３つの団体が認定され，５つの事業者に対して４件共通義務確認の訴えが提起された。訴訟外での申入れもいくつか実施されたが，全体としての解決件数が少なく,制度が積極的に利用されているとは言えない状況にある。その理由としては，制度の適用範囲が狭い，オプトイン制度を前提する消費者の参加率確保の困難さ，訴訟上・訴訟外の和解制度の使い勝手の悪さ，消費者への通知・公告・分配に係るコストの高さ等が挙げられる。

私たちは，消費者被害の集団的な解決を図るために，我が国において集合訴訟制度を実現するよう取り組み，特例法の制定にこぎ着けた。同法に基づく制度は積極的な利用のためには様々な問題点がある。２０２１年３月には消費者庁に「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」が設置されて，現行制度の改善に向けて議論されている。

この間，海外においても，ＥＵ諸国をはじめ各国で消費者の被害救済のための集合訴訟が導入されてきている。ＥＵでは，２０２０年１１月に採択された新指令において，オプトアウト制度を含めた代表訴訟の制度化を進めることを加盟各国に求めており，ＥＵ諸国では更に制度が充実していくと思われる。

このような状況の下で，日本弁護士連合会と京都弁護士会とが共同で，２０２０年ＥＵ新指令の内容と背景を調査し，併せて，２０１４年からオプトイン，オプトアウトを併用した集合訴訟を実施しているベルギーの制度の実情について調査して，日本法の改善に向けた示唆を得ることとした。

当初は，ＥＵ委員会の本部もあるベルギーの首都ブリュッセルに訪問する予定であったが，新型コロナウイルス感染症の影響で海外渡航が困難となったため，急遽Ｗｅｂを利用したインタビューによって調査を実施した。

今回の調査では，京都大学大学院法学研究科のカライスコス・アントニオス准教授に，現地との連絡や通訳で大変お世話になった。この場を借りて感謝申し上げたい。また，業務多忙の中，私たちの調査に快く応じていただいたＥＵ及びベルギーの各機関の皆さんに心から御礼申し上げる。

私たちは，この調査の結果を我が国の消費者団体訴訟制度の活性化に活かしていくようにこれからも取組を進めて行く所存である。

調査風景

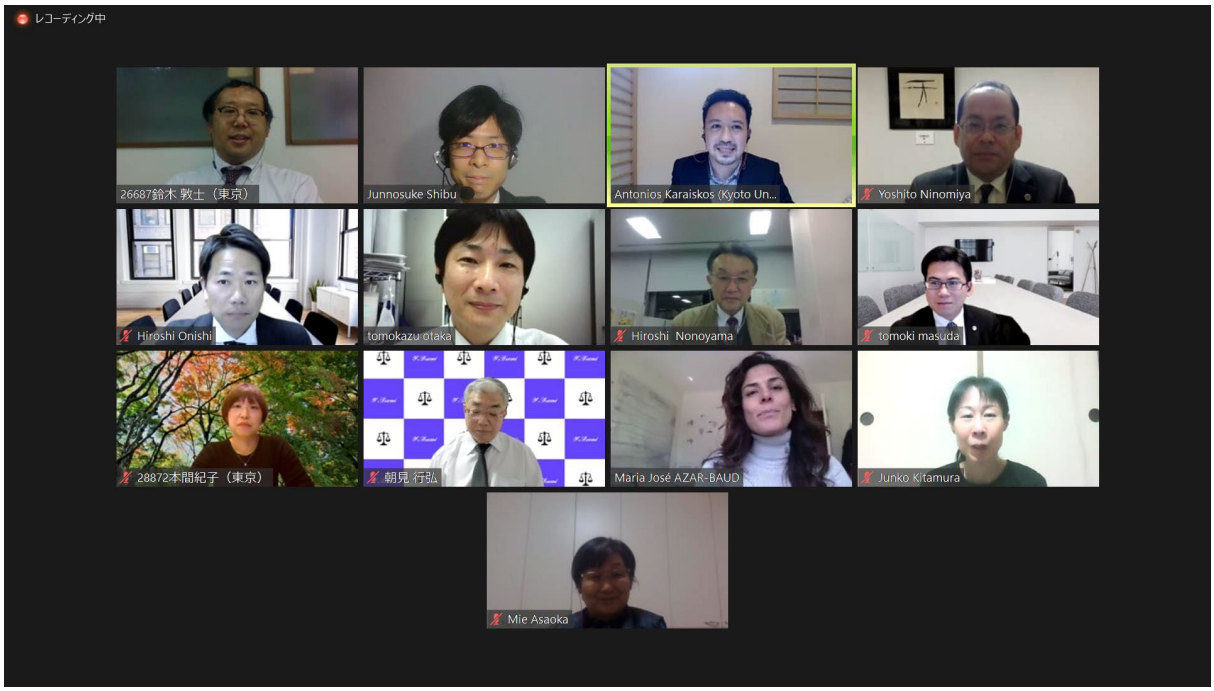
レコーディング中
26687鈴木 敦士（東京）
Junnosuke Shibu
Antonios Karaiskos (Kyoto Un...
Yoshito Ninomiya
Hiroshi Onishi
tomokazu otaka
Hiroshi Nonoyama
tomoki masuda
28872本間紀子（東京）
朝見 行弘
Maria José AZAR-BAUD
Junko Kitamura
Mie Asaoka

## 第１章　調査概要

### 第１　日程及び調査先

１　２０２１年２月２日（火）１７時から１９時（日本時間，以下同じ。）
イーコマースヨーロッパ（ECOMMERCE EUROPE）
www.ecommercetrustmark.eu
Dr. Léon Mölenberg（シニアポリシーアドバイザー）

２　同年２月２３日（火）１７時から１８時３０分
Prof. dr. Stefaan Voet
ルーヴェン・カトリック大学（KU Leuven）教授

３　同年２月２３日（火）１８時３０分から１９時２０分
経済・中小企業・自営業者・エネルギー省
FPS Economy, SMEs, Self-employed and Energy
https://economie.fgov.be/fr
Julie Alardin
Christine Canazza

４　同年２月２３日（火）１９時２０分から２０時４０分
ベルギー連邦エネルギーオンブズマン
Federal Energy Ombudsman
Eric Houtman（消費者メディエーションサービス理事）

５　同年３月３日（水）１８時３０分から２０時００分
テストアシャ
Test Achats
https://www.test-achats.be/
Marcus Laura（ベルギーの弁護士，テストアシャとユーロコンシューマーの訴訟担当者，ブリュッセル自由大学（ULB）教授）

６　同年３月１９日（金）２０時～２１時１０分
Maria José Azar-Baud 准教授
パリ・サクレー大学

７　同年３月３１日（水）１７時から１９時
欧州委員会
Malgorzata POSNOW-WURM(Legal Officer, European Commission, DG Justice and Consumers, Unit E2 Consumer & Marketing law,ポーランドのバリスター)
Ioana PATRASCU(Legal Officer, European Commission, DG Justice and Consumers, Unit E2 Consumer & Marketing law)

### 第２　調査団員一覧

団長
野々山宏　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
京都消費者保護委員会委員
御池総合法律事務所

事務局長
鈴木敦士　弁護士

日弁連消費者問題対策委員会副委員長
中村総合法律事務所
北村純子　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員
北村法律事務所
大高友一　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
中本総合法律事務所東京事務所
二之宮義人　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
京都弁護士会消費者保護委員会委員
弁護士法人二之宮義人法律事務所
本間紀子　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会消費者契約法部会部会長
四谷の森法律事務所
大塚陵　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
森原憲司法律事務所
岩城善之　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
あかり総合法律事務所
今井一成　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員
崎陽合同法律事務所
増田朋記　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
京都弁護士会消費者保護委員会委員
御池総合法律事務所
志部淳之介　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
京都弁護士会消費者保護委員会委員
御池総合法律事務所
西谷拓哉　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会幹事
京都弁護士会消費者保護委員会委員
西谷・三田村法律事務所
大西洋至　弁護士
京都弁護士会消費者保護委員会委員
弁護士法人二之宮義人法律事務所
朝見行弘　弁護士
日弁連消費者問題対策委員会元委員
久留米大学法学部教授
弁護士法人日野総合法律事務所朝倉事務所

通訳
カライスコス・アントニオス
　京都大学法学部・法学研究科准教授

※役職等は調査当時のものである。

# 第２章　ベルギーの集団訴訟制度運用の実情と日本の制度への示唆

## 第１　調査の目的

ベルギーにおいては，２０１４年に集団訴訟制度が導入されており，消費者団体から，既に多くの被害回復訴訟が提起され，一定の解決をみている。日本よりも訴訟提起件数が多い理由は，オプトアウト制度の存在や，和解手続の柔軟な運用が挙げられる。そこで，ベルギーにおける制度設計，制度の運用方法を調査することにより，我が国におけるオプトアウト制度導入の可能性を探るとともに，より柔軟な和解制度の導入や，集団訴訟制度の積極的な活用のための工夫等を学び，日本の制度の改善のための一助としたい。

また，本年３月からは，消費者庁において「消費者庁裁判手続特例法に関する検討会」が開催されている。制度を検討する上で，長期的な視野で，日本の制度をより効果的なものにしていくためにベルギーの調査結果から有益だと思われる情報を提供したい。

## 第２　調査結果の概要

### １　総論

#### (1) ベルギーにおける集団訴訟制度の概要

##### ①　ベルギーにおける集団訴訟制度の導入

ベルギーは２０１４年に，経済法典の中に集団訴訟制度を導入した（ベルギー経済法典１７編「特別の裁判手続」第２章「集団賠償訴訟」。成立日：２０１４年３月２８日。施行日：２０１４年９月１日。）。

なお，２０１８年には，当該手続の対象が中小企業と企業間の紛争にまで拡大された。ここでいう中小企業とは，従業員が２５０人未満で，年間売上高が５，０００万ユーロを超えない，または年間貸借対照表の合計が４，３００万ユーロを超えない企業であり，ベルギーの全企業の約９８％が該当する。

##### ②　前提条件

ベルギーの集団訴訟制度は前提条件として，①被告事業者による契約上の義務，またはＥＵあるいはベルギーの消費者規制または法律に具体的に列挙されている行為のいずれかによる違反のおそれがある場合であること，②適切な集団代表者によって提起されること，③集団訴訟が個々の民事訴訟よりも適切である（または優れている）場合であることを必要としている。

ア　対象・範囲（Art. XVII.36）

訴訟の原因は，被告による契約上の義務，または（現在）３３のヨーロッパあるいはベルギーの消費者規制や法律に具体的に列挙されている行為のいずれかによる違反の可能性である必要がある。

これらの規制及び法律は，競争法及び銀行業務，市場慣行，消費者保護，支払い及びクレジットサービス，製品の安全性，知的財産，プライバシー，電子署名，価格，保険及び専門職賠償責任，旅行，エネルギー

及び乗客の輸送に関する規定に関連している。クラスの代表者は，これらの規則または行為の１つまたは複数に基づいて主張する必要がある。

イ　訴訟の主体（Art. XVII.39）

ベルギーの法律は，明示的かつ正確に，集団訴訟の代表者も適切でなければならないとしている。

なお，当事者適格と代表者としての妥当性は区別されなければならない。集団訴訟の当事者適格を有する協会や組織が，特定のケースにおいて，当然に代表者として妥当するわけではない。複数の組織が集団の代表者として申し立てた場合には，裁判所が，その特定のケースにおいて集団を代表するのに最も適切な団体を決定することとなり，先着順となってはならないとされている。

消費者の事案については，次に掲げる者に，代表する資格が与えられる。

・法人格を持ち，消費に関する特別諮問委員会（委員会の諮問専門家会議）に代表されるか，消費者問題大臣によって認定された消費者団体。
・その目的が集団被害に直接関連し，消費者問題大臣によって認定された，法人格のある非営利団体。
・消費者メディエーションサービス。ただし，集団訴訟を開始し，集団和解を交渉する適格のみを有する。和解が成立せず，裁判所が本案審理をしなければならなくなった時は，消費者団体が手続を継続するために介入しなければならない。
・２０１３年６月１１日の共通原則に関するＥＵ勧告の第４条に定められた基準を満たし，ＥＵ加盟国によって代表者として行動することを承認された代表組織。

中小企業の事案については，次に掲げる者に，代表する資格が与えられる。

・自営業及び中小企業のための高等評議会に代表権を有するか，消費者問題大臣によって承認された，法人格を有する専門職間組織。
・その目的が集団被害に直接関連し，消費者問題大臣によって認定された，法人格のある非営利団体。
・２０１３年６月１１日の共通原則に関するＥＵ勧告の第４条に定められた基準を満たし，ＥＵ加盟国によって代表者として行動することを承認された代表組織。

ウ　優越性（一般の訴えによるよりも集団訴訟によることが有効であること）（Art. XVII.36）

集団訴訟が個々の民事訴訟よりも適切である（または優れている）ことが必要となる。この状態を評価する際に，裁判所は次の要素を考慮に入れる場合がある。

・潜在的なグループの規模
・集団的危害に関連する個々の損害の存在
・集団訴訟メカニズムの複雑さと司法の効率
・訴訟が提起された消費者グループの法的安定性

個々の損害の大きさは決定的な要因にはなり得ない，すなわち，クラスのメンバーが同じまたは類似の事実上または法的な問題に直面しているにもかかわらず，クラスのメンバーが被る損害が異なるという理由だけで裁判官が認定を拒否することはできない。

③　管轄

ブリュッセル商事裁判所（上訴ではブリュッセル控訴裁判所）が専属管轄を有する。(Art. XVII.35)

④　手続の流れ

ア　集団賠償訴訟の申立て

団体による集団賠償訴訟の申立て。申立書の記載事項，条件は Art. XVII.42。

法律上は申請から２か月以内に，裁判所が集団訴訟の許可決定をする（Art.XVII.42 第２項)。

イ　被告事業者との交渉

裁判所は，集団救済協定の承認申請についての決定をする（Art.XVII.43)。

裁判所によって設定された交渉期間中に，グループ代表者（団体）と被告が集団的損害賠償に関する合意交渉をする（Art.XVII.44)。交渉が整わなかった場合は，裁判所にその旨を通知する（Art.XVII.48)。

ウ　本案審理への移行

両当事者出頭しての聴聞会の開催（Art.XVII.53)。

裁判所による本案審理，判決（Art.XVII.54)。

これには，清算人の指定（Art.XVII.54 第２項)，公告費用の決定（同第４項）が含まれる。裁判所の決定のうちメリットに関するものは，グループの全てのメンバーに対して拘束力を持つ（同第５項)。

エ　救済対象者の決定，救済の実施

承認された合意の実施は清算人が担当する。清算人は，補償を受けるグループメンバーの暫定リストを作成（(Art.XVII.58 第１項))。対象となるか疑義がある場合は，当該グループメンバーから聴聞会で意見を聞く（同第４項)。

清算人は，四半期ごとに裁判所に経過報告（(Art.XVII.61 第１項)。同報告は，団体，被告にも送られる。

オ　手続の終了

裁判所は，清算人の提出した最終報告書を承認，決定する（最終的に残った残高の使い途や実行手順を記載。(Art.XVII.61 第２項))。

⑤　その他

ア　オプトインとオプトアウト

ベルギーには両者のいずれを採用するかの基準を定めた明文の規定はなく，裁判所は，認可の決定において，オプトインまたはオプトアウトのいずれかを裁量により選択できる。裁判所は，事件の基礎となる事実と主張に照らして決定を下す。

ただし，クラスのメンバーがベルギーに居住していない場合，及び身体的または精神的損害賠償が請求された場には，裁判所はオプトインを課す必要がある。

クラスのメンバーがクラスにとどまるかオプトアウトするかを情報に基づいて決定するためには，対象消費者の範囲やケースのメリットなど，重要な決定について通知を受ける必要がある。ベルギーでは，集団訴訟の認可の決定及びその他の重要な決定（集団和解の認証，訴訟の判決に向けた審理（本案）に関する決定，及び手続の終了の決定）は，ベルギー官報（Moniteur Belge）及び経済省のウェブサイトで公開されている。場合によっては，裁判所は，個別の通知を含む他の形式の通知（新聞，雑誌，または事業者のウェブサイトなど）を命じることができる。

イ　取下げ

集団賠償訴訟の取下げには，裁判所の許可が必要（Art.XVII.65)。

ウ　和解

ベルギーの立法府は，大量消費者の損害の訴訟外での解決を優先し，促進している。したがって，訴訟前（この場合，当事者は裁判所に集団和解の承認を求めることができる。)，集団訴訟が認可された後の強制交渉段階中，または訴訟のメリットに関する手続中の各段階で和解が可能とされている。

エ　個別手続との関係

集団訴訟が認可決定された瞬間から，グループメンバーが既に開始していた個々の手続は，同一目的，同一原因の場合終了する（Art.XVII.69第１項)。

(2) 運用実態

①　事件数及びその内容

２０１４年９月１日に集団訴訟制度が導入されてから，調査時点において１０件の集団訴訟が提起された。そのうち３件は和解で終了し，１件は消費者団体の敗訴，残り６件は継続中である。

なお，消費者団体からすると，集団訴訟制度が導入される前に想定していた件数よりも明らかに少ない。

表１：提起された集団訴訟の概要

| | 事業者（被 | 事件の内容 | 消費者の | オプトイ | 結果 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 告) | | 数 | ン又はアウト | |
| ① | トーマス・クック航空会社 | フライトに遅延があったが補償をされなかった事件 | 183 | オプトイン | 和解（集団訴訟の認可有,和解内容の認証有） |
| ② | NMBS/SNCB（国鉄） | ストライキにより電車が遅延したが補償がされなかった事件 | 44,000 | 判断なし | 和解（集団訴訟の認可無,和解内容の認証無） |
| ③ | プロキシムス（通信事業者） | デーコダー（複合機）の無償期間について誤解を与えた事件 | 約 30,000 | オプトイン | 敗訴 |
| ④ | グルーポン（電子商取引市場） | おむつ代を支払ったが，その会社が倒産したため，ウェブプラットホームであるグルーポンを訴えた事件 | 1,200 | 判断なし | 和解（集団訴訟の認可無,和解内容の認証無） |
| ⑤ | フォルクスワーゲングループ（輸入・販売代理店） | 自動車の NOx 排出量を改ざんした事件 | 約 11,000（車の数としては約 40 万台） | オプトアウト | 進行中（集団訴訟の認可済み） |
| ⑥ | ８つのウェブサイトを利用している５社 | コンサートチケットを違法に転売していた事件 | 2,650 | 未決 | 進行中（集団訴訟の認可前） |
| ⑦ | フェイスブック | 消費者のデータが同意なく使用・利用された事件 | 42,708（2020 年 4 月上旬時点） | 未決 | 進行中（集団訴訟の認可前） |
| ⑧ | ライアンエアー | ストライキによりフライトが遅延・キャンセルされた事件 | 1,299（2020 年 4 月上旬時点） | オプトイン | 進行中（集団訴訟の認可前） |
| ⑨ | ベルギー連合とサンラ | 2014 年ブラジルワールドカップの応 | 206 | 未決 | 進行中（集団訴訟の認 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | イゼン | 援に行ったサポーターが滞在する「豪華なキャンプ場」が約束されたものとは異なっていた事件 | | | 可前） |
| ⑩ | エネルギー供給会社６社 | 途中解約しても年間の固定料金の全額を請求された事件 | 約 40,000 | 未決 | 進行中（集団訴訟の認可前） |

※①～⑨の原告はテストアシャ，⑩の原告はベルギー連邦エネルギーオンブズマンから要請された消費者メディエーションサービスである。

② 期間について

ベルギー法では，集団訴訟が提起されてから２か月以内に裁判所は集団訴訟を認可するか否かを判断しないといけないことになっている。

しかし，実情においてこの２か月という期間は守られていない。裁判所が優越性に加え，オプトアウト又はオプトインの選択しなければならないため，双方の主張を聴取し，判断するのに時間がかかっていることが理由である。

裁判所によって認可された上記３事件（表１における①，③，⑤）の認可までの平均日数は約３６０日となっている。

③ 基金・保険等について

集団訴訟を対象とした特別の基金・保険等は存在しない。公的な支援はあるが，消費者団体の経済的独立性が問題となるため，資金提供には制限がある。

④ 財政面について

消費者団体が，集団訴訟を提起する場合，非常に多額の費用を要する。そのため，実際に訴訟を提起するか否かを判断する上で費用面は重要な判断要素となっている。ベルギーにおいては，消費者団体が集団訴訟で利益を上げることができず（勝訴した場合も含む），全ての費用を負担することになっている。実際に集団訴訟を提起している消費者団体は訴訟以外での収入源を持っているテストアシャに集中し，同団体しかできないのが実情である（上記１０事件のうち９事件がテストアシャである。）。これがベルギーにおける集団訴訟が立法当時に想定してより少ない大きな原因一つとなっている。

新たなＥＵ指令において第三者による融資が認められているため，今後，この点が改善されることが期待されている。

⑤ 損害賠償金の支払いについて

実際に損害賠償金が支払われたのは，上記事件のうち和解に至った３件

（表１における①，②，④）のみである。

この３件の具体的な支払方法は，消費者団体から被告である事業者に消費者のリストを渡し，事業者から消費者に対し，損害賠償金が支払われた。このような方法が取られたのは，消費者の数が多くはなかったためである。

２　実例の紹介

(1) 事件①　テストアシャの事件　ディーゼルゲート事件（表１の⑤）

①　事案

フォルクスワーゲングループは何年もの間，宣伝されているよりもはるかに多くの NOx を排出するＶＷ，アウディ，シュコダ，セアト，ポルシェの各ブランドの車を販売してきたため，これらの車の所有者の補償を求めて訴え提起をした事案である。

②　具体的な経過

ア　認可決定段階

・２０１６年６月３０日　テストアシャがフォルクスワーゲングループに対し集団訴訟を提起した。
なお，対象消費者は２０１４年９月１日以降に購入した消費者である。

・２０１６年９月９日　初回聴聞会　双方の意見を聴取する。

・２０１６年１０月１０日　第２回聴聞会　集団訴訟の優越性について検討する。

・２０１６年１０月２５日　裁判所は優越性の結論を出す日を２０１７年１月３１日と決定した。

・２０１７年１月３１日　第３回聴聞会　被告が原告に対し対象消費者全ての人の連絡先住所等の情報を伝えることを裁判所に義務付けるように求める。その理由は，集団訴訟が適切か，原告が消費者を代表しているかを判断するために必要であるとのこと。
そのため，優越性の関する判断はされず，被告からの要求を検討することになる。

・２０１７年２月２７日　裁判所は，第３回聴聞会の被告の要求を却下した。

・２０１７年４月２４日，１０月３０日（３１日）　優越性について双方が主張する。

・２０１７年１２月１８日　裁判所は，集団訴訟を認可し，オプトアウトを選択する。

イ　交渉段階

・２０１８年７月８日～２０１９年７月まで交渉を行うが合意に至らなかった。

ウ　本案

・２０１９年９月１６日より本案が開始され，現在係属中。

以上のように，集団訴訟を提起して裁判所から認可されるまで，約１年半が経過しており，交渉についても約１年間行われてきた。本案についても，２０２２年４月４日の期日が予定されており，判決にはまだ時間がかかるものと思われる。

(2) 事件②　テストアシャの事件　ライアンエアー事件（表１の⑧）

①　事案

２０１８年７月２５日，２６日，８月１０日，９月２８日の合計４回，ライアンエアーでストライキが発生したため，多くのフライトのキャンセル又は遅延があった。このキャンセルや遅延のあったフライトの乗客に対し，事前に十分なアナウンスがされていなかった。

そこで，テストアシャは，２０１８年８月から１１月まで影響を受けた乗客の補償を求めてライアンエアーと交渉をしたが，ライアンエアーは，乗客への補償を断固として拒否したため，集団訴訟を提起した事案である。

②　具体的な経過

・２０１９年７月１１日　テストアシャがライアンエアーに対し集団訴訟を提起する。
・２０１９年９月１３日　初回聴聞会　裁判所が双方の主張を聴取する。
・２０２０年９月２９日，１０月６日　集団訴訟の優越性についての主張を行う。
・２０２０年１２月７日　裁判所は集団訴訟を認可し，オプトインを選択した。
・２０２１年１月　被告が優越性に対する認可を上訴する。

以上のように，裁判所から集団訴訟として認可されたものの，これについてライアンエアーが上訴して争っているため，訴え提起して２年近く経過するが，未だ交渉段階には進んでいない。

なお，裁判所がオプトインを選択したため，テストアシャはウェブサイト上でライアンエアーのストライキにより影響を受けた消費者に対し，本訴訟への参加を呼び掛けている。具体的には，ⅰフライトの日付と目的地，ⅱ旅行者の名前，ⅲ予約番号，ⅳ参加の意思表明を電子メールで送信するようになっている。

(3) 事件③　消費者メディエーションサービスの事件　エネルギー供給会社事件（表１の⑩）

①　事案

エネルギー供給会社が契約者に対し定額固定料金の請求を行っているところ，１日で，あるいは１か月で，途中解約しても年間固定料金の全額が請求されていた。契約後早期に解約しても，エネルギー供給会社によって異なるが最大７５ユーロの１年間の固定料金を請求される。

ほとんどのエネルギー供給会社と所管官庁，消費者省，大臣との間で，消費者合意が締結されており，契約後１年間は使用量にかかわらず１年分

は請求してよいとされ，契約２年目から使用量に応じて減額すれば良いとされていた。

しかし，連邦エネルギーオンブズマンとしては，そのような使用量にかかわらない１年分の請求は違法であり，行為の適法性を争うべきであると考えた。

無効の契約条項であると，連邦エネルギーオンブズマンは７７７件の苦情を受け付け，エネルギー会社に対し２２４件の勧告を行ったが，エネルギー供給事業者によって対応されたのは７件のみであった。

ベルギー議会にも，このような手法を認めるべきでないと，政策提言を行ったが，それでも改善しなかった。

そこで，連邦エネルギーオンブズマンは消費者メディエーションサービスに訴訟提起を依頼した。この事件では，４万人を超える消費者が影響を受け，その合計金額は１００万ユーロを超える事案である。

② 具体的な経過

ア 訴訟提起

連邦オンブズマンからエネルギー供給会社に対し違反を指摘する通知を送付した。通知を受領したが回答しなかった会社，及び対応しない旨を回答した会社の合計６社に対して，消費者メディエーションサービスは２０１８年８月３日にブリュッセル商事裁判所に集団訴訟の申立てを行った。

イ 提訴後の経過

現在も係属中である。

提訴後，２０１８年９月４日が第１回期日であった。２０１９年１１月にブリュッセル商事裁判所で中間判決が行われた。中間判決は原告に好ましい内容であったが（原告に訴訟主体としての適格を認められたと推測される。），事業者により控訴され，消費者メディエーションサービスの適格性・関連性が争われている。

２０２０年１１月１８日ブリュッセル控訴院は憲法３２条[1]に基づき，消費者メディエーションサービスが行政より認証を受けているとの書類の開示をしなければならないとし，消費者メディエーションサービスが開示を実施した。

なお，制度上，消費者メディエーションサービスが集団的解決の法的措置に介入することができるのは，交渉の段階までであり，金銭的支払い判決を得ることまではできない。提訴しても，交渉で合意に至らず，金銭的支払を命じる判決を得るためには，認証を受けた適格団体に対し提訴を求めるしかない。オンブズマンが紛争の仲介をすることが役割の

[1] ベルギー憲法第３２ 条〔公文書へのアクセス権〕では，何人も，あらゆる公文書の閲覧を求め，これを複写する権利を有するが，法律，デクレ又は第１３４ 条で定める法規範により定められる場合及び条件についてはこの限りでない。

中核であることに基づくようである。

3　各論

(1) 集団訴訟の許可要件について

①　ベルギーの集団訴訟の許可要件

ベルギー経済法典第３６条によると，集団訴訟は，次に掲げる条件の全てを満たす場合に，受理することができるものとされている。

ア　援用する理由が，事業者による，その契約上の債務，ＥＵ法の規定又は第３７条に定める法律若しくはその執行のためのアレテへの違反を構成する可能性がある場合

イ　訴訟が，第３９条に定める要求事項を満たす者であって，かつ，裁判所によって適切であると判断された申立人によって提起される場合

ウ　集団訴訟を用いることが普通法の訴訟よりも効率的であると思われる場合

このうち，実務上，最も問題となるのが，優越性要件と呼ばれるウの要件である。集団訴訟として裁判所の認可を受けるには，個別訴訟よりも集団訴訟が適していると認められなければならない。この要件をめぐって訴訟が長期化するケースもある（上述のディーゼルゲート事件等)。

裁判所は，請求額の多寡（少ないと集団訴訟の方が効果的とされる。)，潜在的なグループサイズ（対象消費者の人数等）や集団の中の個別の損害の有無等を考慮して本要件該当性を判断する。我が国の制度との比較で言うと，消費者裁判手続特例法上の共通性要件（２条４号)，多数性要件（１条)，支配性要件（３条４項）等を併せて検討するような要件である。

一般論として，優越性要件を満たしやすいケースは，請求額が少額であり，多数の潜在的な対象消費者が想定され，集団において多様な損害が想定し難いケースである。

もっとも，対象消費者の人数に関して言えば，１０人程度の被害者であっても，本要件は満たすとされている。また，個々の消費者の損害の内容，程度等が多様である場合であっても，裁判所は，この点のみを理由として本要件該当性を否定することはできないとされている。

ヒアリングによると，実際には，この要件を満たさないと判断されたケースは少ない。理由の一つとしては，消費者団体が，要件該当性を慎重に検討して提訴事案を選定している点が挙げられる。

(2) 訴訟上（集団共済協定)，訴訟外での和解について

①　制度としての和解に関する概要（Voet 教授の資料より）

ア　はじめに

ベルギーでは集団的消費者被害の解決に関し各段階（集団訴訟の提訴後認可前，認可後の必要的交渉段階）で和解による解決が推奨されている。

イ　提訴後認可前の和解について

提訴後認可前に和解に達した場合，原告と被告とは共同で承認基準を満たしていることを示す根拠を添えて裁判所に承認（ホモロゲーション）を求めることとなる。

承認を求める和解内容に①対象となる消費者集団（クラス）の説明，②クラス代表と被告事業者の説明，③救済される範囲と形態，④オプトインあるいはオプトアウトを選択する理由，⑤オプトアウトを選択する場合はオプトアウト期間，⑥被告事業者がクラス代表に支払う費用[2]，⑦対象消費者に対する通知の費用の負担者，⑧和解が承認された後に損害が生じた場合に合意内容を見直すための手続，⑨対象消費者に対する追加で行う通知の方法，形態，⑩和解の成立日，が含まれていなければならない。

裁判所に提出された和解内容に①必要的事項が含まれていない場合，②必要的事項が不明確な場合，③次の承認できない事由が含まれている場合は，裁判所は当事者に対し８日以内に補正を求めることとなる。

裁判所が和解を承認しないのは，①例えば和解内容が公序良俗に反するというような場合等和解内容が明らかに不合理である場合，②オプトアウト期間が明らかに不合理である場合，③対象消費者に対する追加で行う通知の方法，形態が明らかに不合理である場合，④被告事業者がクラス代表に支払う費用の額が実際にかかった費用を超える場合である。

なお，欧州連合司法裁判所の判例において判例法を形成する中で，裁判所が職権により確認・調査をしなければならない項目が消費者紛争について蓄積されてきている。そのため，そのような項目についても裁判所は職権によって調査を行い，場合によって①の和解内容が不合理であるという場合として承認しないこととなる。

当事者から和解の承認を求められた裁判所は２か月以内に承認するか否かの決定を行わなければならない。

裁判所は和解を承認すると清算人を任命する。和解の執行に関する清算人の役割は，①全体を監督すること，②対象となるグループ，クラスのメンバーの仮のリストを作成した上で裁判所に随時報告することである。事業者側が金銭による損害賠償等を行う場合は，その全額を清算人に支払った上で，清算人がそれを分配するということとなる。あるいは，物をもって賠償するという場合には，清算人の監督のもとで行うこととなる。執行が全て終わった段階で清算人は最終報告書を裁判所に提出し，裁判所が認証して，手続が終結し，その終結に関する判断を裁判所が公表することとなる。

和解内容は官報と経済省のウェブサイトに掲載されることとなる。

---

[2] 集団訴訟に関する費用は敗訴者負担であり，また，消費者団体からのヒアリングでは消費者団体が集団訴訟で利益・報酬を得ることはできないとされているとのことである。ただし，和解において消費者団体が実際に支出した費用額を超えない範囲で被告事業者から原告の代表者に対して賠償額（費用分）を支払う合意をすることは可能である（ベルギー経済法 XVⅡ.45.第３項８° 参照）。

ウ　認可後の必要的和解交渉について

集団訴訟の認可後，裁判所は３か月以上６か月以下の期間を定めて当事者に必要的和解交渉を求めることとなる。裁判所はこの必要的和解交渉期間について，６か月を限度に延長することができる。

この必要的和解交渉期間において，当事者は裁判所が任命するメディエーターを使用することができる。

当事者が和解に達した場合は，認可前と同様の認証手続が適用されることとなる。

エ　必要的和解交渉後の和解について

必要的和解交渉期間に和解に達しない場合，裁判所は集団訴訟について判決に向けた手続を行うこととなる。

必要的和解交渉期間に和解に達しないことが明確になった後，裁判所は１か月以内に判決に向けた審理スケジュールを命じることとなる。

この審理スケジュール期間に当事者が和解に達した場合，認可前と同様の認証手続が適用されることとなる。

②　実際に行われた和解事案について

ア　提訴後の和解事例

ベルギーではこれまで１０件の集団訴訟が提訴され，そのうち３件について和解が成立している。和解事例はいずれもテストアシャが原告となった事件である。

(ｱ) 国鉄事件（表１の②）

a　事案の概要

・国鉄のストライキによる電車遅延の補償内容
・２０１５年１１月２３日提訴
・対象消費者は原告の評価では５３，０００人（テストアシャヒアリング結果），実際にリストに掲載された人数は４４，０００人（Voet 教授資料）

b　和解時期

・集団訴訟の認可前に和解が成立し，訴えを取り下げた。

c　和解内容

・電車が遅延した場合の補償の仕組みについて被告事業者はテストアシャと協力して改善する。

(ｲ) トーマス・クック航空会社事件（表１の①）

a　事案の概要

・フライトの遅延があった場合の無補償
・２０１５年１０月２日提訴
・対象消費者は１８３人

b　和解時期

・集団訴訟の認可後に和解が成立し，２０１６年４月４日に裁判

所の承認を得た。

c　和解内容

・乗客が支払った費用の返還及びテストアシャに対する集団訴訟に関する費用

(ｳ) グルーポン社（電子商取引市場）事件（表１の④）

a　事案の概要

・グルーポン社が運営していたウェブサイト上のプラットフォームにおいておむつの不良品を販売していた会社破産した。グルーポン社は取引当事者ではないとして責任はないと主張していた。

・２０１７年１０月２６日提訴

・対象消費者は１，２００人

b　和解時期

・集団訴訟の認可前に和解が成立し，訴えを取り下げた。

c　和解内容

・２００ユーロの返金と１００ユーロ分のクーポン券の交付

イ　実務における和解の活用方法及び意義について

ベルギーでこれまで提訴された１０件の集団訴訟のうち９件はテストアシャが原告となっている。

テストアシャは提訴前に必ず相手方事業者に対し交渉を求め，まずは話し合いでの解決を試み，相手方事業者が交渉を拒否するなど，和解に至らない場合に提訴している。提訴前の交渉は各事業者との間で毎日のように行っているが，相手方の多くは小規模事業者とのことである。

テストアシャによると，提訴前に和解に至らない場合においても提訴により相手方は請求内容が明確になることもあり，より交渉のインセンティブが働くということである。実際に，国鉄事件では提訴後にすぐに国鉄側から和解の申し出があったとのことである。

提訴後認可前に和解が成立した場合は集団訴訟を取り下げることが可能であり，この場合，和解内容について裁判所の承認を得ないことも可能である。しかし，認可後には和解が成立しても訴えを取り下げることはできず，和解内容について裁判所の承認を求めなければならない。

集団訴訟の提訴前に和解が成立した場合，あるいは提訴後認可前に和解が成立し訴えを取り下げた場合，その和解内容は執行力を有しない。

テストアシャによると，認可前に和解が成立し訴えを取り下げた場合でもテストアシャが報酬を得ることはない。そのため，消費者に不利益な和解を行うインセンティブがなく和解内容について裁判所の承認を得ていなくとも消費者の利益を害することとなるのではないかという懸念はないとのことである。

集団訴訟の認可前に和解が成立し訴えが取り下げられた場合でも，認

可後に和解が成立に達した場合でも，行政機関が裁判手続への介入，関与は禁止されているため，和解の手続や内容については経済省が所管官庁として何らかの関与をするということはない。

認可前に和解が成立し訴えが取り下げられた場合，和解内容は開示されない。そのため，オプトイン型なのかオプトアウト型なのか不明である[3]。

(3) 消費者による手続参加の方法について（オプトアウトとオプトイン）

① 裁判所について

集団訴訟を扱う裁判所は，ブリュッセル商事裁判所という以外に特に定めはなく，専門部が設けられているわけではない。ブリュッセル商事裁判所の中にフランス語を扱う裁判所とオランダ語を扱う裁判所がある。

② 長所と短所

裁判所がオプトアウト又はオプトインのいずれを選択するかについては，法律上基準（要件）等は規定されておらず，裁判所の裁量によるため，以下のような長所と短所がある。

・長所：多数の消費者が少額の被害を受けている場合にオプトアウトを選択する可能性があること。

裁判所は，当事者双方からオプトアウト又はオプトインのいずれを希望するか，その理由を聴取する必要があるため，消費者団体はより具体的な事情を踏まえてオプトアウトを採用されるように主張を尽くすことが可能となり，それによりオプトアウトを選択される可能性が高まる。

・短所：選択基準が法律上明確でないため，裁判所がなぜオプトイン又はオプトアウトを選択したのか，その判断基準が不明確であること。

上記１０件の訴訟において，消費者団体及びオンブズマンは，全てオプトアウトを要求しているが，現時点でオプトアウトが選択されたのは表１の⑤事件の１件のみである。

裁判所がなぜオプトアウト又はオプトインを選択したのか，その具体的な理由を理解することが困難である。消費者団体からすると裁判所のフィーリングでしかないという認識である。

また，法律上の基準がないため，裁判所がどちらかを選択するのに時間がかかり，裁判が長期化する原因にもなっている。

(4) 各当事者から見た制度の評価

各当事者のベルギーの制度の評価は以下のとおりである。

① 行政機関

行政機関担当者は特に制度の評価はしていなかったが，法律が求めている迅速な和解や訴訟が実現できていないことについては課題として認識していた。

[3] この点に関し Voet 教授は法改正により認可前の和解についても公開させるべきではないかという意見である。

② 学者（Voet 教授）

全体として，制度の存在は評価している。

ア　集団訴訟とＡＤＲの組合せについて

ベルギーにおける集団訴訟とＡＤＲの組合せは良い制度となっていると評価している。消費者のために動いている者は集団訴訟が望ましいと考え，他方で，事業者の利害関係者としては，集団訴訟は会社や経済を滅ぼすものであり裁判外で解決すべきであると考える，という力関係がある。

しかし，これらは対立するものではなく組み合わせるべきである。

ベルギーのオンブズマンはＡＤＲを担当する一方で，集団訴訟を提起することもできるとされ，よい組合せと評価している。教授としては，このベルギーモデルはさらに研究され，ヨーロッパで拡張されるべきモデルであると考えている。

(ｱ) オプトインとオプトアウトについて

オプトインとオプトアウトのどちらを導入するかについては立法過程でも非常に議論があった点であったが，教授としては，ベルギーの立法者が最終的にやはり定型化はできないという判断をして，裁判所の判断でどちらでも採用できるとしたのは非常に良いことであると評価していた。最も適切な判断をできるのはやはり裁判所だからであることを理由としている。提訴された１０件の事案を見ても，裁判所は非常に適切にオプトインとするかオプトアウトとするかを判断していると評価している。

(ｲ) 和解について

ベルギーの制度では訴訟のいかなる段階でも和解は可能である点は評価される。問題となるのは，管理が上手な裁判官が必要となることである。なぜなら，一方に事業者がいて，他方には裁判所に出廷していない消費者を代表する団体がいるという状況で，これらの者が合意したので和解を認可してほしいと主張するが，裁判官はその際，実際にそこにはいない消費者の利益となる和解なのかを確認しなければならない。目の前にいる当事者あるいは弁護士の利益となる和解なのかが大事ではない。その点の管理ができる裁判官が必要となる。

また，ベルギー法では最初の段階で消費者にオプトアウト，オプトインの選択権が与えられるが，それが一旦固まってしまうと，和解において和解内容に不満であっても消費者は２回目のオプトアウトの選択はできず，当然に拘束されてしまう。これがベルギー法の不足点と考えている。教授としては，一旦オプトアウト，オプトインが実施されて集団（クラス）が確定しても，和解においては，そ

れに不満な消費者は２回目の選択権が与えられ，オプトアウトが認められる制度が望ましいと考えている。

③　オンブズマン

法で認められている消費者の権利に影響を与える無効の契約条項に対してオンブズマンが消費者メディエーションサービスによって提訴できる制度を積極的に行使しており，制度の存在は評価している。しかし，消費者メディエーションサービスが提訴しても交渉段階のみの関与で，金銭支払いの判決が得られない点は消極的評価であった。

提訴案件は，初めて消費者メディエーションサービスが手続を利用したケースである。事業者側が強く訴訟主体としての適格性を争っている。その背景には，本件で認められると，他の事案も消費者メディエーションサービスが提訴をし，その経済的な影響が他にも及ぶということを懸念していると思われる。オンブズマン，消費者メディエーションサービスとも，今後も提訴案件にはしっかり取り組む意欲を見せていた。

④　消費者団体（テストアシャ）

９件の訴訟を提起しており，制度を積極的に活用している。全て自己費用でまかなっている。制度の存在を高く評価している現れと考えられる。

メリットとして評価しているのは，①交渉をする上で大きな圧力をかける力となっていること。現在，Facebook やアップルと交渉を行っているが，この制度がなければ，おそらく交渉することに同意をしていなかったであろう。

②もう一つは市場をよりよく規律規制することが可能となっていること。大企業でもあっても，小さなことでも違法なことをするとこの制度を活用できることがわかっているので，それを避けるということである。例えば，本来であれば一人の消費者あたりの損失が５０ユーロくらいないと訴訟ができないが，この制度があればそれが圧力となるということである。メリットも多くあるので，よりよく改善できればと評価している。

ベルギーの制度の問題は，費用を全て消費者団体が負担してこれを回収する制度となっていない点と，手続が長期にわたるという点が挙げられていたテストアシャ以外の団体が訴訟提起をあまりしていないのは，費用面が引っかかっていると考えられる。赤字になっても良いくらいの資金がないと提訴ができない。提訴以外の方法，解決法を探すことが多い。

費用と手続の長さの問題で，計１０件の提訴件数は明らかに想定よりも少ないと評価している。

テストアシャは，９つのケースを含め，常にオプトアウトを求めている。なぜなら，オプトアウトはオプトインに比べて，消費者が何もしなくてもクラスの一員として居続けられ，消費者にとって一番の保

護を提供することになるからである。

裁判官がオプトインかオプトアウトかを判断する仕組みになっているのはベルギーのみである。しかも，法律上，そのための要件が定められていない。そのため，なぜオプトイン／アウトを希望するのかの理由を聴かなければならないなど，手続にかなりの時間を要することとなっている。しかも裁判官が，オプトイン／アウトを選択している理由は，フィーリングとしとか言いようがない。団体からすると，適切な理由付けはない。本来，立法者がその基準を定めておくべきであったと評価している。

⑤　事業者団体

担当者がＥＵ全体を活動エリアとしており，またオランダ出身であるので，オランダ法，ＥＵ指令との比較でベルギー法を解説していた。ベルギー法のうち，オランダ法，ＥＵ指令と異なる部分は，後者の方が良いとのニュアンスであった。

４　日本の制度への示唆

(1) オプトアウトの導入について

我が国の制度は，二段階目の手続において対象消費者が自ら特定適格消費者団体に授権を行うことにより参加するオプトイン型の手続である。しかし，特に対象消費者の個々の被害額が低額である場合には，煩雑な手続をしてまで多くの対象消費者が参加することは期待できない[4]。少額・多数の消費者被害を回復することを目的とした特例法の趣旨からすると，我が国においてもオプトアウトの制度導入が望ましいと言える。

この点，ベルギーは，オプトインとオプトアウトのどちらを導入するかについて裁判所の判断でいずれかを選択する制度を採用している。実際に，オプトアウトが活用された事例が存在している（フォルクスワーゲン事件)。

参考となるのは，オプトアウトに対する考え方である。オプトアウトを採用することで，より多くの消費者の参加が期待されることは，ベルギーにおいても指摘され，消費者団体は全てのケースでオプトアウトを求めている。オプトアウトを採用する一番の理由は，それが消費者にとって一番の保護を提供することになり，消費者が何もしなくてもクラスの一員として居続けられるという点にある。特に，多数の消費者が少額の被害を受けている場合にオプトアウトが望ましいとのことであった。

オプトアウトを採用した場合の問題は，消費者の手続保障である。我が国においては，第三者たる団体の行った法律行為の効果を消費者に及ぼすには，授権により個々の消費者の意思が反映されていなければならないと

[4] 消費者機構日本の実施したアンケートでは，東京医科大学医学部入試に対する訴訟に参加しなかった理由として，５０％の回答者が「参加すること自体や手続きが面倒だった」を挙げている（消費者裁判手続特例法等に関する検討会第２回資料４－１，３０頁)。

いう考え方がある。この点について，ベルギーでは，実際に，消費者に対しオプトアウトできることを説明した通知が確実に行われ，消費者の自由な意思によりオプトアウトが実施されている。日本においても同様の考え方において，オプトアウト制度の導入をし得るものであり，参考にすべきである。

(2) 対象，要件について

① 対象について

我が国の制度は，慰謝料請求を適用除外としており個人情報流出に係る事案が対象とならない。また，製品の安全性を欠く事案も適用除外とされている。

この点，ベルギーの制度では，消費者が有する権利だけではあるが，どのような損害でも集団訴訟で請求できるとされている。すなわち，被告による契約上の義務の履行を求める事案のほか，競争法及び銀行業務，市場慣行，製品の安全性，知的財産，プライバシー等，多岐に及ぶ。また，物的損害，慰謝料，人身損害のいずれについても，事業者による損害であれば対象となる。ベルギーにおいて，これらの事案が適用対象となり，かつ適切に制度が運用されている実態からすると，我が国のような多くの適用除外を設ける理論的な根拠は存在しないと考えられる。

② 要件について

我が国では，共通性要件（２条４号），多数性要件（１条），支配性要件（３条４項）と呼ばれる各要件が存在する。裁判所によっては，支配性要件と呼ばれる要件を厳格に解し，団体の訴えを却下する事例も見られる。例えば，情報商材を販売していた事業者に対して消費者機構日本が提起した訴訟において，裁判所は，情報商材の購入者にも一定の過失が認められ，その過失の程度は購入者によって異なることをもって，支配性の要件を満たさないものとして，却下判決をした。

この点，ベルギーでは優越性という要件が存在し，訴訟において争われるとのことであった。もっとも，裁判所は，個々の消費者の損害の内容，程度等が多様である場合であっても，裁判所は，この点のみを理由として本要件該当性を否定することはできないとされている。また，ヒアリングによると，実際には，この要件を満たさないと判断されたケースは少ないとされており，これによって消費者保護の観点から問題が生じているケースは報告されていない。

(3) 和解の充実について

我が国の制度では，和解の対象となるのは共通義務確認訴訟の目的である２条４項に規定する義務の存否に関するもののみである（特例法１０条）。そのため，義務の存否以外の事項の和解ができず，実質的に見て請求認諾に近い和解のみを認める結果となり，極めて硬直的な仕組みとなっている。

この点，ベルギーでは，集団訴訟の認可決定後に和解のための義務的交渉

期間が法定されており制度的にも和解による解決が推奨されているのみならず，運用上も集団訴訟の各主体が和解による解決を積極的に活用している。例えば，集団訴訟が提起されると裁判所は２か月以内に集団訴訟を認可するか否かの決定をすることと法定（XVII.42 第２項）されているが，実際の運用ではこの期間が遵守されることはない。これは，両当事者により認可要件についての厳しい主張，立証が行われていることもあるが，同時に当事者間で和解の試みを行っていることが影響しているようである。

また，適格消費者団体は提訴前に必ず事業者と交渉を試みている。その上で，交渉を拒絶されたり，交渉の結果和解に至らなかったりした場合に，提訴したところ，提訴後すぐに被告事業者側から和解の申し出がなされることもある。これは，①集団訴訟の認可決定後には義務的交渉期間が設けられており，この義務的交渉期間における和解の対象消費者の範囲が認可決定のオプトイン・オプトアウトに拘束されることや，②認可決定後の和解は裁判所の承認手続を得て清算人による監督下での履行手続が行われること，③和解内容が官報及び経済省のウェブサイトで公表されること等が影響しているのではないかと考えられる。認可決定前に和解に達した場合は集団訴訟の取下げも可能であり,実際に認可前に和解が成立した訴訟は取り下げられている。

このように，制度的にも運用上も訴訟のいかなる段階においても和解による解決が推奨され実際に活用されていることについて，各関係者からのヒアリングにおいても好評価であり否定的な意見は聞かれなかった。これは，多数の消費者被害を一回的に解決するという集団訴訟制度は和解に馴染むものであるという点で，関係者の認識が一致しているからである。また，実際にも３件の事例が和解により解決しており早期の被害回復が実現している。我が国においても，和解を第一段階に限定せず，また，義務の存否以外についても対象とする等，柔軟な制度設計をすることが望ましいと言える。

## 第３章　ＥＵ代表訴訟指令

### 第１　制定経緯

#### １　１９９８年の差止指令

ＥＵにおける消費者の集団的被害に係る民事裁判上の手続については,従前,１９９８年の消費者利益の保護のための差止訴訟指令（Directive 98/27/EC）の下，主に不公正取引方法及び不公正な契約条項の領域について，公的機関又は消費者団体等に差止訴訟（消費者の集団的利益を侵害する行為の停止を求めるもの）を提起する権利を付与することが最低限の水準とされていた。なお，同指令は，２００９年の消費者の利益の保護のための差止訴訟指令（Directive 2009/22/EC，以下「差止請求指令」という。）により改正され，差止請求権の対象行為が大幅に拡大された。

一方，消費者の集団的被害の賠償を求める集合訴訟については，各加盟国において異なる対応がとられていた。すなわち，ポルトガル（１９９５年)，スペイン（２０００年)，スウェーデン（２００３年)，オランダ（２００５年)，フィンランド（２００７年)，デンマーク（２００８年）のような加盟国が集合訴訟の制度を導入していったが，それらの内容は相当に異なるものであった。

#### ２　２０１３年の勧告

このような状況の下，２０１３年のＥＵ法により与えられた権利の侵害に関する加盟国における差止め及び補償に係る集団的被害回復制度に関する共通原則に関する勧告(Recommendation 2013/396/EU,以下「2013 年の勧告」という。)は，各加盟国に対する法的拘束力はないものの，差止手続だけではなく，被害回手続についても，全ての加盟国に対し，集団的被害回復の仕組みを構築するに際し考慮すべき共通の原則を示した。

差止請求と被害回復に共通の原則として，加盟国が指定する非営利団体による代表訴訟，裁判所が許容性を早期の段階で審理すること，情報提供の保障，敗訴者負担，資金源の開示や利益相反の禁止などの資金提供についての規制，越境事案を取り扱えることを定めた。また，差止請求に関する原則として，暫定手続の保障，実効的な執行を定めた。補償請求に関する原則として，オプトインの原則（原則として，判決又は和解前にいつでも再訴の権利を失わず脱退でき又は参加できる。)，和解の勧奨やＡＤＲの活用，成功報酬制の原則的禁止など不必要な訴訟を招かないための弁護士報酬の規制，懲罰賠償の禁止，民間第三者基金による固定報酬制の禁止などの資金提供についての追加的規制，事後手続（follow on action）の原則などが定められていた。そして，上記勧告では，２０１５年７月２６日までに加盟国に対応することを求め，集団的被害回復が行われた件数等を２０１６年７月２６日までに欧州委員会に報告することを求めていた。そして，２０１７年７月２６日までに欧州委員会は，上記勧告の実施状況を評価することとしていた。

その後,ベルギー（２０１４年),フランス(同年),イギリス（２０１５年),ドイツ（２０１８年）において，集合訴訟の制度が導入された。もっとも，上

記勧告の成果評価を行った２０１８年１月の欧州委員会報告書は，各加盟国の被害回復制度は，ＥＵにおける多数の消費者に影響を与える大量被害が発生する状況において十分なものではないと結論付けていた。

３　新指令の提案

このように，集団的消費者被害回復制度は十分に機能していないと評価される中，例えば，フォルクスワーゲン社によるディーゼル車搭載の排ガスに関する不正プログラム事件のような極めて大規模な消費者被害の発生がヨーロッパにおいて大きな社会問題となったことが契機となり，欧州委員会は，２０１８年４月，消費者のためのニューディール政策（New Deal For Consumers COM（2018）183）と題する一連の消費者政策に係る改革をＥＵ指令の提案という形で打ち出し，その一環として，「消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟及び指令 2009/22/EU の廃止に関する欧州議会及び欧州連合理事会の指令」の提案を公表した。

同案は要するに，消費者団体が多数の消費者の金銭的請求権等を訴訟上まとめて行使する制度を全加盟国において整備することを要請するものであったところ，２０１９年３月の欧州議会による修正案（P8_TA-PROV(2019)0222），２０２０年６月の欧州連合理事会による修正案（9223/20, 30 June2020） を経て，同年１１月２５日，消費者の集団的利益の保護のための代表訴訟及び指令 2009/22/EC の廃止に関する欧州議会及び欧州連合理事会の指令（Directive 2020/1828/EU,「以下「代表訴訟指令」という。）として制定されるに至った[5]。

## 第２　代表訴訟指令の概要

### １　構成

代表訴訟指令は，前文７９パラグラフ，本文２６条と対象となるＥＵ法を示す附属書１と廃止される指令 2009/22/EC との対照表である附属書２からなっている。なお，指令 2009/22/EC は，差止請求指令である。

本文は，第１章適用範囲（１条から３条まで），第２章代表訴訟（４条から１９条まで）第３章最終条項（２１条から２６条まで）からなっている。

### ２　総則

１条は，目的を定める。この指令は，消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟の規定を，濫訴を防ぐための適切な歯止めを提供しつつ定めるものであることを示している。そして，消費者の司法アクセスの改善を目的としていること，高度な消費者保護を達成することで，域内市場が適切に機能することに寄与することが示されている。

また，加盟国は，国内法のレベルで消費者の集団的利益を保護するための手続を定めることを妨げられないが，適格団体が差止措置と被害回復措置にかかる代表訴訟を行える手続を設けなければならないとしている。

これは，各国の制度を完全に統合することを目指したものではなく，最低限

[5] 立法経過については，EUR-Lex で検索できる。
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=COM:2018:0184:FIN

の統合を目指したものであることがわかる。

２条は，適用範囲を定める。附属書１に掲げられているＥＵ法（国内法令化されたものを含む）の事業者による違反であり，国内のもの越境的なものの双方を含んでいる。そして，代表訴訟が起こされまたその結論が出る前に停止された違法行為を含むとされている。

また，国際裁判管轄や外国判決の承認などに関する国際私法や民事実体法に関するＥＵ法に影響を及ぼさないとしている。

３条は，定義を定める。消費者，事業者，消費者の集団的利益，適格団体，代表訴訟，国内代表訴訟，越境代表訴訟，事業活動，最終決定，被害回復措置について定義がされている。

消費者の定義は，事業（trade），業務(business)，技能，職業以外の目的で行動する全ての自然人とされている。事業者の定義は，事業，業務，技能，職業に関連する目的で行動する全て自然人又は法人とされている。公的企業や第三者を介して行われるものを含むとされている。

消費者の定義は，契約に関するものという制限がない点で異なるが，消費者権利指令（2011/83/EU）や消費者物品売買指令（EU2019/771）とほぼ同様の定義をしている。不当条項指令（93/13/EEC）とは，契約に関するものに限られないことや，技能が例示されていないことが異なるが同様の定義をしている。事業者の定義は，消費者権利指令の事業者の定義や消費者物品売買指令の売主の定義とは契約に関するものという制限がない点で異なるが，ほぼ同様の定義をしている。

適格団体には,消費者利益を代表する団体のほかに公的機関も含まれている。

なお，この指令では，国内代表訴訟とは，適格団体が認定された国で提起されるものをいい，越境代表訴訟とは，適格団体が認定された国以外で提起されるものをいうとしており，越境性の有無は適格団体が基準になっている。日本では通常，事業者の本店所在地が存する国と異なる国で被害が生じている場合を越境的消費者被害と呼んでいると思われるところ，いわゆる越境的消費者被害については，この指令の定義では，国内代表訴訟となる場合もあれば，越境代表訴訟となる場合もあることになる。

最終決定とは通常の上訴手続において見直されることがない決定をいうが，裁判所の判断のみならず，加盟国の行政手続における判断を含んでいる。本報告では，representative action を代表訴訟と便宜的に訳しているが，正確には，行政手続により差止めや被害回復を求める手続を含んでいることがわかる。

被害回復措置には,事業者が消費者に提供すべき補償,修理,代替品の提供,代金減額，契約の終了，支払い済み代金の返還など国内法及びＥＵ法の提供する適切な救済をいうとしており，日本の特例法上の制度とは異なり，金銭請求に限られない。

３　適格団体

４条は，越境代表訴訟を提起する適格団体の要件を定める。それは，以下の

６つの要件がある。ａ法人格があり１２カ月以上消費者の利益の保護の活動をしていたこと，ｂ団体の目的が，附属書１に掲げるＥＵ法に係る消費者利益の保護に正当な利害を有すること，ｃ非営利団体であること，ｄ破産手続中でなく，破産を宣言されていないこと，ｅ消費者以外の者，特に，第三者による資金援助を含め代表訴訟が起こされることについて経済的利害を有する事業者から独立して影響を受けていないこと，そのような影響や，自らや資金提供者と消費者の利益との間の利益相反を防ぐ手続を設けていること，ｆウェブサイトなどで簡潔な表現で，ａからｅの要件を満たしていること，資金源，組織や会員構造，目的や活動を公表することである。

国内代表訴訟を提起する適格団体については，代表訴訟が効率的で効果的に行われるように加盟国が基準を定めなければならないとしているが，基準の内容は各国に委ねられている。越境代表訴訟を提起する団体と同じ要件とすることもできるし，アドホックな団体について国内代表訴訟を提起する適格団体に指定することもできる。また，加盟国は公的団体を適格団体として指定することもできるとされている。

５条は，適格団体の情報提供や監督について定める。加盟国は，２０２３年１２月２６日までに，越境代表訴訟を提起できる適格団体の一覧を欧州委員会に提供しなければならない。欧州委員会は，その一覧を公表するとしている。加盟国は，少なくとも５年ごとに認定要件を満たしているか審査し，要件を欠いている場合には資格を失わせなければならない。

加盟国や欧州委員会が適格団体の適格性に懸念を提起したときには，適格団体の認定した加盟国は調査をしなければならない。基準を満たしていない場合には，認定を取り消さなければならない。このために，加盟国は連絡先を設け欧州委員会に知らせなければならず，欧州委員会は連絡先の一覧を作成し加盟国に提供する。

被告となった事業者は裁判所や行政機関に，適格団体が基準を満たしていないという懸念を提起することができることなどを定めている。

これらについて，日本の適格消費者団体制度と比較すると，認定基準のａに関して法定されていないが実務上２年間の活動が要件とされていること，ｅの内容について，理事会の構成の制限，重要な意思決定の委任の禁止，専門家の関与などが定められていること，ｆに関して決算書類や一定額以上の寄付者や大口取引先の公表が定められていることなど，適格消費者団体の方が厳しい規制がされている。

なお，監督については，適格消費者団体については６年ごととなっており，指令より緩やかであるが，特定適格消費者団体については３年ごとであり，指令より厳しいものとなっているほか，被告となった事業者が適格性に異義を述べられるという点で，日本の制度とは異なっている。

４　代表訴訟

６条は，越境代表訴訟について定める。附属書１に定めるＥＵ法の違反が他

の加盟国の消費者に影響を及ぼし又は影響を及ぼすおそれがあるときは，加盟国は，他国により認定された適格団体による代表訴訟（行政手続含む）を認めなければならないとしている。

５条に従って欧州委員会が作成した一覧は，当事者適格の証拠となるが，裁判所や行政機関が適格団体の目的が特定の事件を提起することを正当化するか審査する権限を有するとしている。

７条は，代表訴訟一般について定める。適格団体は，代表訴訟を提起するに当たり，関連する消費者について十分な情報を，裁判所又は行政機関に提供しなければならない。裁判所又は行政機関は，特定事件の許容性を審査することができる。加盟国は，差止措置と被害回復措置にかかる代表訴訟を一つの手続で行い，１つの決定で差止めと被害回復を命じることができる。

裁判所や行政機関は，明白に根拠がない事件について手続の早期の段階で却下することができることを加盟国は確保しなければならない。

８条は，差止措置について定める。行為の停止や禁止を定める仮処分と終局決定を求めることができるとされている。終局決定には，国内法に従って，行為がＥＵ法に違反していることの確認や，決定や是正声明を公表することを命じることを含むことができる。そして，適格団体が差止措置を求めるには，個々の消費者が代表させることを希望することを表明することを要せず，適格団体は，個々の消費者に現実の損害や損失が生じていることや事業者の故意過失を立証することを要しない。

なお，加盟国は，適格団体に事業者との事前協議を義務付けることができる。事業者が２週間以内に違反行為を停止しないときには，団体は差止措置を求めることができる。加盟国は事前協議を義務付けたときには，欧州委員会に通知しなければならない。欧州委員会はその情報を公表する。

９条は，被害回復について定める。ここでも，被害回復には，補償，修理，代替品の提供，代金減額，契約の終了，支払済み代金の返還などが含まれることが示されている。

加盟国は，関係する消費者が明示的にあるいは黙示的に代表されるか，決定に拘束されるか否かについての意思を表明する方法と手続における時期を定めることができるとしている。しかし，手続を行う裁判所や行政機関の所在する国に居住していない消費者については，明示的な意思表示を要するとしている。

この規定は重要で，黙示的表明を認めていることから実質的なオプトアウト手続を規定することも可能になり，手続段階を加盟国が選べることから，二段階型の手続も可能になる。

加盟国は，ある代表訴訟に代表される意思を明示的黙示的に表明した消費者は，他の同一事由による同一の事業者に対する代表訴訟において代表されることはなく，個別訴訟を提起できないこと，同一の理由による同一の事業者に対する複数の手続から補償を受けられないことを規定しなければならない。

被害回復手段が特定の消費者に与えられるものでない場合には，救済が与えられる消費者の集団を特定すればよいとされている。加盟国は，消費者は，他の手続をすることなく，被害回復手段において利益が得られるようにしなければならない。

加盟国は，消費者が被害回復措置による利益を受けるための期限を設けなければならない。期限内に回復されなかったものについて被害回復財源の行先にかかる定めを設けることができる。

また，適格団体が代表訴訟で被害回復を求める場合には，別の手続においてＥＵ法に違反する行為があることを確認することを要しないとしている。

5　代表訴訟の手続等

10 条は，被害回復措置にかかる代表訴訟についての資金提供について定める。加盟国は，第三者の資金提供について利益相反を避けること，集団的な消費者の利益について阻害しないようにするとしている。特に，適格団体の決定について資金的強者が消費者の集団的利益に反する不当な影響を及ぼさないようにすることや，資金提供者の競業者，資金提供者が依存している事業者を相手に代表訴訟を行わないことを確保する。

加盟国は，資金提供がこれらの点を遵守して行われているかについて，手続を行う裁判所や行政機関が，審査できるようにし，適格団体は資金源を裁判所や行政機関に明らかにしなければならない。そして，裁判所や行政機関は，資金源を変更するように適格団体に求め，または，特定の事件について当事者適格を否定することができるようにしなければならないとしている。

１１条は，被害回復に関する和解を定めている。適格団体と事業者とが共同して裁判所又は行政機関に被害回復に関する和解を提案すること，裁判所又は行政機関は，適格団体及び事業者と協議をし，合理的な期間内に和解をするように勧めることのいずれかができることを加盟国は確保しなければならない。裁判所又は行政機関は，和解について，特に関係する消費者及び全ての関係者の利益や権利を考慮し，国内法の強行法規に違反するもの，執行不能なものなど認証を拒否すべきものでないか審査する。加盟国は，和解が不公平であることを理由に，裁判所や行政機関が承認を拒否することができることを定めることができる。

承認された和解は，適格団体，事業者，関係する消費者を拘束する。加盟国は，消費者に和解を受け入れるか拒否するかについて選択権を与える規定を定めることができる。

１２条は，被害回復措置にかかる代表訴訟についての費用配分を定める。費用について敗訴者負担を定めているが，消費者は費用を負担しないとする。もっとも，個々の消費者の故意又は過失により費用が生じた時には，費用を負担することを命じられることがあり得るとしている。なお，後述するが，２０条３項では，適格団体が，消費者に控えめな額の参加費用を求めることを認める規定を加盟国が制定できるとしていることに留意が必要である。

１３条は，代表訴訟についての情報提供について定める。適格団体は，提起した代表訴訟の進捗状況やその結論について特にウェブサイトにおいて公表しなければならない。消費者は，明示的あるいは黙示的に被害回復措置にかかる代表訴訟において代表される意思を示すことができるように，適切な時期及び方法で，代表訴訟についての情報が関係する消費者に提供されるようにしなければならない。裁判所又は行政機関は，事業者に対し事業者の費用で，関係する消費者に代表訴訟の最終決定や被害回復を定める和解について情報提供することを命じることができる。適切な場合には個別に通知することが含まれる。加盟国は，適格団体が要求した場合に限って事業者が義務を負うという規定を設けることができる。また，代表訴訟が認められなかった場合には，裁判所又は行政機関は，適格団体に対し，適格団体が適格団体の費用で，関係する消費者に代表訴訟の最終決定について情報提供することを命じることができる。消費者に情報提供する費用は，敗訴者負担の原則が適用される。

１４条は，電子的データベースについて定める。加盟国は，国内代表訴訟及び越境代表訴訟を提起できる適格団体，進行中の代表訴訟及び結論が出た代表訴訟についての一般的情報を提供するウェブサイト上の電子的データベースを構築することができ，構築したときには欧州委員会に通知する。

欧州委員会は，越境代表訴訟を提起できる適格団体についての加盟国からの通知，欧州委員会から加盟国に認定基準の適合性について異議を述べる通知，連絡先を定める通知，終結した代表訴訟の種類別件数，根拠法令別件数，結論についての通知，適格団体間の協力に関するについて電子的データベースを構築する。このデータベースは，加盟国の連絡先，裁判所や行政機関，国内代表訴訟及び越境代表訴訟を提起できる適格団体及び欧州委員会が利用できる。越境代表訴訟を提起できる適格団体についての情報は公表されなければならない。

１５条は，最終決定の効果について定める。他の加盟国の裁判所又は行政機関がした消費者の集団的利益を害しているとの最終決定は，同一の事業者の同一の行為について，被害回復措置にかかる裁判所又は行政機関での手続において，全ての当事者が証拠として利用することができる。

１６条は，時効期間について定める。差止措置にかかる代表訴訟が係属していることは，消費者がその後に被害回復措置にかかる訴訟を妨げられないように，その代表訴訟に関連する消費者の時効期間を停止又は中断する。被害回復措置にかかる代表訴訟が係属していることは，関係する消費者の時効期間を停止又は中断する。

１７条は，手続の迅速性について定める。差止措置にかかる代表訴訟については，適切な迅速性が確保される。仮処分については，適切なときは，略式手続により行われる。

１８条は証拠開示について定める。適格団体が合理的に入手可能な証拠で十分に代表訴訟を根拠づけており，追加の証拠が被告又は第三者の管理下にある

ときは，適格団体の要求により，裁判所又は行政機関は，国内法，ＥＵ法の秘密保持又は比例原則の規定に従って，被告又は第三者に証拠の開示を命じることができる。被告の要求により，適格団体又は第三者にも同様に証拠の開示を命じることができる。

１９条は罰則について定める。行為の停止や禁止又は決定の公表や是正声明の公表の命令に違反した場合，事業者が消費者へ通知する義務，証拠開示義務に違反した場合に適用する罰則を定める。罰則は罰金の形をとり，効果的で，比例原則に適合し，抑止力のあるものでなければならない。

２０条は，適格団体への支援について定める。加盟国は，代表訴訟に関する費用が代表訴訟をすることの妨げにならないように措置をとる。この措置には，例えば，公的な基金，組織上の支援，裁判所や行政機関の費用の制限，訴訟支援制度の利用などがある。

加盟国は，適格団体に，被害回復措置にかかる代表訴訟に参加するために控えめな費用を消費者から徴収することを認めることができる。国内及び越境的な侵害行為に関する最善の措置を普及し交換すること，適格団体間の協力を促進することを加盟国と欧州委員会は支援するとしている。

6　最終規定

２１条は，差止請求指令の廃止を定める。同指令は，２０２３年6月２５日に効力を失う。もっとも，経過措置が定められている。代表訴訟指令との対照表が附属書２に記載されている。

２２条は，経過措置を定める。代表訴訟指令を国内法令化した法律や規則は，２０２３年6月２５日及びそれ以降に提起された代表訴訟に適用される。２０２３年6月２５日より前に提起された代表訴訟については，差止請求指令が適用される。

時効期間について停止又は中断する代表訴訟指令１６条を国内法令化した法律や規則は，２０２３年6月２５日又はそれ以降に起きたＥＵ法の違反に基づく請求に適用される。加盟国は，時効期間について停止又は中断する国内法を２０２３年6月２５日より前に起きたＥＵ法の違反に基づく請求に，同日以前に適用することを妨げられない。

２３条は，監視及び評価について定める。欧州委員会は，２０２８年6月２６日までに，代表訴訟指令の評価を行い，報告書を欧州議会，欧州連合理事会，欧州経済社会委員会に提出する。報告書では，特に，法的確実性，越境的状況における指令の機能，効果，附属書１に挙げられた指令の適用範囲について調査する。

加盟国は，まず２０２７年6月２６日までに，その後毎年，終結した代表訴訟の種類別件数，根拠法令別件数，結論など上記の報告書の準備に必要な情報を提供する。

欧州委員会は，２０２８年6月２８日までに，差止措置及び被害回復措置にかかる代表訴訟に関するオンブズマンを設立することで，共同体レベルでの越

境代表訴訟をもっともよく対処できるかについて評価をして，適切であれば立法提案を添えて報告書を，欧州議会，欧州連合理事会，欧州経済社会委員会に提出する。

２４条は国内法令化について定める。加盟国は，指令に適合させるために必要な法律や規則を２０２２年１２月２５日までに成立させて公布し，直ちに欧州委員会に報告する。そして，２０２３年６月２５日から適用しなければならない。加盟国は国内法令化に当たり，各国の定める方法で，指令を参照しなければならない。

加盟国は，代表訴訟指令が規定する分野で採択した国内法の条文について欧州委員会に通知する。

２５条は，指令の効力発生時期を定める。この指令は，欧州連合官報に掲載された後２０日目に効力を生じる。

２６条は，指令の適用対象を定める。この指令は，全ての加盟国に適用される。

7　適用範囲

附属書１には，対象となる６６の指令及び規則が列挙されている。そのうち包括的な適用範囲を有するものは，製造物責任指令（85/374/EEC），不当条項指令（93/13/EEC），価格表示指令（98/６/EC）消費者動産売買指令（1999/44/EC）製造物安全一般指令（2001/95/EC），不公正取引慣行指令（2005/29/EC），比較広告指令（2006/114/EC），物質の分類，表示，包装規則（EC1272/2008）消費者権利指令（2011/83/EU），消費者ＡＤＲ指令（2013/11/EU），消費者ＡＤＲ規則（EU524/2013）差別禁止規則（EU2018/302）消費者デジタル・コンテンツ供給指令（EU2019/770），消費者商品売買指令（EU2019/771）がある。

そのほか，電子商取引，データ保護，金融，保険，消費者信用，食品，医薬品，化粧品，医療機器，航空，鉄道，バス，海上旅客運送，タイムシェア，天然ガス，エネルギー，視聴覚メディア，移動通信，計量装置，電気製品，インターネット，オンラインコンテンツ，パック旅行など特定の分野の指令や規則が列挙されている。

また，エコデザインに関する指令（2009/125/EC），エコラベル規則（EC66 /2010）省エネに関する規則（EC1222/2009）エネルギー効率に関する指令（2012/27/EU），エネルギーラベル規則（EU2017/1369）など，環境保護にも関連した規則指令が列挙されている。

代表訴訟指令では幅広い分野が対象となっており，製品安全，データ保護や環境分野についても含まれている。

しかし，代表訴訟指令でも競争法分野が含まれていない。

附属書２は，代表訴訟指令と廃止された差止請求指令との対照表である。代表訴訟指令においては差止措置についても，差止請求指令に比して概して規定が詳細になっている。追加された既定としては，越境的差止措置をする場合の適格団体の認定基準が定められたこと（４条３項），定期的な監督や資格に疑義

が生じた場合の調査が定められたこと（５条３項，４項）違法行為が停止していても行えることや（２条１項），消費者に現実の損失が損害を要しないこと，事業者の故意過失を要しないことが明記された（８条３項）違法行為の確認を求められることが明示されたこと（８条２項ａ），差止措置に違反した場合の罰則が義務化されたこと（１９条）などがある。

第３　解釈上の諸問題

１　代表訴訟指令に対する評価

(1) 研究者及びＥＵ委員会の評価

研究者[6]及びＥＵ委員会[7]からは以下のような評価が示された。

代表訴訟指令は一般的な手続を定めつつ，具体的な被害回復手段・範囲は，各加盟国が国内法により自由に定めることができるものとしている。こうしてＥＵ域内における平準化の要請と各加盟国における手続的な自律の要請の均衡を図るという目的を達成させた。事業者側は，３０年前に消費者団体訴訟の議論が始まった当初から，濫用のおそれを理由にこの制度に反対してきたが，その具体的な証拠を示すことはできなかった。また，２００５年のＥＵレベルの研究も濫用については否定的であった。そこで，事業者側の対応も，制度自体に対する反対論から，一定のセーフガードを設けるべきとの議論に変わっていった。

代表訴訟指令の目的は全ての加盟国に何らかの形での代表訴訟の規律を設けなければならないということにある。既存の国内法に影響を与えることはないとされているので，これまで代表訴訟が定められていなかった９つの加盟国に制度が設けられたのは評価でき，今後，越境的に使えるようになるという点，加盟国は３年以内に国内法令化しなければならない点も評価できる。

一方，評価できない点としては，適用対象が限られていることである。対象者として法人，適用対象として競争法，差別法，基本権の分野が除外されているため，消費者の集団的な保護のための真の水平的な制度にはなっていない。

また，オプトイン又はオプトアウトにするのかを加盟国が選べるようになっていることも問題である。

(2) 消費者団体の評価

消費者団体からの評価としては，代表訴訟指令では，オプトアウトが許容されているが，これまでの実務的研究（少額事件ではオプトインが機能しない）と理論的研究（加盟各国の裁判例）の蓄積で，問題ないとされて導入されたものであるが，越境的なもののみ視野に入れていることは問題である，とのことであった。

---

[6] Maria José Azar-Baud 准教授（パリ・サクレー大学）

[7] なお，指令の公式の解釈は欧州司法裁判所が示すものであり，担当者の個人的見解である。

(3) 事業者団体の評価

事業者団体（聴取先応対者[8]）からは以下のように評価が示された。

代表訴訟指令の目的は，全ての加盟国に何らかの形での代表訴訟の制度を設けなければならないということであるから，基本的に今までそのような制度がなかった加盟国に制度が設けられることになる点，越境的な事案について利用できる点が非常に評価できる。

一方，評価できない点としては，訴訟のどの段階で，オプトイン・オプトアウトさせるのか，加盟国が決めることができるので平準化していない点である。そのため，いわゆるフォーラムショッピング（どの制度を利用するのか）が消費者団体によって起こりうるので，事業者団体として懸念している。オプトイン又はオプトアウトについては，全ての加盟国で統一すべきだった。また，通常であれば，指令中に，加盟国の行うべき行為が定められている方が望ましいが，そうはなっていない。また，加盟国は，差止措置と被害回復措置とを同じ手続で行うことができる旨，国内法で定めることができるとされている。これ自体は評価されるべきであるが，「できる」と定められているだけであるので，国内法で定めない加盟国も出てくることが予想される。全ての加盟国で取扱いを統一すべきである。

さらに，既存の国内法との関係及び，越境事例と国内事例とでどう線引きするのかがやや難しい。代表訴訟指令では，指定された団体が提訴できるとなっているが，加盟国では指定された団体ではないところが提訴できるところもある。複数の団体が同時に提訴した場合の取扱いも不明確である。例えば，越境的に生じたフォルクスワーゲンの排ガス改ざんの事例では，どの国内法が適用されるのか，準拠法及び管轄が問題となった。

2　単一の代表訴訟で複数の措置を求めうるとされた趣旨・理由

代表訴訟指令７条５項で，団体が複数の措置を１つの訴訟で求めることができ，裁判所もこれらの措置を１つの判断によって命じることができるとしている。これは後記のとおり，侵害行為を止めるための差止措置と賠償を得るための被害回復措置とは異なる性格の請求ではあるものの，特に事業者による侵害行為が継続しているような場合を想定すると，被害回復措置に加えて差止措置を同一訴訟において認めない理由はなく，同規定により，手続的経済性と効率性が保たれている。

3　差止め

(1) 法的性格

代表訴訟指令３条５項では，「差止措置若しくは被害回復措置又はそれら両方を目的として消費者のために提起される訴訟のこと」を代表訴訟と定義する。

このうち，差止措置は，全ての消費者に関係するものであるから，ブラジルやイタリアの制度でいうところの拡散的権利のような性質のもので，不可

[8] Dr. Léon Mölenberg

分な権利と理解されている。

(2) ２条

２条１項において，この指令の適用範囲として including where those infringements ceased before the representative action was brought or where those infringements ceased before the representative action was concluded （代表訴訟が提起されるより前又は代表訴訟の結論が出される前に違法行為が行われなくなった場合を含む）と定められている。２条１項は，差止措置と被害回復措置とを区別せずに指令の適用範囲を定めており，代表訴訟指令は，差止措置においても，提訴前あるいは提訴後判決前に停止された違法行為に対してこれを行うことが可能と定めたものと理解することができる。

実際，前文４０においても，差止措置の具体例の一つとして，提訴前に違法行為が停止されたものの事後的措置を促進するためその行為が違法であると確認する必要がある場合における違法行為の宣言を挙げており，このような理解を裏付けている。

このように代表訴訟指令は，日本法であれば行為の「おそれ」がないとして差止請求が認められないと思われるような事案に対しても差止措置を行うことを明示的に許容している。このように本条が提訴前あるいは提訴後判決前に違法行為が停止されたような場合にも差止措置を行うことを許容した理由としては，①違法行為があった事実を明確にすること，②違法行為を行った事業者を明確にすること，③消費者が損害賠償請求を受けられるようにすることがある。

要するに，本条は，差止措置を求めるに当たっての「紛争性」につき，違法行為が現現に在しなければならないことまでは求めていない。過去に違法行為が存在した以上は，今後も侵害行為の危険にさらされるという関係にある。

(3) ８条２ｂ corrective statement（是正声明）の具体例

事業者は罰金などの制裁よりも社会的評価を気にする。本条項の趣旨は，corrective statement の公表を命じる措置を取ることで，将来の違反行為を防ぐことにある。当該措置は，他の措置（例えば罰則を科すること）よりも効果的に事業者に作用すると考えられる。ガバナンスやエシカルな考え方を重要視する立場からも，corrective statement の公表は推進される。

corrective statement の具体的な内容は裁判官が決定することになるが，消費者団体の観点からは，将来の消費者被害を予防できる内容であり，かつ，事業者がそれに同意しうるようなものであることが望ましい。同文書では，消費者に対する侵害行為があったこと，その侵害行為の時期及び範囲等を公表することになるが，内容もさることながら，公表方法，公表場所，公表期間が重要である。フランスで実際にあった事例では，Google が公表を命じられたが，その公表は Google 検索エンジンの下部に表示されるのみであっ

たことがある。このような公表の仕方であれば，現実に消費者の目に触れることはないと消費者団体が指摘し，裁判所が当該主張を認め，Google 検索の検索表示の真下に公表するよう命じた事例がある。

4　被害回復

(1) 法的性格

差止請求権とは異なる性質の権利である。個々の消費者が持つ権利で，団体との関係では可分の権利と考えられる。例えば，同じ電話会社から同じプリペイドサービスを受けている事例で，消費者被害が起きた場合を想定すると，被害者は個々の消費者になるので，代表訴訟で被害回復を行う場合は，これら個々の消費者の損害賠償権を束ねるということになるが，数千の消費者が共同で訴訟を行うというわけではなく，１つの媒体として適格団体が機能し，統合して訴訟を追行することになる。フランス法でいうところの委任を根拠とした代表である。

適格団体は消費者と委任契約を締結することで，損害賠償請求権を統合して訴訟を行うことができる構造となっている。

(2) ９条１項　金銭請求以外の被害回復措置に関する履行確保

非金銭請求の履行の強制について，どのように措置を取るのかは裁判所が最終的に決定する。そのため，裁判所は，事業者に対し，大勢の消費者に対してどのように非金銭請求の法執行をするのかという点に関する知識や管理能力が求められる。

(3) 責任宣言決定

当初案（COM（2018）184）の６条２項では，消費者の個別の侵害の性質から個別の被害回復を定量化することが困難である場合に，附属書１に掲げるＥＵ法の違反により消費者に生じた侵害についての事業者の責任に関する宣言的決定をすることができる権限を加盟国は，裁判所や行政機関に与えることができるとしていた。

代表訴訟指令では，8 条２項（ｂ）において，差止措置にかかる代表訴訟において加盟国が，事業者の行為がＥＵ法に違反していることの確認を含むことができるとされている。しかし，事業者の責任を宣言することまでは明示していない。

5　第三者訴訟ファンドによる資金提供について

第三者訴訟ファンド（Third-party litigation funding，TPLF）とは，訴訟とは関係のない第三者が，訴訟によって得られる利益の分配を受けることの見返りとして，訴訟当事者の費用の一部または全部を提供するものである。TPLF による資金提供は，個々の事案のみならず，消費者の集団的被害回復のために利用され，徐々に EU 全体に広がりつつある状況であるが，構造的に濫用のおそれがあることから，濫訴防止のためのセーフガードを講ずることが重要なテー

マとされてきた[9][10]。

もっとも，セーフガードがあまりに強化されると，財政的基盤が脆弱な団体にとっては代表訴訟の提起が困難となり，かえってＥＵ全体において消費者保護のレベルが低下することになりかねないことから，程良いバランスの規制とすることが望ましい。

欧州委員会の当初案では，７条において，適格団体は訴訟の早い段階で，活動一般及び当該訴訟の資金源について明らかにする必要があるとしたうえで（１項），こうしたTPLFへの対応策として，TPLFによる資金調達の場合には，資金提供者が和解を含め代表訴訟に関する適格団体の判断に影響を及ぼしてはならないこと，資金提供者の競業者や，資金提供者が従属関係にある業者を被告とする訴訟に資金提供してはならないこと（２項）が提案されていたが，経済界からは，かかる内容では透明性・厳格性が十分ではないとして，批判が強かった[11]。

代表訴訟指令は，１０条に被害回復措置にかかる代表訴訟の資金援助に関する規定を置いているが，基本的に欧州委員会の当初案（７条）を踏襲したものとなっている。ここでの目的は，代表訴訟が消費者保護から逸脱し，融資を行う第三者自らの利益のために利用されることのないようにする点であるが，一番現実的な危険として考えられているのは，資金提供をする第三者が損害賠償の大部分を自ら得ることによって消費者が得られる賠償額を減少させることである。その点，指令では，加盟国において措置できるとしており，具体的には資金提供をする第三者が受領できる報酬の上限を設けることや，資金提供者の報酬は損害賠償からではなく手続費用から支出するようにすることが考えられる。

なお，２０２１年３月，欧州議会は，第三者訴訟ファンドに関する報告書[12]をまとめているが（本指令とは関係なく行われた調査である），そこでも，本指令について言及があり，TPLFに関する懸念のいくつかについては対処されているが，規制アプローチは加盟国によって大きく異なっており，ＥＵ全体において，同じレベルの保護が保証されているわけではないと指摘されている。ＥＵではギリシャとアイルランドにおいてはTPLFが依然として一般的に禁止されており，ドイツでは，ドイツ連邦裁判所が不正競争に対するドイツ法１０条に基づき，利益の没収に対する行為におけるTPLFの利用を禁止する判断をしており，スロベニアでは２０１３年の勧告で定められた原則にしたがってTPLFが許可・規制されているが，残りの加盟国においてはTPLFに関する特定の規制枠組みは存在しない状況である[13]。

また，欧州議会の上記報告書は，代表訴訟指令が，２０１３年の勧告がTPLF

---

[9] 'Towards a European Horizontal Framework for Collective Redress', European Commission, June 2013.（COM（2013）401）

[10] 2013年の勧告

[11] Collective Actions: A New (Revised) Deal | Insight | Baker McKenzie

[12] Responsible private funding of litigation EPRS_STU(2021)662612_EN.pdf (europa.eu)

[13] 前掲12

の資金提供者は過剰な利息を請求してはならない[14]としていたのとは異なり，資金提供者間の競争を促進することを目的として，資金提供者の得られる利益率に上限を設けていないことに留意すべきであると指摘するとともに，より強力な政策オプションとして，ＥＵ全体の全ての資金提供者について，利益率の上限を３０％に固定することのほか，裁判所に TPLF の費用を査定する専門家を任命する権利を与えることが考えられる等としている。

６　和解

指令は，和解は代表訴訟において推奨されるべきとの考えを前提としているところ（前文 53），代表訴訟の公正性を保つうえで，和解の認証手続は非常に重要なものである。

欧州委員会案８条４項では，裁判所又は行政機関は，関係する消費者を含め全ての関係者の権利や利益を考慮し，和解の適法性及び公正性を審査するものとしていたが，指令は１１条２項において，これをより具体化する形で，国内法の強行法規に違反するもの，執行不能なものなど認証を拒否すべきものでないか審査するものとしたうえで,加盟国は,和解が不公平であることを理由に，裁判所や行政機関が承認を拒否することができる規律を定めうるものとした。

また，指令においては，欧州委員会案とは異なり，裁判所又は行政機関により承認された和解は，適格団体，事業者，関係する消費者を拘束するものであることが明確化された（１１条４項）。

さらに，欧州委員会案８条６項では，個々の消費者は，裁判所又は行政機関において承認された和解に拘束されることを受け入れるか拒絶するか，選択しうるものとされていたが，指令１１条４項は，承認された和解に拘束されることを前提として，個々の消費者に当該和解に拘束されたいか否かの選択肢を与える規律を設けることも可能としており，オプトアウト方式による和解を許容する趣旨と理解される。この点は，今回の指令の素晴らしいところであり，チャンスの１つであるとして，高く評価されている。

もっとも，オプトイン・オプトアウトのいずれを採用するかだけでなく，裁判所又は行政機関における和解の承認についてどのような規律とするのか，加盟国の既存の制度への影響もあることから，詳細は加盟国の裁量に委ねられており，国内法令化の期限である２０２２年１２月２５日までに，各加盟国がどのような規律を設けるかが，今後注目される。

特に，現状においてもオプトアウト形式による和解が可能なオランダにおいて，今回の指令が非居住者については明示的な意思表明（オプトイン）を要することとしている関係で（９条３項），非居住者に対する保護の水準を下げることになるのかどうかが問題となっている。

さらに，裁判所又は行政機関で承認されないような内容については，弁護士が訴訟外での和解に移行させるのではないかとの懸念も指摘されているところである。

---

[14] 2013 年の勧告 16（ｃ）

7　最終決定の効果

指令は，１５条において，他の加盟国の裁判所又は行政機関がした消費者の集団的利益を害しているとの最終決定は，同一の事業者の同一の行為について，被害回復にかかる裁判所又は行政機関での手続において，証拠評価に関する国内法にしたがって，訴訟両当事者は証拠として利用することができるとしている。これは侵害行為があったと認められた場合だけでなく，認められなかった場合にも適用される。

この点，欧州委員会案では，同一国内であれば反証を許すことなく違反があったとみなし（１０条１項），他の加盟国のものであれば反証可能な推定がはたらくものとしていたが（１０条２項），指令では，証拠評価に関する国内法に従って証拠として利用しうるとされるにとどまり，詳細は加盟国の国内法に委ねられる形となった。そのため，加盟国の国内法次第では，先行する最終決定の効果について，①一般的な証拠と同じ価値しか有しない，②侵害行為があったとの推定が働き，事業者が反証をしなければならない，③侵害行為があったとみなされる（拘束力を有する）という３つの状況が考えられることとなる。

8　適格団体に対する支援

指令は，２０条において，適格団体が代表訴訟に関する費用を理由に代表訴訟を提起することが妨げられることのないよう，措置を講ずるものとしており（１項），その措置の例示として，公的な基金，組織上の支援，裁判所や行政機関の費用の制限，訴訟支援制度の利用などをあげている（２項）。具体的にどのような措置を講ずるかは，各加盟国の予算上の自立性やＥＵレベルにおける平準化のニーズとのバランスから，加盟国の裁量に委ねられている。

適格団体に対する組織上の支援は，欧州委員会案の例示には入っていなかったものであるが（欧州委員会案１５条１項），ここにいう組織上の支援とは，特定の代表訴訟に対して提供されるものではなく，例えば毎年提供されるような定額的な資金援助等，適格団体の組織的なニーズを支援するものとして定期的に提供されるものが想定されている。そのほかのオプションとして，適格団体に対する事務所の提供や，国による定期的なトレーニングの提供等も考えられる。

さらに，欧州委員会案にはなかった枠組みとして，適格団体が，被害回復措置にかかる代表訴訟に参加する消費者に対して，控えめな額の参加費用等を徴収することができる旨の規律を設けることも可能であることが明記された（３項）。

## 第４　日本の制度への示唆

### １　総論

代表訴訟指令は，前述のとおり，消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟の規定を定め，高いレベルの消費者保護を実現することで，域内市場が適切に機能することに貢献することを目的とするものである（１条,第３章第２）。

代表訴訟指令の個々の規定においては，各加盟国の選択に委ねられている部

分や，解釈による部分もあるが，代表訴訟指令は，消費者の集団的利益の保護のための，現在のＥＵの基準や考え方を示すものとして，日本の制度について今後議論をしていくうえで，十分に理解しておかなければならない。

代表訴訟指令に挙げられている事項（なお，「代表訴訟」は，被害回復措置にかかる訴訟と差止措置にかかる訴訟の両方が含まれるものである。）には，日本の消費者団体による差止めの制度や被害回復の制度でも，導入や制度改善のための議論において検討事項や論点とされてきたものと同様の事項が多くあるところ，ここでは，日本の現在の実務の状況や議論の状況等を踏まえ，今後，日本において行われていく，あるいは行われるべき制度改正の議論に向けて，いくつかの事項について指摘しておくこととする。

２　オプトアウト方式（被害回復）

代表訴訟指令は，全ての加盟国において集団的な被害回復にかかる代表訴訟手続が設けられることを目的とし（前文６，７），加盟国は，適格団体が差止措置と被害回復措置の両方の代表訴訟を行える手続を設けなければならないとしている（１条，第３章第２）。

そして，代表訴訟指令は，被害回復にかかる代表訴訟手続について，オプトアウト方式をとることも可能との規定を置いた（９条，前文４３）。

従前のＥＵは，２０１３年勧告においてもオプトイン方式を原則としていたなど，オプトアウト方式に対する消極的な立場がうかがえたが，代表訴訟指令においては，オプトイン方式，オプトアウト方式又はそのミックスのいずれの制度についても優劣を付けることなく，オプトアウト方式も一選択肢として，その選択を各加盟国に委ねることとした。

その背景事情としては，既に６つの加盟国が自律的にオプトアウト方式，またはミックスの制度を導入している現状があること，いくつかの研究においてオプトアウト方式の方が効率的であると指摘されたことがある。また，ディーゼルゲート事件など，オプトアウト方式を否定しない需要があることが示されたといえる事件もあった。

代表訴訟指令は，オプトアウト方式を，集団的な被害回復訴訟手続として効果的な手続であると位置づけ，その立場を示したといえるであろう。

日本においても，個々の消費者が訴えを提起することが困難であること等に鑑みれば，被害回復における，オプトアウト方式の有効性や必要性が認められると考えられるが，その導入についての本格的な検討が行われるには至っていない。

代表訴訟指令が，オプトアウト方式を，導入すべき被害回復訴訟手続の方式の選択肢として提示したことに鑑み，日本においても，その導入について，本格的な検討を開始すべきであろう。

３　和解（被害回復）

代表訴訟指令は，和解について定め（１１条），和解は，代表訴訟において推奨されるべきものとの考えをとっている（前文５３）。

そして，代表訴訟指令１１条４項の定めは，オプトアウト方式による和解も許容しているものと理解されている（第３章第３の６）。

日本の特例法は，共通義務確認訴訟における和解については，訴訟の目的である義務（２条４号に規定する義務）の存否について和解をすることができるとして（特例法１０条），和解の対象や方法について限定的に規定している。

事案に応じた適切な被害回復とよりよい解決のためには，和解の対象や方法の充実・柔軟化が必要であると考えられるところ，代表訴訟指令が，上記のとおり，和解の有意義性を示しているといえることに鑑み，日本の特例法における和解についても，選択しうる和解の対象や方法の充実について，検討されるべきであろう。

その際，和解の内容の適法性や公正性の担保のための措置を考えることも必要であるが，その措置の内容や要否は，和解の方法や主体等に応じた検討を要するものと考えられる。

４　制度の対象

代表訴訟指令は，適用範囲について，附属書１に掲げられているＥＵ法（国内法令化されたものを含む）の事業者による違反であるとし（２条），附属書１には，対象となる６６の指令及び規則が列挙されている（第３章第２の７）。

附属書１の概要は，前述のとおりであるが，幅広い分野が対象となっているといえ，製品安全やデータ保護等の分野についても含まれている。

代表訴訟指令は，本指令の適用範囲は近時の消費者保護の分野における発展を反映すべきものであるとし，データ保護，金融サービス，観光，エネルギー，通信などの分野が本指令の適用範囲に含まれることが必要であるとしたもので（前文１３），さらには，新たなＥＵ法について，本指令の適用範囲に含めるか否かについて検討すべきであるとしている（前文１７）。

これに対し，日本の特例法による被害回復制度では，要件の定め方により，製品安全やデータ保護の分野の事案が対象外とされるなど，対象分野が限定的となっている。

また，日本の特例法では，制度の対象外とする損害を規定し（特例法３条２項），いわゆる拡大損害や慰謝料の請求については制度の対象外としている。また，消費者契約の当事者でない事業者については対象が限定されている（同法３条３項）。しかし，代表訴訟指令には，損害を限定するような規定や事業者を契約当事者に原則として限定する規定は置かれていない。

代表訴訟指令は，代表訴訟が，消費者の集団的利益の保護のための効果的かつ効率的な手段であるとしており（前文９），代表訴訟が幅広い分野で機能しうるものとしていることがうかがえるといえる。

代表訴訟指令が適用範囲として幅広い分野を示したこと，損害を限定する規定などは置いていないこと，また代表訴訟の意義に鑑み，特例法が定める対象事案の範囲について，対象事案が拡大される方向で検討がされるべきであろう。

また，日本の差止めの制度についても，現在は，消費者契約法等４つの法律

において導入がされているが，代表訴訟指令が適用範囲として幅広い分野を示したこと，また，代表訴訟の意義や適格団体の役割に鑑み，まだ導入されていない法における導入についても検討を要するものと考えられる。

5　消費者に情報提供をする費用

代表訴訟指令は,代表訴訟についての情報提供について定める規定を置き（１３条，第３章第２のとおり，前文３４，４９，５８～６３），その中で，裁判所又は行政機関が，事業者に対し事業者の費用で，関係する消費者に代表訴訟の最終決定や被害回復を定める和解について情報提供することを命じることができる規定を加盟国は設けなければならないとしている。また，代表訴訟が認められなかった場合には，裁判所又は行政機関が，適格団体に対し，適格団体が適格団体の費用で，関係する消費者に代表訴訟の最終決定について情報提供することを命じることができることとなる規定も設けなれればならないとしている。しかも，この場合の情報提供については，適切な場合には，個別に通知することが含まれるとしている。

ＥＵにおいては，訴訟費用について敗訴者負担の原則が採用されているところ，代表訴訟指令の本規定が定める消費者に情報提供をする費用が，訴訟費用として扱われうるものなのか，前文３８は，手続費用とは明示しておらず指令からは不明である。各国によって扱いが異なりうるのか等については把握できていないが，いずれにせよ，代表訴訟の最終決定等についての関係する消費者への情報提供について，適切な場合には個別通知で行うことも含め，敗訴者に費用を負担させて行わせることを可能とする規定を置かなければならないということが明記されたのであり，そのように費用を負担させて行わせることが適切な措置であるとして規定されたといえるであろう。

この点，日本の特例法の制度においては，消費者に情報提供をする費用に関しては，対象消費者が手続に参加するための通知公告の費用があるが，これの負担については，特定適格団体が負担すべきものとされている。

ＥＵでは，訴訟費用の敗訴者負担の原則がとられているという関連事情が日本とは異なるが，代表訴訟指令が，消費者への情報提供を，敗訴者に費用を負担させて行わせることを提示した点，さらに個別の通知も含むとした点は重視してよいと考えられ，日本の特例法の制度においても，対象消費者への通費公告費用について，敗訴者に，したがって特例法の制度においては共通義務確認訴訟において責任が認められた事業者に，負担させうるようにすることについて検討されるべきであろう。

6　時効期間の停止，中断（時効の完成猶予・更新）

代表訴訟指令は，差止措置にかかる代表訴訟が係属していることは，消費者がその後に被害回復措置にかかる訴訟を妨げられないように，その代表訴訟に関連する消費者の時効期間を停止又は中断するとし，被害回復措置にかかる代表訴訟が係属していることは，関係する消費者の時効期間を停止又は中断するとしている（１６条，第３章第２）。なお，前文６５にあるように，この規定は

その後に被害回復措置を求める代表訴訟がされることを念頭に置いている。

日本の特例法は，時効の完成猶予及び更新に関して，債権届出があったときは，簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に裁判上の請求があったものとみなすとの特則（特例法３８条）を定め，対象消費者の権利の消滅時効につき一定の手当はしている。しかし，本特則の適用場面は，対象消費者が債権届出を行った場合という限定的場面である。

代表訴訟指令が，代表訴訟の係属により関係する消費者の時効期間を停止又は中断するとして，代表訴訟の行方を見守っているうちに権利が時効消滅してしまうことを防止するための措置を講じることとしたことを踏まえ，日本の制度においても，さらなる措置を設けることについて検討すべきであろう。

7　停止された違法行為に対する差止措置にかかる代表訴訟

代表訴訟指令においては，差止措置においても，提訴前あるいは提訴後判決前に停止された違法行為に対してこれを行うことが可能であることが定められている（２条，第３章第３の３（２））。

その理由としては，違法行為があった事実を明確にすること等がある（第３章第３の３（２））。

日本における差止めの制度は，不当な行為を現に行っていること，又は行うおそれがあることを要件としている。「おそれ」の解釈運用によるところがあると考えられるが，日本の制度においても，行為の停止後であっても当該行為が違法であるとの認定がされること等が必要であるとされる場合があると考えられる。

代表訴訟指令が上記のとおりの規定を置いたことを踏まえ，日本の制度においても，同様の効果を端的に得ることができる措置の導入等について，検討を行うことが必要であると考えられる。

8　違反の効果

代表訴訟指令は，差止措置で明示された行為の停止や禁止又は決定の公表や是正声明の公表の命令に違反した場合，事業者が消費者へ通知する義務，証拠開示義務に違反した場合に適用する罰則を定め，罰則は，罰金の形をとり，効果的で，比例原則に適合し，抑止力のあるものでなければならないとしている（１９条，第３章第２）。

罰則という措置の適否については，各義務等の内容に応じ，慎重な議論を要すると考えられるが，代表訴訟指令が，違反への効果の規定を置いたこと，しかも罰則を挙げていることは，命令等の実効性確保のために，比例原則に適合することを求めつつも，違反に対する抑止力のある制裁を置くべきことを示していると考えられ，また，本規定において，事業者の消費者への通知義務と証拠開示義務を挙げていることは，これらの義務について実効性確保のための措置をとることが特に必要とされるべきことを示していると考えられる。

日本の制度の検討においては，代表訴訟指令が上記のとおり規定したことを踏まえて，各種義務等とその違反の効果について検討されることが必要である

と考えられる。

9　適格団体への支援

代表訴訟指令では，加盟国は，代表訴訟に関する費用が代表訴訟をすることの妨げにならないように措置をとるものとされ，この措置には，例えば，公的な基金，組織上の支援，裁判所や行政機関の費用の制限，訴訟支援制度の利用などがあるとしている（２０条，第３章第２，前文７０）。そして，組織上の支援とは，特定の代表訴訟に対して提供されるものではなく，例えば毎年提供されるような定額的な資金援助等，適格団体の組織的なニーズを支援するものとして定期的に提供されるもの等が想定されている（第３章第３の８）。

日本の適格団体は，その財政基盤が脆弱であると指摘されているところであるが，代表訴訟指令が，適格団体に対する支援の規定を置き，加盟国に対し，上記のとおりの適格団体への財政的支援を含む支援の措置をとるものとしたことに鑑みれば，日本においても，適格団体に対する支援について，公的な財政支援が積極的に行われていく方向で，検討が進められるべきである。

なお，代表訴訟指令においては，「第三者訴訟ファンドによる資金提供」が，濫用防止のための一定の措置とともに規定されている（１０条，第３章第３の５，前文５２）。日本において，このような仕組みの導入が適切かについては慎重な議論によると考えられるが，ＥＵにおいても，適格団体への財政的援助が必要な状況があって，代表訴訟指令が，適切なかたちでの適格団体への財政的援助策を一重要課題として位置づけていることを表しているものと見ることができるであろう。

# 第４章　議事録

## 第１　イーコマースヨーロッパ

- 聴取日時　２０２１年２月２日　１７時００分～１９時００分
- 聴取先　　ECOMMERCE EUROPE
  (www.ecommercetrustmark.eu)
- 聴取先応対者
  Dr. Léon Mölenberg（シニアポリシーアドバイザー）
- 通訳者
  カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
- 報告書作成者　志部淳之介
- 聴取内容の要旨　以下のとおり

### １　自己紹介

聴取対象者は，オランダの電子商取引協会に所属している。政策アドバイザー。以前はオランダマーストリヒト大学教授。消費者法，契約法を専門としている。不当条項における集団訴訟の導入可能性，ＥＵ指令の立法化にもステークホルダーとして関与した。ベルギー法よりオランダ法に詳しいが，今はブリュッセルを拠点としているので，ベルギー法も承知している。オランダ法の視点も交えてお話する。

### ２　総論

(1) 対象事案について

団体訴訟制度の対象となる損害について，ベルギーでは，消費者が有する権利だけではあるが，どのような損害でも集団訴訟で請求できる。オランダも同様。物的損害でも慰謝料でも人身損害でも何でも，事業者による損害であれば対象となる。

(2) オプトアウト，オプトインについて

ベルギーでは，裁判所は（代表訴訟の）最初にオプトアウトかオプトインを決める（ただし，人身損害についてはオプトインが義務)。その後，当事者間での和解を促す。ここでは裁判所は関与しない。和解が成立したら，裁判所が承認をする。そうすると消費者に対しても拘束力が生じる。

オランダでも裁判所はまず和解を試みる。オランダでは裁判所に承認された和解は拘束力を持つ。和解の公表から３か月の告知期間があり，消費者は最低１か月オプトアウト期間を与えられる。ただし，オランダ以外に在住するものについては，必ずオプトインの手続となる。

ベルギーでは，最初のオプトアウトかオプトインの選択の段階で手続に参加した消費者は，和解にも拘束される。

この点に関して，ＥＵレベルでは２０２３年発行の指令で，オプトアウトかオプトインかを加盟国の判断で選ぶことができる。ただし，越境事案では

必ずオプトインにしなければならない。訴訟のどの段階でイン・アウトを選ぶかも加盟国に任されている。

(3) 個別損害の認定

特に，拡大損害の発生する事例では，個別消費者の事情により損害項目が異なると思われるが，どのように損害を認定するのかが問題となる。この点，ＥＵレベルでも，どのように手続を遅滞させずに個別損害を認定するかについては議論のあるところ。

オランダでは，裁判手続による。代表原告による訴訟において，事業者の責任原因が判断され，個別損害について判断されない。ただし，裁判所は，判決言い渡しでなるべく明確にどのような損害が発生しているかを述べる。例えば，物質損害で金額幾らとかをできるだけ明示する。ベルギーも基本的には同じ方法である。ＥＵレベルでも損害の評価方法は加盟国法に任されている。国内法に従って算定。慰謝料請求が可能かも国内法による。

消費者による損害算定のための個別訴訟には消費者団体は関わらない。被害を受けた消費者は事業者に賠償を請求する。交渉で決まらなければ，消費者が提訴して個別手続で損害を算定する。時間がかかるので効率的ではない。

(4) 費用負担

全体の費用負担については，様々な準則が関わる。費用項目により違うが敗訴者負担が基本。もっとも裁判所の命じる額は全てではない。制度を利用しやすくするため，提訴手数料の最小化などが採用されている（国内法)。ＥＵレベルで見ても，ドイツは上限を設定している。敗訴した場合のリスクを考えて，団体は提訴を躊躇したりする。そのため，消費者団体に資金援助が必要とされている。

(5) 基金や保険等

オランダにおいて，消費者団体が費用を捻出するための基金や敗訴した場合の保険，それらを規制する法律等があるかとの問いに対しては，そのような法律等はない。また，基本的に団体訴訟に特化した民間の基金や保険はない。消費者団体は公的活動なので公的支援はある。ただし，消費者団体の経済的独立性が問題となる。手続に影響を与えるような資金提供の制限がある。

新しいＥＵ指令も代表訴訟の促進必要との提案をしている。新たな指令では，消費者に費用を請求できる。第三者による資金支援に関しては，アメリカの企業からの支援申出はある。

３　集団訴訟の許可要件について

集団訴訟には，補充性要件という要件が存在する。個別訴訟よりも集団訴訟が適していると認められなければならない。

裁判所はこの要件の判断が難しい。対象となるのが限られた消費者だけというケースも想定できるため，人数が少ないケースでは問題となるが，ベルギーもオランダも１０人くらいの被害者があれば良いとされている。判断にあたっての要素としては，請求額（少額であると集団訴訟の方が効果的)，事案の複雑

性，個別提訴のコストなど。

ただし，実際にこの要件で切られたケースは少ない。理由の一つとして，消費者団体が，要件を満たすかどうかを慎重に検討して提訴している点が挙げられる。なお，差止請求であれば，基本的には集団訴訟が効果的とされる。

4　集団共済協定について

裁判所による承認手続，承認の要件は加盟国によって異なる。基本的な判断基準は公平性である。オランダもベルギーも同様である。消費者の一部（例えば手続に関与しなかった消費者）を不利に扱う，除外するといった和解は，裁判所が公平でないと判断する。裁判所は，公平な合意か否かを判断する。

ＥＵでも加盟国に公平性の観点から和解を認めるか検討せよとしている。公平性の概念は国によって違う。要素の一つとして，手続が効率的であるか，個々の請求手続に複雑な仕組みを設けているときは，効率的ではないと判断することもある。

もっとも，これは裁判所の和解による場合で，裁判外の和解は別である。ＥＵ指令では提訴前に２週間の猶予を与えて和解を検討させる。オランダも同様である。

5　ＥＵ新指令の評価について

(1) 内容が不明確な規定が多く，今後それらをどのように解釈するのかも評価に大きく関わってくることであるが，少なくとも指令の目的は全ての加盟国に何らかの形での集団訴訟の制度を設けなければならないということであり，既存の国内法に影響を与えることはないとされていることから，基本的に今までそのような制度がなかった加盟国に制度が設けられることになることが非常に評価できる。あらゆる加盟国に集団訴訟制度が設けられることになり，そのうえ越境的な事案についても使えるというのが非常に評価できる。

あまり望ましくないと思う点は，どのようなメカニズムを加盟国が用いるのかについてやや抽象的であるという点で，例えばオプトインにするのかオプトアウトにするのかは加盟国が選べるし，また，訴訟のどの段階でオプトインあるいはオプトアウトさせるのかについても加盟国が決めることができるので，平準化が行われているとは言いにくい状況である。このような定め方だと，将来いわゆるフォーラムショッピングが消費者団体によっておきるだろうということがあり，我々の業界でも一番懸念していることであるが，一番提訴しやすいところを消費者団体が選んでそこで提訴を行うという事態が起こりうるので，現在複雑である平準化の仕方についてより強く平準化すべきだったのではないか，全ての加盟国においてオプトイン，あるいはオプトアウト，というように統一すべきだったのではないかと思っている。

また，ＥＵ指令と既存の国内法との関係がどのようになるのか，あるいは越境的な事案と純粋に国内の事案との間でどのようにどう線引きするのかもやや難しいところであり，例えば，ＥＵ指令では指定された団体が提訴できるとなっているが，加盟国では既に指定された団体ではない団体も提訴でき

る加盟国もある。また，複数の消費者団体が同時に提訴した場合の取扱いも不明確で，これは提訴した団体の利益というよりは最終的には消費者の利益に大きく影響することになるが，例えば複数の消費者団体のうちのどこが主導的な団体として扱われるかということも問題となる。オランダでは複数の消費者団体が提訴した場合にはそのうち１つを主導的団体として指名するという仕組みがとられているが，ＥＵ指令にはそのような規定はおかれていないので，どのように取り扱うのか不明確である。また，越境的な事案の場合に準拠法をどうするのかについてもＥＵ指令のもとでは不明確である。一番代表的な例としてはフォルクスワーゲンの排ガスの改ざんの事例をあげることができるが，そのような場合にどの国内法が適用されるのか，どれが準拠法となるのかが問題となる。ＥＵ指令では，どの裁判所が管轄権を有するのか，そして準拠法がどうなるのかということについて定めが置かれていないことが問題である。

以上のとおり，ＥＵ指令では，オプトインなのかオプトアウトなのかを統一していないという点，さらに管轄権や準拠法について定めていないというところが大きな問題であって，その点が望ましくない。

消費者団体からの評価としては，おそらく既にそういう集団訴訟のシステムがある加盟国の消費者団体であれば消極的に評価するだろうし，現時点では導入されていない加盟国であればＥＵ新指令によってやっと設けられるということで積極的に評価するのではないのかと思う。

もう１点批判されていることとしては，ＥＵ指令では，確認判断の部分，すなわち，事業者に違法行為あったのか，その責任があるのかという点と，個々の消費者の損害賠償額や救済手段について，同じ手続の中で判断しなければならないこととされているが，例えば，フォルクスワーゲンの事案の場合，その修理にかかる費用については，おそらくそれぞれの自動車をどのくらいの期間保有していたのかや，あるいは取り替えが可能なのかなど，様々な要素に影響されるので，そのような複雑な個別の評価を１つの手続で行うことに対して，効率的でないと批判がされている。しかし，この点はどのようにこの規定を解釈するのかにもよるものであり，もし，この規定の解釈の仕方として，裁判所は異なる手続で個々の救済手段について判断してもよいというように解釈できるのであれば，これは良い規定だということになるであろうし，同じ手続でしか判断ができないという解釈の仕方が正しいとされるのであれば，この規定は効率的ではないということになる。

少し補足すると，私が所属している協会は，ＥＵにおける Web ショップやプラットフォームを代表しているものであるが，協会の立場から見た場合，やはりこの新しい指令は選択肢が多すぎるというものになっており，通常であれば，指令において，加盟国は何々をしなければならないという義務を課すのが望ましいのに対し，今回の指令では，何々をすることができるという規定が多すぎて，平準化の程度として十分ではないと感じている。例えば，

指令の中では，加盟国は，国内法において，消費者団体が差止めと例えば損害賠償請求を同じ手続で行うことができる旨を定めることができるとされているのであるが，協会の方では，もちろんこれを認めること自体はよいこと，消費者団体が差止めと例えば損害賠償請求を同じ手続でできるのはよいことだとは考えているが，全ての加盟国で統一してもらいたいということを強く感じている。実際には，国内法化というのは加盟国に委ねられているので，加盟国はそれぞれ好きなように選択ができるのであるが，国内法化をする際に，何らかの方法で同じ選択をしてもらえれば，それがやはり事業者にとっても非常によいことであり，消費者にとってもよいことであろう。協会としては，過去にもこれは強く主張してきたところであり，今回もそうだが，加盟国に，こちらの選択の方が良いですよということも訴えるし，またなるべくよい選択を全ての加盟国でしてもらえるように，これからも活動していく。

先に述べたように明確ではない規定が非常に多く，管轄，準拠法や，指定団体がどのように互いに協力するのか，あるいはどのように特定の団体を指定するのか，という残された疑問がたくさんあるので，今後ＥＵが１つの解決策を示す，あるいはガイダンスを示すのが望ましいと思っている。現在の指令ではやはり不明確であるところ，あるいは具体的ではないところがたくさん残っているので，それらが無事解決されることを希望している。

(2) 次に，ヨーロッパでは，集合的な訴訟制度を作るべきでないと強く主張する事業者団体はあまりないのか，との質問に対しては，次のとおりである。

確かに，事業者団体の方でも，この集団訴訟に巻き込まれるのが非常に厄介な経験になるというように考えている団体もいるが，しかし全般としてはやはり集団的な被害が生じた場合の事案を効率的に解決するための手段でありうるということで合意がみられる。

ただし，ほとんどの事業者団体がおそれていたのがアメリカ型のクラスアクションのようなものである。弁護士が，お金を儲けるために，消費者のためではなく自らの利益のために提訴するようなシステムが問題だというところだったが，したがって，今回のＥＵ指令では，少なくとも裁判官はどのような第三者が，会社などが関与しているのかについて注意深く判断することが求められるので，これが最大限の保証ではないとは思っているが，少なくともこのような規定の仕方であればなんとかやっていけるだろう，アメリカ型のクラスアクションのようになることはないだろうと考えている。アメリカでは賠償額の８割を弁護士が手にいれて消費者に２割しか渡らないというようなものもあるが，私たちはそのような事態は望んでいない。最も大きな懸念の一つとして挙げられていたのがそのようなことだったわけであるが，ただし，ほとんどの事業者団体の共通の認識となっているのが，やはり効率的な手続でありうるということと，さらには消費者側と和解をする機会を提供するものだということで，評価されている。

私の協会の方でもどちらなのかといえばやはり積極的にこれを評価してい

て，ただし，先ほど述べた理由から既に集団訴訟の制度がある国であればよいが，これからEU指令にしたがってあらたに制度を導入するという国では，既に述べたような困難性・複雑性により，あまり消費者団体にとって助けにはならないのではないのかというところは懸念している。ただし，これからそれを見ていかなければならないし，私たち事業者団体としては，これは必要な程度での譲歩であると考えているし，これが著しく危険な制度であるというようにも考えてはいない。

6　ＯＤＲについて

・ＯＤＲ規則に関して，ＯＤＲのプラットフォームは効果的，効率的ではないと考えている。事業者団体としてはリンクの掲載義務は遵守しているが，ＯＤＲプラットフォームはそこを通じて事業者と消費者の紛争を加盟国のＡＤＲにつなぐ仕組み。事業者が応じなければ終わってしまう。無駄な段階が追加されているに過ぎないと考えている。

・トラストマークを得ている事業者であれば独自の解決手続を設けているので，顧客にそれを利用するよう促す。ＯＤＲのプラットフォームの利用を促したところで結局ＡＤＲ機関につながるので，独自の紛争解決手段を持っているのであればそれを利用するように促した方が無駄を省くことができる。独自の紛争解決を有しない業者であればプラットフォームがあるというのは望ましいが，義務的なものではないのでそれを拒絶することも可能。

・ヨーロッパ消費者センターが各加盟国にあるが，ＯＤＲに回した場合でも最終的に特定の加盟国のＡＤＲに回されて事業者がそれに同意しなければ終わってしまうので協会のトラストマークを得ている顧客であれば独自の紛争解決手続を促してそれからＯＤＲ，ＡＤＲを勧める。最終的には裁判手続とならざるを得ない。

・目的としているのは初期の段階で全ての顧客に対してなるべく早く紛争を解決するということで９９％の場合にはそれができている。オランダの数字を挙げていたが，オランダでは昨年ＡＤＲに付託された事件７０件あったが，事業者独自の解決システムで解決したのが数百万件ある。

・ＡＤＲはＯＤＲプラットフォームがなくても機能できている。但し事業者団体としてＡＤＲの重要性は評価している。費用抑えて複雑でない方法で弁護士不要で解決できる。前の段階で解決できるということを１つの目的として強く掲げている。裁判官よりも独自の紛争解決方法での解決を担う者はより専門的な知識もあってよりよい解決が得られるということも挙げられる。

第２　Stefaan Voet 教授

・　聴取日時　２０２１年2月２３日　１７時００分～１８時３０分
・　聴取先　　Prof. dr. Stefaan Voet
・　聴取先応対者　Prof. dr. Stefaan Voet
・　通訳者
　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　増田朋記
・　聴取内容の要旨　以下のとおり

１　はじめに

本日は集団訴訟の全体像・概観，特に２０２０年１２月に採択された新たなＥＵ指令についての概観を説明する。

２　過去の検討経緯

ＥＵにおいて，集団訴訟は常に政治的アジェンダの中で優先事項とされてきており，下記のような様々なレポート等が示されてきたが，立法化の動きが始まったのはここ数年のことである。

2006 Leuven Report on Alternative Means of Consumer Redress（消費者被害救済の代替手法に関するルーヴェン報告書）

EU Consumer Policy Strategy 2007-2013（欧州消費者政策戦略）

2008 Green Paper on Consumer Collective Redress（消費者の集団的救済に関するグリーンペーパー）

2009 Consultation Paper for Discussion on the Follow-Up to the Green Paper（上記グリーンペーパーの追跡調査のための協議文書）

2010 “Towards a Coherent European Approach to Collective Redress: Next Steps”, Document SEC(2010) 1192 of 5 October 2010) of Vice-Presidents Almunia (Commissioner responsible for Competition) and Reding (Justice, Fundamental Rights and Citizenship) and Commissioner Dalli (Health and Consumer Policy)（集団的救済への一貫した欧州の取組に関する競争，司法及び基本権，健康及び消費者政策担当欧州委員会委員の共同文書）

2011 Public Consultation: Towards a Coherent European Approach to Collective Redress（集団的救済についての一貫した欧州の取組に関する意見聴取）

2012 European Parliament Resolution Towards a Coherent European Approach to Collective Redress（集団的救済についての一貫した欧州の取組についての欧州議会の決議）

中でも政策の観点から特に重要であるのが，２００６年の Leuven Report である。クラスアクションや消費者ＡＤＲなど，どういうオプションがあるのかということについての概要が示されており，今日でも重

要なものとなっている。

３　２０１３年の欧州委員会の勧告について

2013 Commission Recommendation on Common Principles for Injunctive and Compensatory Collective Redress Mechanisms in the Member States Concerning Violations of Rights granted under Union Law (2013/396/EU)（共同体法による権利の侵害に関する加盟国の集団的救済及び差止に関する共通原則についての欧州委員会の勧告）

拘束力はないが，集団訴訟についての共通原則を示したものであり，加盟国は国内法を作る際には，これを考慮することが望ましいとされる。

(1) 差止と損害賠償に関する集団的救済

特に様々な見解があり，議論されているのは，損害賠償についてである。

これはアメリカ連邦民事訴訟規則２３条(b)(3)で定められているものに近いものとして位置づけられている。

(2) 適用対象

消費者紛争のみが適用対象となるかが問題となる。ＥＵのスタンスでは，消費者紛争という特定の領域ではなく，全ての領域に適用があるものとして想定している。

(3) 原告適格

誰が集団訴訟を提起できるのかという問題である。アメリカでは個々のクラスメンバーが当事者となるが，ＥＵでは基本的にそれが団体となる。例えば，オランダではＳＰＢという特別の目的を有する団体が原告となる。また，公的機関としてベルギーでは環境オンブズマンなどが訴訟提起する。スカンジナビア諸国でも，基本的に公的機関が訴訟提起できるとされている。

(4) オプトインかオプトアウトか

ＥＵでは，オプトインがデフォルトとされていた。これは個々のクラスメンバーが当事者として参加するという意味では無く，積極的に訴訟の結果に拘束されることを表明するということである。

近年はオプトアウトが注目を集めてきた。これはアメリカの伝統的なやり方である。ベルギーでもオプトアウトが可能となっている。

４　消費者ＡＤＲに関する指令

Directive 2013/11 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on alternative dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC

２０１３年という共通原則の勧告と同じ時期に出されたものである。一方で共通原則を示しつつ，同時期に消費者紛争のＡＤＲについての法的枠組みを設けたというところが興味深い。

5　ベルギー法

(1) ベルギーでは集団訴訟に関する法律が２０１４年に設けられた。

また，上記の消費者ＡＤＲに関する指令が２０１４年に国内法化され，消費者ＡＤＲ法が採択された。これによって消費者メディエーションサービスができあがりオンブズマンもこの機関に参加されている。

(2) 消費者メディエーションサービス

消費者が事業者に対し苦情がある場合には，消費者メディエーションサービスが，消費者オンブズマンとして機能している。紛争を所管する個別のオンブズマンがいればそこに転送する。それがなければ自ら解決すべく介入することとなる。さらに大事なのは，消費者メディエーションサービスが自ら集団訴訟を提起できるものとされていることである。

6　消費者のためのニューディール

(1) 新指令の採択

２０１８年に，２０１３年の拘束力を有しない勧告について拘束力を有する立法という形で発展させたいということになり,指令案が提案された｡様々な項目を有する「消費者のためのニューディール」の一環として検討された。その結果，集団的な消費者の利益の保護のための代表訴訟に関する指令（Directive 2020/1828 on Representative Actions for the Protection of the Collective Interests of Consumers and Repealing Directive 2009/22/EC）を採択することになった。これは消費者紛争にのみ関するものである。

この指令は２０２０年１２月４日に採択されたが，完全に新しいものではなく，差止に関しては２００９年の指令が既に存在していた。２００９年の指令は差止指令と呼ばれており，消費者団体に事業者に対する差止をする権限を付与するもので，損害賠償請求は含まれず，違法な行為を差し止めることしかできないというものであった。

新しい指令は同じ枠組みを用いているが，内容はさらに拡大し，差止に加えて適格団体が消費者の集団的利益のために損害賠償を請求することが可能となっている。

これは３年以内に加盟国によって国内法化されなければならない。ベルギーもそのような義務があり，その際に２０１４年の法律を改正する必要があるのかが問題となる。

(2) 適用範囲

ＥＵレベルでもベルギーレベルでも適用範囲をどうするのかということが問題となるが，ＥＵ指令では消費者の集団的利益のみに適用される。

ベルギーでは数年前に改正され，消費者のみならず中小企業も含むものとされた。

この点について問題となるのが，適用対象が消費者紛争のみに限定されていることが憲法上の問題を生じさせないのかという点である。すなわち，金

融・環境・差別など他の分野には集団訴訟がないのに，消費者紛争のみに存在するということが憲法上許容されるのかという問題である。

ベルギーでは２０１４年の立法時にそのような問題提起があり，ベルギーの憲法裁判所まで争われたが特に問題はないとされた。このような集団的紛争が一番生じるのは消費者取引なのでとりあえず様子を見るという判断であった。しかし，このような判断は誤っていると考えている。消費者紛争のみに適用されるということは，集団的な司法へのアクセスという観点から問題が生じうる。

(3) 原告適格

原告適格については指令上も，また，ほとんどの国内法でも既にそうであるが消費者団体がこれを提起できるものとされている。

ただし,指令では消費者団体ではなく適格団体という名称が使われている。これは消費者の利益を代表する団体あるいは公的機関であり，加盟国によって指令に従って適格を有するものとして指定されたものをいう。したがって，私的な団体も公的な機関もありうることとなる。

ブラジルを見ると，ほとんどの集団訴訟が検察当局によって提起されている。スカンジナビア諸国でも公的機関がそのような適格を有している。

この点については，国内の集団訴訟と越境的な集団訴訟では区別されている。国内の集団訴訟というのはベルギーの消費者団体がベルギーの裁判所に集団訴訟を提起するような場合。越境的な集団訴訟というのはベルギーの消費者団体がフランス・ドイツ・オランダなどで提起するような場合のことである。このような問題は新しい指令でも対応されている。

その裏にある考え方として，ほとんどの集団的な被害が生じる事案では一つの加盟国に限られて被害が生じるわけではないということがある。最近の事案としてフォルクスワーゲンの排気ガス，豊胸のインプラント，ライアンエアーの飛行機の遅延の事例などがそうである。

問題となるのはこの指令と国内法が越境的なもののみを視野に入れていることである。越境的な集団訴訟については，加盟国が団体を指定する際に，その指定する者は,様々な条件を満たす者でなくてはならないとされている。この条件は，適法性，透明性，利害関係の抵触の無いこと，一定の期間既に存続していたことなどで，非常に厳しいものである。

他方で，国内の集団訴訟については，加盟国は自らの判断で条件を決定できるとされている。そうすると，越境的な集団訴訟には非常に高い水準が設けられるのに対し，国内の集団訴訟には低い水準に留まるということが考えられる。

指令において，加盟国は越境的な集団訴訟に関する条件を国内の訴訟にも用いることができるとされているが，私はこれには合理性がないと考えている。

(4) 管轄・準拠法など

多くの加盟国ではあまり考えられていない問題であるが，このような被害は多くの場合，様々な管轄権をまたがることになると考えられる。ここで問題となるのが，例えば消費者被害が生じて，ベルギー・フランス・オランダに被害を被った消費者がいる場合，どこに提訴するのか，そして，どの法律が準拠法となるのか，また，証拠・証明についてどのような手続法が適用されるのかといった点である。

ＥＵの立法者，また，ベルギーの立法者もそうであるが，ブリュッセル規則など既存の国際私法に関するルールを使えばよいという考え方を採用している。

しかし，そのような既存の国際私法ルールというのは１対１の訴訟を想定しており，集団的な次元を取り入れていないから問題がある。近年そのような問題が様々な判例法であらわになっている。

手続法としてどのように立派な規定を設けたとしても，まずはこのような国際私法上の問題を解決することが必要となる。

(5) 資金的枠組み

集団訴訟を機能させるためには，資金等に関するしっかりとした枠組みを設ける必要性がある。ベルギーを含むほとんどの加盟国，及びＥＵレベルでも立法者がこの点に配慮していない。

アメリカとは異なり，成功報酬制を用いて，弁護士がまず投資を行って費用を支出して後で回収するということは認められていない。最近特に注目を集めてきているのが，第三者による融資であり，これが消費者紛争に関する集団訴訟でもよくみられる。会社が資金を提供して消費者団体にアプローチし，その代わりもし勝訴して損害賠償を得られれば，その２５％～４０％を払ってくださいというやり方である。このような会社は，民間の会社や保険会社であったりする。

指令ではそのような第三者による融資を認めるとしているが，十分に規定されていないため，加盟国で課題が残る。

ＥＵでの実際の数字を見ても，加盟国にもよるが，集団訴訟の提起件数は，年に１０件，１５件あるいは２０件というのが多く，スカンジナビア諸国だと０ということもある。それは適切な融資がされていないからである。

アメリカでは成功報酬制で提起されている。オーストラリアでは，第三者による融資，特に大きな会社があって，そこがほとんどの集団的訴訟に資金提供している。ケベックだと公的な機関が設けられている。そのようなものがあれば，より成果を収めることができると考える。

(6) 集団訴訟とＡＤＲ

日本でもおそらく同じだと思うが，消費者のために動いている者は集団訴訟が望ましいと考え，他方で，事業者の利害関係者としては，集団訴訟は会社や経済を滅ぼすものであり裁判外で解決すべきであると考える，という力関係がある。

しかし，このような区別には懐疑的である。これらは対立するものではなく組み合わせるべきである。

指令の中でも，集団的救済のためのヨーロッパオンブズマンという考え方が示されているが，このような条項が設けられたのは事業者側を満足させるためで，果たして機能するのかはよくわからない。

組合せについてはベルギーが良い例を示している。すなわち，ベルギーのオンブズマンはＡＤＲを担当する一方で，集団訴訟を提起することもできるとされているのである。

個人的にはこのベルギーモデルはさらに研究され，ヨーロッパで拡張されるべきモデルであると考えている。

(7) 和解

ＥＵでも，加盟国でもそうであるが，和解に重点が置かれている。

第一のオプションとして，何らかの集団訴訟が提起される前から消費者団体と事業者との間で和解をするということが示されている。２つ目のオプションとして，集団訴訟の認可がされた後，その段階でも当事者は和解を試みる義務を負う。さらに，そこでも和解がされなかった場合に，裁判所は本案の審理を進めることとなるが，いかなる段階でも当事者は和解をする可能性が残されているとされる。

この点の最も良いモデルがオランダであり，２００５年に和解のためのみの集団訴訟を定めている。ただし，和解について問題となるのは，管理が上手な裁判官が必要となることである。

なぜなら，一方に事業者がいて，他方には裁判所に出廷していない消費者を代表する団体がいるという状況で，これらの者が合意したので和解を認証してほしいと主張するが，裁判官はその際，実際にそこにはいない消費者の利益となる和解なのかを確認しなければならない。目の前にいる当事者あるいは弁護士の利益となる和解なのかが大事ではないということである。

7　なぜオプトアウトが許容されたのか

二つの理由がある。一つは徐々に実務的な研究をもとにしながら，やはり少額事件にはオプトインは機能しないので，機能する集団訴訟を持ちたいのであればオプトアウト型でなければならないという実務的な理由である。

二つ目は理論的な理由である。研究者側から，特にドイツで，長年指摘されていたことであるが，欧州人権条約の６条にデュープロセスの規定があり，参加をしていない当事者を拘束するのがこれに反するのではないかということが問題とされていた。この点について加盟国の判例法において実はそうではないということが徐々に示されてきた。例えばオランダでは，アムステルダム高等裁判所でオプトアウトでも問題がないという判断がされてきた。ただし，そのためには二つの条件が必要とされている。適切な通知がされるということと，個々の消費者が実際にオプトアウトする機会が与えられることである。これら

の条件が満たされていれば欧州人権条約の６条との関係で問題となることはないと示された。また，ベルギーの裁判所でも同じような判断がされている。

このような加盟国における判例の蓄積でＥＵ立法者もオプトアウトでも問題ないと考えるに至ったのである。

８　ＥＵ加盟国において集合訴訟についての特別の証拠収集制度があるか

全ての加盟国の手続法を把握しているわけでないが，知る限りはそのような特別な手続はない。一般的な民事手続が適用される。

加盟国に見られるのは，第一段階では公的機関が，違法行為があったことを確認させた上で，第二段階で個々の消費者あるいは団体などが損害賠償等を求めるという制度である。その場合，第二段階で，再度違法行為があったことを証明する必要はなく，第一段階での判断を用いることができる。厳密には証拠に関するものではないが，これを一つの例外としてあげることができるかもしれない。

９　差止請求訴訟について，既に行為が停止されている場合にも提起できるか

２００９年の指令のときから可能であったと思うし，新しい指令でも可能だと思う。ただし，確認判決になるので，再度違反行為が行われる可能性を示さなければならない。実際にどのような場合にそれができるのかは加盟国の法に委ねられている。

１０　和解について消費者はオプトアウトすることができるのか。

先行した手続によって状況が異なる。指令の文言をみれば，和解に拘束されるのは「関連する消費者」とされており，前の手続がオプトインならオプトインした消費者，オプトアウトならオプトアウトしなかった消費者ということになる。

ただし，和解については個々の消費者はそれを受け入れるかどうかを決めることができると書いてある。先行した手続がオプトインかオプトアウトかで「関連する消費者」の対象は絞られるが，拘束される消費者は再度それを受け入れないという選択ができる。

ベルギー法にはそれがない。一つの不足している点である。ベルギー法では最初の段階で消費者に選択権が与えられるが，それが固まってしまうと，和解がされると当然に拘束されて，２回目の選択はできない。

指令１１条４項２文は「することができる」と定めており，加盟国はその義務を負わない。したがって，ベルギーも現状のままでも問題はないということにはなる。しかし，個人的には，このような制度を設けることが望ましいと考えている。

第３　ベルギー経済・中小企業・自営業者・エネルギー省

・　聴取日時　２０２１年2月２３日　１７時００分～２０時００分
・　聴取先　　経済・中小企業・自営業者・エネルギー省
　（FPS Economy, SMEs,Self-employed and Energy）
　（https://economie.fgov.be/fr）
・　聴取先応対者
　Julie Alardin
　Christine Canazza
・　通訳者
　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　二之宮義人
・　聴取内容の要旨　以下のとおり
　・２０１８年から可能になった中小企業に関する部分は消費者に関するものではないため説明対象から除外されている。
　・損害賠償とは異なる差止めについても別の法的な枠組みがあるため説明対象から除外されている。

１　経済・中小企業・自営業者・エネルギー省（以下「経済省」という。）の概要

・経済省の任務・役割は，ベルギー国内の商品及びサービス市場における競争力，持続可能性，バランスを確保するために，商品及びサービス市場の監視監督を行うことである。
・職員数約１，７００人

２　集団訴訟制度の概要

・制度は４段階に分かれる。①認可決定段階，②交渉段階，③和解あるいは判決段階，④執行段階である。
・ベルギーで集団訴訟を提起できる団体は４種類，①消費者評議会に参加している消費者の利益を保護する団体，②経済省によって認可されている団体，③オンブズマン，④欧州経済領域の参加国によって認可されている団体である。
・集団訴訟の要件は３つある。①事業者の違反行為（契約違反，消費者関連法違反）が主張されていること，②提訴権限のある適格消費者団体の代表者により提訴されていること，③集団訴訟が個別訴訟よりも優越的・効率的なものであるという優越性。
・３番目の優越性については，ベルギー法に定義はなく判例法の実績による。例えば，関連する消費者の数が多数であるなどといったものである。この要件の充足性については裁判でも争いとなることが多い。
・現時点では１０件の集団訴訟が提起されている。

・そのうち３件は認可前に裁判所外で和解が成立している。裁判外での和解の内容については認識していない。１件は消費者側が敗訴している。残りの６件は現在も係属中である。
・６９条規定（集団訴訟が認可された場合にはグループメンバーが既に行っている個々の手続は終了する。）との関係については，個々の手続がその時点で終了することとなるためグループメンバーは権利を喪失することになるが，その背景にある考え方は二重の損害賠償を得ることを避けること及び矛盾する判決の防止である。

３　オプトイン・オプトアウトについて

・裁判所が集団訴訟を一旦認可すると，次に，オプトイン・オプトアウトのいずれによるのか，それぞれについて権利の行使期間をどのように定めるのかを決めることとなる。
・オプトインとオプトアウトのいずれを選択するのかについて，法律上基準は定められていない。当事者からの主張と事案の内容により裁判所が決めることとされている。ただし，ベルギー法では，①身体的あるいは精神的な侵害があった場合，②対象消費者がベルギーに居住していない場合には，オプトインとすることが義務付けられている。
・立法準備作業時の報告では，多数の消費者が少額の被害を受けている場合にオプトアウトが望ましいという言及がなされている。申請書には「侵害を受けた者の数の評価」を記載しなければならないが，対象消費者が複数になる場合にはオプトアウトを採用することが望ましいとされている。
・(Voet 教授補足）オプトインとオプトアウトについては立法過程でも非常に議論があった点である。個人的には，ベルギーの立法者が最終的にやはり定型化はできないという判断をしたのは非常に良いことであると評価している。最も適切な判断をできるのはやはり裁判所だからである。提訴された１０件の事案を見ても，裁判所は非常に適切に判断していると考える。例えば，ライアンエアー事件のように顧客リストがある場合，消費者の名前が知られている場合にはオプトインとなるだろう。他方で，複数の消費者で少額の被害の場合にはやはりオプトアウトが適しているということになるのではないか。

４　交渉段階について

・認可の段階が終わると，第２の段階である交渉段階に移行する。これは義務的な交渉である。
・交渉期限は，裁判官が３か月から６か月の期間を定めて指定するが，この期間は一度だけ延長することが可能である。
・交渉段階における和解の対象項目には必要的な事項が含まれていなければならない。例えば，損害賠償の対象項目，損害賠償の金額，公表の手段などである。
・裁判官は，必要に応じて交渉を支援させるために認証されたメディエーターを任命することが可能である。

・和解の成立あるいは不成立により交渉段階が終わると，次の段階である本案の審理に進むこととなる。

5　和解について

(1) 和解についての裁判所の関与

・和解が成立した場合には裁判所による認可を得ることが必要となる。

・この認可に関し，裁判所の権限は非常に限定されている。ここで裁判所は①和解が完全なものか，②必要事項が全て含まれているか，を確認し，これらが満たされている場合には和解を認可することとなる。

・裁判所が認可を拒絶することができるのは，①損害賠償の金額が合理的なものではない場合，②オプトアウトをするための期間が合理的なものではない場合，③集団訴訟の代表者に対して支払われる金額が実際の費用を超えている場合である。

・(Voet 教授補足) 裁判所が例外的に和解の認可を拒絶する場合は法律上は３つしかない。１つ目の場合として，例えば和解内容が公序良俗に反するというような場合であれば当然ながら裁判所は認可しない。２つ目の場合として，欧州連合司法裁判所の判例において判例法を形成する中で，裁判所が職権により確認・調査をしなければならない項目が消費者紛争について蓄積されてきている。そのため，そのような項目についても裁判所は職権によって調査を行い，場合によっては認可しないということになる。

・和解が認可されると，清算人が任命されて，清算人が和解の適切な実施，執行，公表を行うこととなる。

・裁判手続への介入，関与は禁止されているため，和解の手続や内容については経済省が所管官庁として何らかの関与をするということはない。

(2) 裁判外での和解について

・(Voet 教授補足) 裁判所の認証前の段階で和解が成立した場合，和解内容は開示されない。そのため，オプトイン型なのかオプトアウト型なのかもわからない。法改正により認可前の和解についても公開させるべきではないかと思う。一般論として，認可前の和解ではおそらく該当する全ての消費者に連絡して参加してもらうオプトイン型が多いのではないか。ただし，グルーポン事案においてはオプトイン・オプトアウト関係なく，自動的に全ての消費者にクーポンバウチャーを送ったという事案もある。

・(Voet 教授補足) 消費者のための集団的な和解を行う場合，最終的には裁判所が和解を認可しなければ執行できない。その意味で完全に裁判外で和解をする場合であっても，認可してもらわないとそれが執行できない。そのため，集団訴訟の提訴権者である適格消費者団体でなければ，完全な和解はできないということとなる。

(3) 和解のタイミング

・実務上非常に重要な点であるが，ベルギー法ではどの段階においても当事者は和解をすることができるということとなっている。

6　公表について

・認可，和解，判決等は，全て公表されることとなっている。公表の仕方は，連邦経済省のウェブサイト上で行われている。また政府の官報にも掲載されている。仮に，これらの二つの方法では公表の仕方が不十分であると裁判所が判断した場合には，例えば被告である事業者のウェブサイトにバナーを貼る，あるいは該当する消費者に対して書面を送付させるということも可能である。

7　清算人の役割について

・和解あるいは判決の実施，執行段階における清算人の役割は，①全体を監督すること，②対象となるグループ，クラスのメンバーの仮のリストを作成した上で裁判所に随時報告することである。

・事業者側に金銭による損害賠償が命じられた場合には，その全額を清算人に支払った上で，清算人がそれを分配するということとなる。あるいは，物をもって賠償するという場合には，清算人の監督のもとで行うこととなる。

・執行が全て終わった段階で清算人は最終報告書を裁判所に提出し，裁判所が認証して，手続が終結し，その終結に関する判断を裁判所が公表するという仕組みとなっている。

・清算人の候補者については，弁護士を含め３種類の職種が定められていたと思う。

・最近清算人候補者のリストが一部出来上がったということである。一部というのはベルギー全体ではなく，ベルギーの中でもオランダ語圏の企業裁判所のリストである。５名の弁護士と１名の執行官である。ベルギーの執行官は独立した公務員であり裁判所からの書面等の送達業務を行う職種である。

・(Voet 教授補足）確かな記憶ではないが，おそらく裁判所の評議会のようなところが清算人を任命することになっていたと思う。これまでに清算人が任命されたという事案はまだない。３種類の職種のうちもう１つは消費者のために和解を行うことを専門とするような者であり，破産事件おける破産管財人の任命と同じような手続だと思っていただければよい。

8　費用について

・集団訴訟手続に関する費用は敗訴者負担となっている。自らの費用のみならず勝訴した相手方費用，訴訟費用，公表に関する費用等の全てが敗訴者の負担となる。

・和解時には，訴訟費用の分担についても和解で取り決めることができる。その際，適格消費者団体の報酬分についても合意することが可能である。

・敗訴者負担に関して，消費者団体が敗訴した場合は高額の費用を負担することになる。中でも特に公表に関する費用として政府の官報の掲載費用として２万５，０００ユーロ程必要となっており，消費者団体の大きな負担となっていた。この点に関し，２０２１年２月２２日に法改正が行われ，この官報掲載費用が低額に定められることとなった。

・集団訴訟を行う適格消費者団体を支援するための制度というものはＥＵ新指令がベルギー国内法化される際に変わる可能性はあるが，現時点ではない。
・(Voet 教授補足）一つのオプションとして考えられるものとして，ベルギーでも２０１４年の立法過程の際に議論されたものだが，一方的なコストの転嫁というやり方，つまり消費者団体が敗訴した場合には一切の費用は免除されるというものである。背景にある考え方は，消費者団体は公益・消費者のために行動しているのであるから，敗訴した場合には費用を負担しなくても良いというものである。ブラジルその他の国ではこのような制度は既に採用されている。議論のあるところではあるが，一つの選択肢として考えられるのではないか。

9　個別事件について

・ライアンエアー事件では訴訟提起から裁判所の認可までに１年半程の期間を要している。法律上は認可までの期間は２か月となっているが，この期間が遵守されることはほとんどなく，当事者の主張，立証方法等により実際には長い期間がかかっている。
・認可までの期間に当事者間は和解の試みを同時進行で行っており，このことが認可まで長期間を要することに影響しているとも考えられる。
・(Voet 教授補足）例えば，ベルギー・イタリア・スペインで提訴がされていたフォルクスワーゲン事件のようにベルギーでの手続と同時進行で他の加盟国でも手続が進行しているような場合には，全ての加盟国の手続において適用されるような和解を試みていることもある。そのような場合にはそれなりに時間がかかる。フォルクスワーゲン事件では結局全ての加盟国で適用される和解に成功しなかった。

第４　ベルギー連邦エネルギーオンブズマン

・　聴取日時　２０２１年2月２３日　１９時２０分～２０時００分
・　聴取先
　Federal　Energy　Ombudsman　ベルギー連邦エネルギーオンブズマン
・　聴取先応対者
　Eric Houtman　消費者メディエーションサービスの理事
・　通訳者
　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　野々山宏
・　聴取内容の要旨　以下のとおり

１　自己紹介

連邦エネルギーオンブズマンを務めている。弁護士ではない。独立した公共サービス機関である消費者メディエーションサービスのメンバーであり，理事である。消費者メディエーションサービスの理事としては他に，電気通信，郵便，鉄道，銀行，保険の各部門のオンブズマンが就任して，合計６人いる。

２　連邦エナルギーオンブズマンの役割と権限

エネルギーに関する消費者と事業者の個々の紛争について和解を試みるとともに，拘束力を有しない勧告をエネルギー会社に行う権限や，エネルギー関係大臣など政府に政策提言を行う権限を持つ。

集団訴訟において重要な点は，連邦エネルギーオンブズマンには個別の紛争に関するＡＤＲの権限しかなく，集団訴訟を提訴する権限はない。集団訴訟の権限を持つのは連邦エネルギーオンブズマンが理事を務めている消費者メディエーションサービスである。

３　連邦エネルギーオンブズマンが主体となって消費者メディエーションサービスが提訴した集団訴訟

連邦エネルギーオンブズマンの求めにより，消費者メディエーションサービスが集団訴訟を提起した事例は，エネルギー供給会社が契約者に対し定額固定料金の請求を行っているところ，１日で，あるいは１か月で，途中で解約しても年間固定料金の全額が請求されていたためこれを違法として提訴したものである。契約後早期に解約しても，エネルギー供給会社によって異なるが最大７５ユーロの固定料金を請求される。法で認められている家庭の顧客や中小企業者がいつでもエネルギー契約を終了する権利に影響を与え，無効の契約条項である。

４　訴訟の経緯

(1) 訴訟提起まで

まずは，裁判外和解を試みたが合意できず，エネルギー会社に対し勧告を送付しても改善が見られなかった。

連邦エネルギーオンブズマンは７７７件の苦情を受け受け付け，エネルギ

一会社に対し２２４件の勧告を行ったが，エネルギー供給事業者によって対応されたのは７件のみであった。

ベルギー特有の事情であるが,ほとんどのエネルギー供給会社と所管官庁,消費者省，大臣との間で，消費者合意が締結されており，契約後１年間は使用量にかかわらず１年分は請求してよいとされ，契約２年目から使用量に応じて減額すれば良いとされていた。しかし，連邦エネルギーオンブズマンとしては，そのような使用量に関わらない１年分の請求は違法であり，行為の適法性を争うべきであると考えた。

ベルギー議会にも，このような手法を認めるべきでないと，政策提言を行ったが，それでも改善しなかった。

そこで，消費者メディエーションサービスに訴訟提起を依頼した。

(2) 訴訟の提起

重要な点は，制度上，消費者メディエーションサービスが集団的解決の法的措置に介入することができるのは，交渉の段階までであり，金銭的支払い判決を得ることまではできないとの立て付けになっていることである。消費者メディエーションサービスは提訴しても，交渉段階で合意に至らず，金銭的支払を命じる判決を得るためには，認証を受けた適格団体に対し提訴を求めるしかない。

この事件では，４万人を超える消費者が影響を受け，その合計金額は１００万ユーロを超える事案である。

まず，連邦オンブズマンからエネルギー供給会社に対し違反を指摘する通知を送付した。通知を受領したが回答しなかったり，対応しない旨を回答した事業者が６社いた。

定額請求内容は年間１０～７５ユーロであるところ，月の中途で解約した場合に，このような固定額の請求をしないか，使用量に応じた金額を請求する事業者もいるにもかかわらず，６社は定額全額を請求している。電気・ガス法上は,「家庭の顧客や中小企業がエネルギー契約を終了する権利を利用して中途解約をする場合は，その後の料金を請求できない」と規定されている。連邦エネルギーオンブズマンの理解ではかかる規定は明確なものであり,これに反する契約条項は無効であると考える。所管官庁，消費者省，大臣とエネルギー供給事業者との消費者合意も法律を損なうことはできないと考えている。

仮に，年間固定料金が電力６０ユーロ，ガス６０ユーロであり，２か月で解約したと仮定した場合，消費者の損害は１００ユーロであるが，そのために個々の消費者が訴訟提起するとは通常考えられない。

そこで，この６社に対して対し，消費者メディエーションサービスは２０１８年８月３日にブリュッセル企業裁判所に集団訴訟の申立てを行った。

(3) 訴訟の経緯

現在も継続中である。

提訴後，２０１８年9月４日が第1回期日であった。２０１９年１１月４日にブリュッセル企業裁判所で中間判決が行われた。中間判決は好ましい内容であったが，事業者により控訴され，消費者メディエーションサービスの適格性・関連性が争われている。

２０２０年１１月１８日，ブリュッセル控訴院は憲法３２条に基づき，消費者メディエーションサービスが行政より認証を受けているとの書類の開示をしなければならないとされ，消費者メディエーションサービスが開示を実施した。この請求は「開かれた行政」という考え方に基づくものである。次回期日は２０２１年3月１０日に予定されている。

5　今後の展望

私たちが希望しているものは，裁判官が消費者メディエーションサービスの申立ての認証を行い，エネルギー供給事業者６社が消費者メディエーションサービスとの交渉を行うことを求めている。もし，認証がされなかった場合や和解が成立しない場合には手続が停止し，影響を受ける消費者は適格団体の助力により訴訟提起をする必要がある。

現在，弁護士ともに次回期日に向けて１４０頁に及ぶ最終準備書面を作成中である。

6　質疑

質問：なぜ消費者メディエーションサービスは，金銭支払いの判決に向けての訴訟提起ができないのか？

回答：立法者に聞いてほしいが，おそらく，オンブズマンは，交渉を通じて解決を見出す機関であり，執行する機関ではないと考えられているからではないか。何かを強制することを職務とする立場ではないからであろう。なお，オンブズマンの中で，消費者メディエーションサービスであれば，裁判所での和解をする権限が付されている。

質問：和解が不調に終わり提訴となった場合において，適格団体は，最初から提訴し直さなければならないのか？

回答：本件が初めてのケースでとなるが，それまでの手続を踏まえて，それを継続する形で手続を行うことができると思われる。

質問：訴訟提起から２か月で結論を出すのが法律の規定だが，２年もかかっている。そのように時間がかかる原因はどこにあると思うか？

回答:そもそも法定の２か月という期間は裁判官を拘束するものではない上，新型コロナウイルス感染症や経済危機の影響，実際に対面することができなかったことや企業裁判所の体制・能力が原因であると思われる。

また，本件は初めて消費者メディエーションサービスが手続を利用したケースであり，事業者側が強く適格性を争っている。そのことも，時間がかかっている原因となっている。消費者メディエーションサービスは中立的でなければ

ならないとか経済基盤が十分ではないという主張が，事業者側からなされている。その背景には，本件で認められると，他の事案も消費者メディエーションサービスが提訴をし，その経済的な影響が他にも及ぶということを懸念していると思われる。

質問：オンブズマンが個別の紛争解決を行うことはしばしばあるのか？

回答：かなり多くの事案があり，全てのオンブズマンを合計すると２０１９年は４５，０００件ほどの事案があった。個別のＡＤＲと集団ＡＤＲは区別すべきである。個別ＡＤＲは，まずは勧告を行い，それでも改善が見られない場合は，個々の消費者や中小企業が裁判所に申し立てをすることになる。拘束力がないのでそれとは異なる判断もできる。１００ユーロの事案だと個別の消費者が訴えることは考えられないので集団ＡＤＲが非常に重要になる。低額の事件は集団ＡＤＲが有効であり，２０００ユーロ規模の事案であれば個別ＡＤＲの解決にインセンティブが出て可能となる。

第５　テストアシャ

・　聴取日時　２０２１年3月３日　１８時３０分～１９時００分
・　聴取先　　Test　Achats　(https://www.test-achats.be/)
・　聴取先応対者
　　Marcus Laura
・　通訳者
　　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　大西洋至
・　聴取内容の要旨　以下のとおり

１　自己紹介

回答者は，ローラ弁護士。テストアシャとユーロコンシューマー（イタリア，ポルトガル，スペイン，ブラジルの消費者団体を合わせた団体）の訴訟担当責任者である。担当される訴訟には集団訴訟も含まれる。ブリュッセル大学の教授も兼任している。

２　前提として，ＥＵレベルで集団訴訟に関する新指令が採択され，ベルギーの集団訴訟のシステムもそれに合わせ，順調に進めば２年以内に変わることになると考えられる。

３　テストアシャの概要，組織について

テストアシャはベルギーにおける全ての消費者を代表する団体である。いくつかの部署があり，私が所属するのは訴訟（集団訴訟を含む）担当のエンフォース部門である。ロビー活動も担当している。他に雑誌の出版，商品比較を行う部門等がある。

訴訟を担当する弁護士は，独立した弁護士であり，紛争が生じた場合に助言を行ったり，活動をしたりしている。それ以外に団体内に所属する弁護士がいる。

会員の人数については，把握していないので確認する。

４　和解について

これまで，ベルギーでは１０件の集団訴訟の提起があり，うち９件をテストアシャが担当している。そのうち３件については，和解が成立している。和解が成立した３件の経緯については，以下のとおりである。

なお，テストアシャでは，訴訟前に必ず相手方にコンタクトして，まずは交渉を試みる。話し合いを拒絶したり，和解に至らない事情があったりした場合に提訴をする。提訴することの利点は，提訴をすれば相手方にどのような請求をされるかが明確になった上で，より交渉のインセンティブが働くということにある。

(1)　２０１４年　鉄道会社（国鉄）のストライキによる電車遅延事件

乗客のクラスアクション訴訟である。団体の評価では５万３０００人に影響したと考えている。提訴後すぐに鉄道会社から和解の申出があり，かなり早い段階で和解が成立した。

ベルギーの集団訴訟では初期の期日というものがある。お互い当事者が出頭して，以降の期日について話し合う。本件でも初期の期日があり，本来であれば，集団訴訟が認可されるかどうかの判断がなされるが，その判断が下る前に和解が成立した。したがって，裁判所による司法判断は入っておらず，裁判外で非公式に和解をしたということになる。

(2) トーマス・クック社事件。

フライトに遅延があったが乗客に補償がなされなかったという事案である。最初は交渉を試みたが拒絶されたので提訴した。提訴後，相手方事業者は交渉に合意し，比較的容易に補償の合意に至った。

他の事案と異なる特徴として，こちらの事案は，集団訴訟の認可の段階までいき，認可後に和解した。裁判所によって公式に認証されている。

和解の項目は２つある。一つは乗客が支払った費用の返金。もう一つは，団体（テストアシャ）側に対する費用の支払い。その内容も裁判所によって認証された。

(3) グルーポン社事件

日本にグルーポン社のような会社があるのかわからないが，ウェブプラットホームであり，第三者として様々な取引を提案する会社である。今回は，おむつに関する取引が対象となった。お金を支払ったのにおむつの引き渡しをすべきであった会社が破産したため，団体は，グルーポン社に対して訴訟した。最初，グルーポン社は，自らは取引当事者ではない第三者であることを理由に義務を負わないと主張していた。しかし，提訴後に交渉をすることに合意をして，こちらも(1)の事案と同じように，集団訴訟の認可が下りる前に和解が成立した。

(4) 和解についての補足説明

法律の定めでは，和解に至った場合必ず裁判所に認証してもらわなければならないが，実務上はそうではなくて，１と３の事案は，集団訴訟としての認可前に和解成立し，双方が訴えを取り下げた上で，非公式の和解をしたという事案である。公式の和解と非公式の和解に分類されている。

昨年，何回くらい企業と交渉し，そのうち何回くらいが訴訟提起前に和解に至ったかという質問については，毎日交渉していて，数えきれないというのが回答である。ほぼ毎日，事業者に対してレターを送っている。ほとんどは小規模な事案である。より大きなものになると，和解に至らず集団訴訟を提起する。

非公式の和解は認証を受けなくてもよいとなると，消費者のためにならないという批判があるのかという質問については，御指摘のような問題があるが，私たちは消費者のために行動するので，そのようなことをするインセン

ティブがなく，また，報酬を受けることもできないのでそのようなインセンティブがないという回答である。

認可されてから訴訟を取り下げて非公式の和解ができるのかという質問について，一旦認可されると法律上それはできない。その段階では公式の和解しか残されていないという回答である。

5　集団訴訟の端緒

団体が，どのように情報を得ているかという点については，様々な情報源がある。国鉄とかディーゼルゲートの事件ではメディアでも報道されていたし，消費者側からも情報提供があった。多くの消費者の申入れがあり，数千人規模の事案を把握することもある。主な情報源は，他のＥＵの消費者団体との情報交換の中で，色々な問題が生じていることを把握することである。

6　提訴の判断とその費用

提訴するかどうかをどのように判断するかという点については，一つは和解に至ることができなければ提訴をする。もう一つは，費用面に関する判断も重要である。集団訴訟の制度は，ベルギーでは非常に多額の費用を要するものとなっている。団体の方で利益を上げることはできないし，全ての費用を負担することになる。利益を上げることができないのは勝訴した場合でも同じである。

訴訟のための費用を捻出するための唯一の収入源は，メンバーによる会費である。独立性を維持するために他の団体からの融資は受けていない。また，集団訴訟で報酬を得ることは予定していない。補足するなら，新たなＥＵ指令で状況が変わることを期待している。新指令では，第三者による融資が認められているからである。

7　ベルギーの集団訴訟制度の問題点

ベルギーの制度の問題は，費用面に関する問題と，手続が長期にわたるという点が挙げられる。テストアシャ以外の団体が訴訟提起をあまりしていないのは，費用面が引っかかっていると考えられる。赤字になっても問題がないくらいの資金がないと提訴ができない。提訴以外の方法，解決法を探すことが多い。国から援助を受けることもない。

国や自治体から費用をもらうか，という質問については，そのような費用は受け取っていないとの回答である。たとえそのような提案を受けたとしても，独立性を保つため，受領はしない。組織全体としても非常に少ない資金援助しか受けていない。例えば，欧州委員会から２つのプロジェクトについて資金援助を受けた。これは，ケミカルや洗剤についての調査の委託である。どのような方法で実施するか，という具体的な指示がないことを条件にその事業を請け負った。

問題点を付け加えるのであれば，認可された後に時間稼ぎのために異議を述べる団体がいることである。認可するか否かは本来であれば本案に入る前の判断であるので，異議を述べられるようにするべきではなく疑問に思っている。

他方，メリットはたくさんある。一つは交渉をする上で大きな圧力をかける力となっていることである。現在, Facebook やアップルと交渉を行っているが, この制度がなければ, おそらく交渉することに同意をしていなかったであろう。もう一つは市場をよりよく規律・規制することが可能となっていることである。大企業でもあっても，小さなことでも違法なことをするとこの制度を活用できることがわかっているので，それを避けるということである。例えば，本来であれば一人の消費者あたりの損失が５０ユーロくらいないと訴訟ができないが, この制度があればそれが圧力となるということである。メリットも多くあるので，よりよく改善できればという思いがある。

長期化する理由の一つとして和解するために裁判所に認可の判断を待ってもらうということがあるのかという質問については，理論的にはあり得るが，実務上は単純に裁判所の判断に時間がかかっているという回答である。

8　オプトイン／アウトについて

テストアシャとしては，９つのケースの全てにおいてオプトアウトを求めているし，常にオプトアウトを求めている。なぜなら，消費者にとって一番の保護を提供することになり，消費者が何もしなくてもクラスの一員として居続けられるからである。オプトインの場合には，そうはならない。

ＥＵ加盟国の中で裁判官がオプトインかオプトアウトかを判断する仕組みになっているのはベルギーのみである。しかも，法律上，そのための要件が定められていないので，それも理由となって手続にかなりの時間を要することとなっている。なぜなら，裁判所は，当事者双方から，なぜオプトイン／アウトを希望するのかの理由を聴かなければならないからである。本来であれば，立法者がその基準を定めておくべきであったと考える。

裁判官が，オプトイン／アウトを選択している理由は，フィーリングとしとか言いようがない。団体からすると，適切な理由付けはない。時として，該当する消費者のリストがあるとか，何名の消費者が関連するのか分かっている場合があるが，その具体的な理由を理解するのは難しい。

フォルクスワーゲン事件について, 裁判所がオプトアウトを選択しているが, その理由についても不明確としか言えない。オプトアウトになったことは満足しているが，消費者のリストもないし，何名の消費者に影響を与えているかも不明確な事案であったので, なぜオプトアウトを選択したのかは不明確である。団体からすると，トーマス・クック事件の方が明確であったと思っているが, そちらはオプトインが選択されている。

9　裁判所の認可について

法律上は提起後２か月以内に認定するかどうかを裁判所が判断することになっているが，現状は，早くて２か月という状況である。コンサートチケットを違法に転売していたという事件では，既に２，３年経っているが，まだ判断されていない。法律上は裁判官が判断する期間を設けたかったのであろうが，実際には，オプトイン／アウトにするか，認可するかを考えながら進めるので,

現状では遵守するのが難しい。オプトイン／アウトにするかの明確な基準があれば遵守することができるかもしれない。

裁判所はブリュッセルにしかなく，フランス語の裁判所とオランダ語の裁判所があるが，そこまでしか決められていないので，特別なトレーニングが行われておらず，裁判官がどのように集団訴訟を行えばよいのかわかっていない。書記官が重要な役割を果たしており，重要な書類，レターの管理も書記官が行うが，書記官自体もよく理解していない。例えば，オプトインの場合に消費者が書記官のところに行かないといけないかどうかについてもわかっていない。団体としては，適切な訓練を行うように申し入れをしている。

１０　補充性の要件について

基本的に大規模な複数の消費者に関係するような損害が生じている場合補充性を肯定するということになる。例えば，同じ原因を理由として多数の消費者に損害が生じた場合である。実務上容易なのはフライトがキャンセルされて乗客に影響が出たケースであるとか，データ侵害があって，それによって消費者に影響が出たなどというケースである。

１１　損害の配分について

今まで和解で分配した事件は３つあるが，これらは消費者の数が多くなかったため，事業者側にリストを渡して，事業者が支払いを行った。この方法ができたのは消費者の数が少なったからである。

Facebook やアップルなどの場合は，数千人の消費者に影響が及んでいるので，同じようにはいかないであろう。私たちが創造的に行わないといけない。裁判所の支援もあるとは思う。一つ考えられるのは，破産管財人のような清算人を通して消費者に支払う方法で，もう一つは，事業者側が支払うのを清算人が監督を行う方法である。どちらにしても，創造的に行わないといけない。

テストアシャが把握している対象消費者の何割くらいの人に返還されているのかという質問については，非常に難しい質問で，非常に多くの場合は，どれくらいの消費者に影響が及んでいるかも把握できていない。裁判官を通じて相手方事業者にリストを提出させるということをする。あえて評価すると５０％に満たないと思われる。

認証を受ける段階で相手方から消費者のリストもらえて通知することでオプトインができているのかという質問については，一般的には認可されるかどうかの前の段階で裁判官がそれを求めて提出してもらっているという回答である。どの段階でもできないわけではないので，団体から請求することができる。

１２　その他

オンブズマンが１件訴訟をしているが本案をすることできないので，その場合は引き継ぐのか。その場合，どのような手続で引き継ぐのかという質問については，テストアシャが引き継ぐ可能性はあるが，一般論として消費者の問題であることが必要である。今までなかったが，おそらくそのまま引き継ぐことになると思う。

集団訴訟制度を開始する前に想定していた数より実際の訴訟の数が多いのか，少ないのであれば何がネックなのかという質問については，明らかに想定されていたよりも少ない。その理由は，費用と手続の長さである。

１３　ＥＵ新司令の評価について

ＥＵの指令についてどのように評価されているのかという質問については，ヨーロッパ規模での事案に対応しやすくなること，厳格な規律はあるが第三者による融資が認められていることと少額であれば消費者からお金をもらうことができるようになるので，赤字が解消できるかもしれない点は評価できる。

他方，手続がどのように変わるかが読めない。ベルギーには既存の制度があるので，それをどの程度変える必要があるのか，ベルギー内で２つの制度を作る必要が出てくることになるのかがわからない。

新指令をどのように法制度化するかは経済省が決めることにはなるが，既に機能しているものをより容易に利用できるようにしてほしい。短所はありながらも機能しているものなので，より困難なものにはして欲しくない。

第６　Maria José Azar-Baud 准教授

・　聴取日時　　２０２１年3月１９日（金）２０時～２１時１０分
・　聴取先　　Maria José Azar-Baud 准教授（パリ・サクレー大学）
・　聴取先応対者　　Maria José Azar-Baud 准教授（パリ・サクレー大学）
・　通訳者
　　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　　本間紀子
・　聴取内容の要旨　以下のとおり

１　ＥＵ新指令の全体的な評価について

コップの半分は満たされたが，残りの半分は満たされていないという印象である。

今回の新指令が大きな進展であることは疑う余地がない。①これまで集団的な訴訟制度を有していなかった９つの加盟国に制度ができること，②適用範囲が広範であり（ＥＵ新指令の附表で挙げられている１６の法令参照），消費者に直接関連する事項だけでなく，間接的に関連する事項についても，集団的救済制度を導入すべきことを加盟国に義務づけるものであることがその理由である。加盟国は３年以内に国内法化することが義務づけられており，より効果的に機能する制度が各加盟国に３年以内に設けられることになる。

他方，今回のＥＵ新指令の内容は不十分なものである。特に，ＥＵ市民の司法アクセスの観点から不足していることを指摘したい。①まず１点目として，適用対象（被害者の種類や領域）に除外が設けられていることが挙げられる。被害者の種類で言えば，消費者は含まれているが，法人に対してはこのＥＵ新指令で保護を提供することができない。また，領域で言えば，競争法，差別法，基本権の分野が除外されており，消費者の集団的な保護のための真の水平的な制度にはなっていない。②２点目として，加盟国にオプトイン・オプトアウトの選択に関する大きな裁量が残されていることが挙げられる。オプトイン・オプトアウトは加盟国が選択できるが，オプトアウトは基本的に国内の事案についてのみの選択肢となっており，③３点目として，非居住者にはオプトインを採用することが義務づけられていることが挙げられる。

２　ＥＵ新指令の制定過程について

公式の交渉は２年かかったが，議論自体は３０年前から行われてきたものである。だからこそ，ＥＵ新指令の制定は大きな進展であると申し上げたところである。

２００５年に欧州委員会が，「反トラスト政策に関するグリーンペーパー」を公表し，２０１３年には勧告が公表されているが，個人的な見解としては，２０１３年の勧告は，消費者のみならずＥＵ市民全般を保護する内容となっており，評価できるものであった。

制定までになぜこれほど時間がかかったのか。２８（現在は２７）の加盟国は異なる法体系，法制度，法文化を有しており，それぞれの特徴を組み合わせて，それらの全てを満足させるようなメカニズムを作らなければならなかったからである。そうすると，期待値がどんどん下がっていく。議論には，事業者団体，消費者団体，研究者，政府が参加したわけだが，それぞれが何かしらの譲歩をして，今回の新指令の制定に至った。私の論文では，「譲歩の立法」と評している。

特に議論の対象となったのは，原告適格，第三者融資，オプトイン・オプトアウトのいずれにするのかである。

３　ＥＵ新指令がオプトアウトを許容する内容となったことについて

ＥＵにいる者としては，今回の新指令がオプトアウトのみを義務づけるものでない点を批判しがちだが，確かにオプトアウトはもはや禁止されていないという点で評価できるのは指摘のとおりである。

ソフトローではオプトアウトが選択肢として提供されていないという事情があった。では今回の指令までに何がかわったのか。純粋なオプトアウト型を採用しているオランダ，オプトイン・オプトアウトのミックス型を採用しているベルギー，スウェーデン，ポルトガル等，いくつもの加盟国がＥＵ勧告とは異なる選択肢を採用している現状を見て，ＥＵが，加盟国が望むのであれば，オプトアウトの採用を認める，このような立法の道が開かれているということを認識するに至ったということである。

ディーゼルゲート事件，Facebook 事件，ライアンエアー事件，この３つがメディアで大きく取り上げられた事件であり，オプトアウトを禁止しない需要があることが一般的に明らかにされた。文化的・政治的進展によって，新たな流れが持ち込まれたといえる。

なお，オプトアウトの許容については，反対を克服したというよりは，好ましい内容だったものが徐々に劣化・後退していったものである。自分自身，２０１８年１０月に，当時の欧州委員会のドラフトに関して欧州議会のヒアリングを受けた。最初のドラフトには責任確認判決や，個々の被害額が少額である場合にはオプトインを禁止するといった，素晴らしい規定が含まれていたが，そこから事業者団体の強いロビー活動があり，それらの規定が事業者にとって望ましくないということでどんどん劣化していき，現在の新指令となったものである。

４　差止措置及び被害救済措置の法的性格について(団体固有の権利なのか,個々の消費者の権利を束ねたものか)

差止措置の法的性格は，どのような権利が危険にさらされているかにもよるが，何らか違法で攻撃的な誤認惹起行為がある場合，全ての消費者に関係するものであるから，ブラジルやイタリアの制度でいうところの拡散的権利のような性質のもので，不可分な権利ということになる。

侵害行為を止めるための差止めと，賠償を得るための救済手続は，別々の手続で行うよりも１つの手続で行った方が効果的と考えられることから，両方の手続が同時に必要である。例えば，銀行が消費者の同意を得ずに何らかの手数料を課している場合，これを止めるために差止めが必要であり，費用を取り戻すために救済手段が必要である。

他方，被害救済措置の法的性格は，差止措置とは異なる性質のものと考えられており，ブラジルやイタリアの法制度でいうところの可分の権利，主観的権利と言ってよい。多数の消費者が共同で訴訟を行うものではなく，１つの媒体として適格団体が機能する。フランス法でいうところの委任を根拠とした代表であり，消費者が委任を与えたので適格団体が合意をすることができるという仕組みになっている。

5　２条：違法行為終了後の差止めの可否（日本では不可）

違法行為が終了した後も，差止めが可能である。事業者が，訴えられたことをもって態度を変えると，訴えの利益を失わせることになってしまうからである。ＥＵでは，アメリカの制度（事案がなければ提訴ができない）とは異なり，違法行為が現存しなければならないというところまでは求められていない。過去に違法行為があった以上は，権利が危険にさらされていると考える。

違法行為が終了した後も差止めを認めるメリットとしては，判決を得ることによって，①消費者にどのような侵害行為があったのかを明確にするとともに，②違反行為を行った事業者を明確にし，③損害賠償を得ることが可能になることが挙げられる。

6　８条２（ｂ）：an obligation to publish a corrective statement とあるが，具体的にどのようなことを事業者に命じることができるのか

事業者が罰金などの制裁よりも評判を気にするという考え方が背景にあり，このような措置を命じることで，他の措置と比べてより効果的に将来の違反行為を防ぐことができるという考え方に基づいている。

裁判官が決定することになるが，もし自分が消費者団体の弁護士であれば，将来の違反行為の予防に貢献するような内容のものであって，かつ被告側がそれに同意しうるような内容であることが望ましい。具体的には，侵害行為の存在や継続期間，場所を公表することとなるが，公表の内容と同じく重要なのは，どのような方法で公表するかである。フランスで実際にあった事例では，公表を命じられた Google が，自らの検索エンジンの下の方に掲載していたところ，消費者団体がそれでは実際誰も読まないと指摘をして，裁判所もそれを認めて，検索項目を入力する箇所の真下に掲載する形で公表するよう命じたものがある。大事なのは，公表の方法と場所，どの期間にわたって公表するのかである。

7　９条１項：金銭請求以外の被害救済措置に関する履行確保について

どのように執行するかも含めて，最終的には裁判官が個々に決めることになるので，良い裁判官が必要である。オランダやアメリカで言われているように，管理ができる裁判官が大事であり，最も難しいところでもある。

８　１１条：被害回復に関する和解－オプトアウトによる和解の可否

ＥＵ新指令の素晴らしいところ，チャンスの一つであって，オプトアウトによる和解が可能であるとの解釈が正しいことを望んでいる。

１１条４項を見ると，関連する個々の消費者とあり，おそらくＥＵ立法者の意図は，加盟国がオプトインと決めた場合には既にオプトインした全ての消費者，加盟国がオプトアウトと決めたのであれば全ての消費者となるが，オプトアウトによる和解が可能であるとの解釈もおそらく可能であり，そのような解釈をすれば，チャンスとして活かすことが可能である。

ＥＵ新指令のもう一つ素晴らしい点は，黙示的なオプトインでも良いというところである。オプトインを好む加盟国（フランス等）であっても，黙示のオプトインを活かせば，現状を維持しながらＥＵ新指令に対応していける。

他方，オランダは現状でもオプトアウト形式で和解が可能であるため，今回のＥＵ新指令は，非居住者について制限を課すものとなっている。そのため，今後，オランダが，非居住者について提供している保護の水準を下げることになるのかが，問題となる。

第７　欧州委員会

・　聴取日時　２０２１年3月３１日　１７時００分～１９時００分
・　聴取先　　ＥＵ委員会
・　聴取先応対者
Malgorzata POSNOW-WURM,
Legal Officer, European Commission, DG Justice and Consumers,
Unit E2 Consumer & Marketing law, ポーランドのバリスター
Ioana PATRASCU,
Legal Officer, European Commission, DG Justice and Consumers,
Unit E2 Consumer & Marketing law
・　通訳者
　カライスコス・アントニオス（Antonios KARAISKOS）
・　報告書作成者　大塚陵
・　聴取内容の要旨　以下のとおり

１　全般

・全ての回答は，当職らの見解であってＥＵ法の公式の解釈ではなく，公式の解釈を行う権限は欧州連合司法裁判所に帰属していることに留意されたい。
・今回の新指令は一般的な手続を定めつつ，具体的な救済手段・範囲は，各加盟国が国内法により自由に定めることができるものとしている。こうしてＥＵ域内における平準化の要請と各加盟国における手続的な自律の要請の均衡を図るという目的を達成させた。
・事業者側は，３０年前に消費者団体訴訟の議論が始まった当初から，濫用のおそれを理由にこの制度に反対してきた。しかし，事業者側はその具体的な証拠を示すことはできなかった。また，２００５年のＥＵレベルの研究も濫用については否定的であった。そこで，事業者側の対応も，制度自体に対する反対論から,一定のセーフガードを設けるべきとの議論に変わっていった。
・消費者団体側は今回の制定について支持をしていた。
・ＥＵ域内の平準化の要請と各加盟国の自律性とのバランスをどのようにとるのかということが困難な点であった。

２　救済訴訟関係

(1) 救済（redress measures）関係

①　オプトアウト

・従前は事業者側からオプトアウト方式に対する懸念が示され，ロビー活動が行われてきた。２０１３年の勧告でもオプトイン方式が優先されていた。しかし，今回の新指令は，オプトイン方式，オプトアウト方式又はそのミックスのいずれの制度にするかについては中立的であり，各加盟国に委ねられている。
・その背景としては,①既に６つの加盟国が自律的にオプトアウト方式(またはミックス）の制度を導入していること，②いくつかの研究でオプト

アウト方式の方が効率的（効果的）であると指摘されたことが挙げられる。

・確かにディーゼルゲート（フォルクスワーゲン社のディーゼルエンジンの排出ガス試験の不正のこと）の影響もある。同事件のような被害が広範囲に及ぶ場合，オプトイン方式よりもオプトアウト方式の方が事務作業や費用を削減できる。事務作業のデジタル化が必ずしも浸透していない現状を踏まえればなおさらである。しかし，同事件がオプトアウト許容論への単一の理由と考えるべきはなく，複合的な要因によるものと捉えるのが適切である。

② 確認訴訟）

・代表訴訟については指令３条５項で定義されているところ，同項では「差止措置若しくは救済措置又はそれら両方を目的として消費者のために提起される訴訟」とされており，確認の訴えは同項には明示されていない。ただ，前文及び８条で，差止措置には，違反を構成することを確認することを含み得るとしている。もっとも，これは違法性の確認であり，事業者の責任の確認ではない。

③ 救済措置

・救済措置の具体的な措置の定め方は各加盟国に委ねられている。ただし，中核的な原則として，当該措置は裁判所の判決により完結しなければならないということがある。つまり，判決手続に加えて何らかの手続を必要とするような制度であってはならない。

３ 訴訟手続

・指令７条５項で，団体が複数の措置を１つの手続で求めることができ，裁判所もこれらの措置を１つの判断によって命じることができるとしているのは，手続的経済と効率性のためである。特に事業者による侵害行為が継続しているような場合を想定すると，救済措置に加えて差止措置を認めない理由はない。

・指令１０条は濫用に対する１つのセーフガードである。ただ，濫用については，各加盟国でその証拠は示されなかった。Fitness Check でも，２００３年のインタビューでも，証拠は示されなかった。ポーランド（Posnow-Wurm 氏の出身国）では，消費者団体の訴えが認容されなかった例の数に照らして濫用されていると評価する者もいるが，認容されない例が一定数あることは仕方がないことであり，濫用には当たらない。

・第三者による資金援助による現実的な懸念は，当該第三者が本来消費者に支払われるべき金銭を取得してしまうことである。そのため，報酬の上限を設けるとか，報酬は手続費用のみを原資とするとかの方法が考えられる。もっとも，後者については敗訴者負担の制度がない日本では機能しにくいかもしれない。

・指令１１条の和解の効力については，対象消費者も拘束される。加盟国の定

めるところにより，認可された和解について，オプトアウト方式により和解の拘束力を排除する制度を設けることもできる。

・指令１５条の先行する確定判断の効力については，ポイントとして，①事業者の違法行為が認められた場合及び認められなかった場合の両面に適用されること，②少なくとも証拠として認められなければならないということを挙げられる。具体的な効力の定め方については，各加盟国に委ねられており，（ⅰ）一般の証拠と同じ，（ⅱ）推定力をもたせる，（ⅲ）拘束力をもたせる，といったことが考えられる。

４　その他

・指令２０条２項の structural support（構造的支援）としては，例えば，①（特定の訴訟に対するものではない）定期的な資金援助，②団体事務所の提供，③国によるトレーニングの提供等が考えられるが，具体的な定め方は，平準化と自律性の均衡の下，各加盟国に委ねられている。

おわりに

１　本調査は，２０２０年３月に行う予定であったが，新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を踏まえて延期したものである。しかしながら，２０２０年度になっても，いつになれば海外渡航を自由に行えるような状況になるか見通しが立たなかった。２０１８年に欧州委員会が提案をして以降議論が積み重ねられてきた代表訴訟指令が２０２０年１１月にはついに成立した。そこで，ウェブ会議方式による調査を行うこととし，２０２１年２月から３月にかけて実施した。

折しも２０２１年３月には，消費者裁判手続特例法等に関する検討会が開催されるに至り，見直しの議論に反映させるために,Web 会議方式による調査を行うこととしたのは，時宜にかなったことであった。

ところで，消費者裁判手続特例法の立案段階では，消費者庁による委託調査並びに当連合会及び京都弁護士会により，諸外国の調査が行われていた。もっとも，同法は２０１３年１２月に成立したものであり，同年３月には閣議決定されたものであるから，それ以前の状況に基づいて議論されていた。

２　２０１３年のＥＵの集団的救済制度に関する勧告やそれ以降のＥＵでの動き，２０１４年に制定されたベルギーの集合訴訟制度は参照されていない。そこで，ベルギーの集合訴訟制度や代表訴訟指令の内容は，今般の見直しにおいても参考にされるべきである。とりわけ，次の３点が重要である。

ベルギーの集合訴訟制度では，消費者法に関する幅広い請求が対象となっており損害の性質による制限もない。代表訴訟指令においても，同様である。日本では二段階型の制度を取っており，個別争点を審理する部分についても制度化しているのであるから，一段階型の制度をとる諸外国よりも，幅広い紛争に対応できるはずであるが，実際にはそうなっていないという矛盾があることが明らかになった。

ベルギーの集合訴訟制度ではオプトアウトを選択することができ，実際にも例があることがわかった。代表訴訟指令の中でもオプトアウト型の制度は認められており，少額事件の救済のためには必要な制度であるとの認識が高まってきていることが明らかになった。

また，ベルギーの集合訴訟制度においても，訴訟の初期の段階に和解協議がされ，実際に和解が成立している事例があることが分かった。代表訴訟指令の中でも和解が広く認められている。共通義務確認訴訟での和解が共通義務に関するものに制限されていることは問題であることが明らかになった。

３　当連合会や京都弁護士会では，これまで消費者法制に関して何度か海外調査を実施してきたが，今回初めて現地訪問を一切せずに，Web を活用した調査を行った。実施してみて，以下のようなメリットとデメリットがあると考えられた。今後 Web を活用したインタビューによる調査をする際には，参考にしてもらいたい。

(1) メリット

・移動がないので，調査時間の節約となる。
・連日の調査の必要がなく，双方の都合を合わせやすく調査日程を組みやすい。ただし，時差を考慮する必要がある。今回の調査では，日本の午後５時以降でないと相手国の勤務時間とならなかった。
・参加者を訪問者に限る必要がなく，調査に多くの参加者が期待できる。

・新型コロナウイルス感染症の蔓延など，海外渡航が困難な時にも調査が実施できる。
・渡航費用がかからず少ない予算で調査が可能となる。

(2) デメリット

・各機関の調査期日が連日ではなく空き，また，調査ごとに参加者が異なり，情報共有をしながらの集中した議論ができない。
・訪問調査では，１つの機関の調査をした直後に，宿泊場所で参加者が情報共有や議論をして不足している調査点や確認事項を検討して，次の調査機関への質問項目をブラッシュアップして臨んでいるが，Web 調査では，それまでの調査実績の共有や理解，質問事項の積み上げがしづらかった。
・調査メンバー同士で調査実施中に理解の確認をすることができない。
・参加者が画面で分断されており，臨機応変に参加者が質問するのが難しい。当初の質問担当者によるメモに従った質問しかできなかった。
・調査相手の担当者との関係が深まらず，懇親等の機会で聞くことのできる生の本音が聞くことができなかった。
・調査以外の，各機関の建物や稼働スタイル，生活や契約において基礎となる現地の文化，環境，消費者の考え方が全く分からない。
・これまでの海外調査では，日本とは異なる消費者問題に関する考え方や海外の優れた制度，法制を知り，さらには海外の消費者問題に携わる人たちの高い意識に触れて，この分野の日本の後進性を認識して，参加者の日本での取組のモチベーションや，再び海外調査を実施していく意欲につながっていた。特に若手の参加者にとって，引き続き消費者問題に取り組むきっかけなっていたが，Web 調査ではこれらを感じる機会としてはインパクトが薄い。

今回の調査を経験して，現地への訪問調査が重要であるとの認識を改めてもったところである。一方で，Web での調査は便利であり，メリットも多くあるので，今後も活用すべきである。その場合には，指摘したデメリットを改善していく工夫が必要である。

参考資料

１の１　ベルギー経済法典 17 編「特別の裁判手続」第２章「集団賠償訴訟」訳文

訳者注１：本仮訳は，ベルギー政府によるウェブサイト（http://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2013/02/28/2013A11134/justel）に掲載されている条文を元に訳出したものである。

訳者注２：見出しや条文の後の「Inséré par」はそこに表記されている法規定によって挿入された見出しや条文であること（この表記がなく単に法規定だけが掲げられている場合には，その法規定によって改正された条文であること），「En vigueur」は効力発生日をそれぞれ意味する。また，見出しや条文中の該当する箇所は，「[ ]」と該当する番号によって囲まれている。

翻訳者：カライスコス・アントニオス（京都大学大学院法学研究科准教授）

第 2 章[1 集団賠償訴訟]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 1 節 - [1 総則]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 1 款 -[1 ブリュッセルの上級裁判所及び下級裁判所の管轄権]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.35 条 [1 ブリュッセルの上級裁判所及び下級裁判所は，集団賠償訴訟を審理する管轄権を有する。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-27/36, art. 2, 017; En vigueur : 01-09-2014>

第 2 款 - [1 受理可能性の条件]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.36. [1 司法典第 17 条及び第 18 条の例外として，集団賠償訴訟は，次に掲げる条件の全てを満たす場合に，受理することができる。

1°　援用する理由が，企業による，その契約上の債務，欧州法の規定又は第 XVII.37 条に定める法律若しくはその執行のためのアレテへの違反を構成する可能性がある場合

2° 訴訟が，第 XVII. 39 条に定める要求事項を満たす者であって，かつ，裁判官によって適切であると判断された申立人によって提起される場合

3° 集団賠償訴訟を用いることが普通法の訴訟よりも効率的であると思われる場合][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.37. [1 第 XVII. 36 条第 1 項に定める欧州法の規定及び法律とは，次のものをいう。

1° この法典の編のうち，次に掲げるもの

a) 第 IV 編 - 競争の保護

b) 第 V 編 - 競争及び価格の変遷

c) 第 VI 編 - 市場における取引方法及び消費者の保護

d) 第 VII 編 - 決済サービス及び信用付与サービス

e) 第 IX 編 - 製品及び役務の安全性

f) 第 XI 編 - 知的財産権

g) 第 XII 編 - 電子経済の法

h) [6 ...]6

2° 医薬品に関する 1964 年 3 月 25 日の法律

3° ガス製品その他の製品のパイプラインを通じた輸送に関する 1965 年 4 月 12 日の法律

4° 住宅の建設及び建設予定若しくは建設中の住宅の販売に関する 1971 年 7 月 9 日の法律

5° 食料品その他の製品との関係における消費者の健康保護に関する 1977 年 1 月 24 日の法律

6° 自動車両についての責任に対する強制保険に関する 1989 年 11 月 21 日の法律

7° 欠陥製品についての責任に関する 1991 年 2 月 25 日の法律

8° [2 保険に関する 2014 年 4 月 4 日の法律の第 4 部]2

9° 結婚紹介会社の活動の規制及び監督に関する 1993 年 3 月 9 日の法律

10° 個人データの処理についてのプライバシー保護に関する 1992 年 12 月 8 日の法律

[4 10° 個人データの処理及びそのデータの自由移動についての自然人の保護に関するものであり指令 95/46/EC を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会規則(EU)2016/679]4

11° 収入税法典第 21 条 5 号

12° 巡回及び縁日の活動の遂行及び組織に関する 1993 年 6 月 25 日の法律

13° 旅行組織契約及び旅行仲介契約に関する 1994 年 2 月 16 日の法律

[5 13° パック・ツアー，付随する旅行業務及び旅行サービスに関する 2017 年 11 月 21 日の法律]5

14° 事故の場合における航空運搬業者の責任に関する 1997 年 10 月 9 日の理事会規則 2027/97(EC)

15° 電気市場の組織に関する 1999 年 4 月 29 日の法律

16° ガス市場の組織及び電気生産者の財務状況に関する 1999 年 4 月 29 日の法律

17° 金融分野の監督及び金融サービスに関する 2002 年 8 月 2 日の法律の第 25 条第 5 項, 第 27 条第 2 項及び第 3 項, 第 28ter 条, 第 30bis 条並びに第 39 条第 3 項, 並びにその法律の第 86bis 条に定める違反行為

18° 消費者債務の和解を通じた回収に関する 2002 年 12 月 20 日の法律

19° 搭乗を拒否された場合及びフライトがキャンセルされ, 若しくは著しく遅延した場合における乗客に対する賠償及び支援について共通の準則を設ける 2004 年 2 月 11 日の欧州議会及び理事会規則(EC)261/2004

20° 自動車の走行距離についての詐欺の処罰に関する 2004 年 6 月 11 日の法律

21° 消費物品売買の場合における消費者保護に関する 2004 年 9 月 1 日の法律

22° 電子通信に関する 2005 年 6 月 13 日の法律

23° 共同体において運用禁止の対象となった航空運送業者の共同体リストの作成及び運用航空運送業者の身分を航空旅客に知らせることに関するものであり指令 2004/36/EC を廃止する 2005 年 12 月 14 日の欧州議会及び理事会規則(EC)2111/2005

24° 障がいのある者及び行動能力障がいのある者が航空で旅行する場合に有する権利に関する 2006 年 7 月 5 日の欧州議会及び理事会規則(EC)1107/2006

25° ラジオ伝達及びラジオ配信サービスについての消費者の保護に関する 2007 年 5 月 17 日の法律

26° 無償の保証に関する 2007 年 6 月 3 日の法律

27° 鉄道旅客の権利義務に関する 2007 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会規則(EC)1371/2007

28° 種々の規定に関する 2008 年 7 月 24 日の法律の第 23 条ないし 52 条

29° 海洋又は内陸の水路を通じて旅行する旅客の権利に関するものであり規則(EC)2006/2004 を廃止する 2010 年 11 月 24 日の欧州議会及び理事会規則(EU)1177/2010

30° バス及び長距離バスの乗客の権利に関するものであり規則(EC)2006/2004 を改正する 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会規則(EU)181/2011

31° 催し物への入場券の転売に関する 2013 年 7 月 30 日の法律][1]

[[2] 32° タイムシェアリング, 長期観光商品, 転売商品及び交換商品の契約における消費者の保護に関する 2011 年 8 月 28 日の法律][2]

[[3] 33° 欧州連合機能条約第 101 条及び／又は第 102 条][3]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2015-10-26/06, art. 71, 028; En vigueur : 09-11-2015>

(3)<L 2017-06-06/02, art. 9, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(4)<L 2018-07-30/47, art. 43,a, 065; En vigueur : 25-05-2018>
(5)<L 2018-07-30/47, art. 43,b, 065; En vigueur : 01-07-2018>
(6)<L 2018-04-15/14, art. 214, 059; En vigueur : 01-11-2018>

第 3 款 - [1 集団の構成]1
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.38 条 [1 § 1er. 集団は，個別の資格に基づいて共通の原因によって侵害された全ての消費者によって構成される。その共通の原因は，第 XVII. 43 条に定める受理決定に記され，かつ，次に掲げる事項を満たすものでなければならない。
1° ベルギーに常居所を有する者の場合
a) オプト・アウト制度を適用するときは，受理決定に記された期間内に，集団の一部とならない意思を明示的に表示しなかったこと。
b) オプト・イン制度を適用するときは，受理決定に記された期間内に，集団の一部となる意思を明示的に表示したこと。
2° ベルギーに常居所を有しない者の場合には，受理決定に記された期間内に，集団の一部とならない意思を明示的に表示したこと。
消費者は，その選択を，裁判所書記課に通知しなければならない。国王は，消費者がその選択を裁判所書記課に通知する方法を特定することができる。
第 XVII. 49 条第 4 項及び第 XVII. 54 条第 5 項を適用する場合を除き，選択権の行使は，撤回することができない。
[2 § 1er/1. 集団は，個別の資格に基づいて，共通の原因によって侵害された全ての中小企業（零細，小規模及び中規模企業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味におけるもの）の全部によって構成することもできる。その共通の原因は，第 XVII. 43 条に定める受理決定に記され，かつ，次に掲げる事項を満たすものでなければならない。
1° その主たる営業所をベルギーに有する場合
a) オプト・アウト制度を適用するときは，受理決定に記された期間内に，集団の一部とならない意思を明示的に表示しなかったこと。
b) オプト・イン制度を適用するときは，受理決定に記された期間内に，集団の一部となる意思を明示的に表示したこと。
2° ベルギーに主たる営業所を有しない者の場合には，受理決定に記された期間内に，集団の一部とならない意思を明示的に表示したこと。
中小企業は，その選択を，裁判所書記課に通知しなければならない。国王は，中小企業がその選択を裁判所書記課に通知する方法を特定することができる。
第 XVII. 49 条第 4 項及び第 XVII. 54 条第 5 項を適用する場合を除き，選択権の行使は，撤回することができない。]2
§ 2. 集団については，集団賠償のために，下位集団を組織することができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 3, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 4 款 - [1 集団代表者]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.39 条 [1 [3消費者の]3集団は，集団の 1 名の代表者のみが代表することができる。

次に掲げる者は，代表者の資格で行為することができる。

1° 消費者の利益を擁護する団体であって，法人格を付与された者。[2消費特別諮問委員会に]2参加し，又は内閣が協議するアレテで定める基準に基づいて大臣によって認可された場合

2° 法人格を付与された団体であって，大臣によって認可された者。その社会的目的が集団の受けた集団侵害に直接関連するものであって，かつ，その者が経済的な目的を継続して遂行しない場合。その団体は，集団賠償訴訟を提起する日に，既に 3 年以上にわたって法人格を有しなければならない。その団体は，その実際の活動がその社会目的に対応するものであること，及びその活動が保護しようとする集団的利益に関連するものであることについて，活動報告書その他の書面の提示により，証拠を提供しなければならない。

3° この法典の第 XVI.5 条に定める独立公共機関。第 XVII.45 条ないし第 XVII.51 条に従い，集団賠償の合意に関する交渉の段階で集団を代表する場合に限る。

4° 欧州連合又は欧州経済領域の加盟国が，代表をするためのものとして認可した代表団体。欧州連合法によって付与された権利の侵害があった場合の加盟国における差止及び賠償に関する集団的救済手段に適用される共通原則に関する 2013 年 6 月 11 日の欧州委員会による勧告 2013/396/EU の(4)の条件を満たす場合]1

[3 中小企業の集団は，その集団の 1 名のみが代表することができる。

次に掲げる者は，代表者の資格で行為することができる。

1° 中小企業の利益を擁護する職種間団体であって，自由職業及び中小企業最高評議会に参加し，又は内閣が協議するアレテで定める基準に基づいて大臣によって認可された場合。

2° 法人格を付与された団体であって，大臣によって認可された者。その社会的目的が集団の受けた集団侵害に直接関連するものであって，かつ，その者が経済的な目的を継続して遂行しない場合。その団体は，集団賠償訴訟を提起する日に，既に 3 か月以上にわたって法人格を有しなければならない。その団体は，その実際の活動がその社会目的に対応するものであること，及びその活動が保護しようとする集団的利益に関連するものであることについて，活動報告書その他の書面の提示に

より，証拠を提供しなければならない。

3° 欧州連合又は欧州経済領域の加盟国が，代表をするために認可した代表団体。欧州連合法によって付与された権利の侵害があった場合の加盟国における差止及び賠償に関する集団的救済手段に適用される共通原則に関する 2013 年 6 月 11 日の欧州委員会による勧告 2013/396/EU の(4)条件を満たす場合] [3]

---

(1)<L 2017-04-18/03, art. 36, 046; En vigueur : 04-05-2017>

(2)<AR 2017-12-13/14, art. 11,11° , 056; En vigueur : 01-01-2018>

(3)<L 2018-03-30/35, art. 4, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 XVII.40 条 [1 集団代表者は，集団賠償手続が継続する間にわたって，第 XVII.39 条に定める条件を満たさなければならない。

申立人は，手続の途中でその条件の 1 つ以上を満たさないようになった場合には，集団代表者としての資格を喪失し，裁判官は，集団の代表者として他の者を，その明示的な同意を得て任命する。

代表者としての候補者に第 XVII. 39 条の条件を満たす者がなく，又は集団の代表者としての資格を受け入れる者がない場合には，裁判官は，集団賠償の手続の終了を認めなければならない。

第 2 段落及び第 3 段落に定める裁判所の決定については，その複写を経済，中小企業，中流階級及びエネルギーを所管する省庁に送付し，その省庁は，その決定の全部をそのウェブサイトに掲載する。

第 2 段落及び第 3 段落は，集団賠償訴訟がこの法典の第 XVI. 5 条に定める独立公共サービスによって提起された場合であって，認可された合意がなく，交渉の段階が終了したときも適用する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.41 条 [1 第 XVII. 40 条に定める推定の場合を除き，集団代表者による代表は，次に掲げるときに終了する。

- 裁判官が，第 XVII. 61 条第 2 項に定める審理において，集団侵害が，認可された集団賠償に関する合意又はこれがない場合には本案に関する判決によって，完全に修復されたと認めるとき

- 裁判官が，第 XVII. 65 条の適用により，申立ての取下げを認めるとき][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 2 節 - [1 手続][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 1 款 - [1 受理可能性の段階]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.42 条 [1 § 1er. 司法典第 1034bis 条以下を適用する場合を除き，集団賠償を対象とする申立ては，[3 企業下級裁判所]3 の裁判所書記課に宛てられ，又はこれに提出されなければならず，次の事項を含むものでなければならない。

1° 第 XVII. 36 条に定める受理可能性のための条件を満たすものであることの証拠

2° 集団賠償訴訟の対象となる集団侵害の説明

3° 提案する選択制度及びこれを選ぶ理由

4° 集団の代表者がそのために行為しようとする集団の説明。この説明は，可能な限り正確に，侵害を受けた者の数の評価を含むものでなければならない。集団が下位集団を含むものである場合には，この情報は，各下位集団について特定しなければならない。

§ 2. 集団賠償に関する合意の当事者は，共同の申立てにより，その合意を認可するよう裁判官に求めることができる。

司法典第 1034bis 条以下を適用する場合を除き，この申立ては，第 XVII. 36 条に定める受理可能性の条件を満たすものであることの証拠を含むものでなければならない。

集団賠償に関する合意は，申立てにこれを添付し，第 XVII. 45 条第 3 項 2 号ないし 13 号に定める事項を含むものでなければならない。その合意は，適用するべき選択制度並びに消費者[2 及び／又は中小企業]2 がその選択権を行使するための期限を決めるものでなければならない。

§ 3. 申立てが不十分である場合には，裁判所書記課は，申立人に対し，これを 8 日以内に補完するよう促すものとする。

第 1 段落に定める催促から 8 日以内に申立人がその申立てを補完した場合は，当初の提出日にこれを提起したものとみなす。

補完せず，若しくは不十分な形で又は期限に遅れて補完した申立ては，提起しなかったものとみなす。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 5, 060; En vigueur : 01-06-2018>

(3)<L 2018-04-15/14, art. 252, 059; En vigueur : 01-11-2018>

第 XVII.43 条 [1 § 1er. 第 XVII. 42 条第 1 項に定める完全な又は補完された申立ての提出があった時から 2 か月以内に，裁判官は，集団賠償に関する訴訟の受理について判断する。

§ 2. 裁判官は，第 XVII. 36 条に定める受理のための条件を満たす場合には集団賠償訴訟を認可し，認可に関するその判決に次に掲げる事項を記す。

1° 訴訟の対象となる集団侵害の説明

2° 集団侵害について援用する事由

3° 適用する選択制度。集団賠償訴訟が身体又は精神に対する集団侵害の賠償を目的とするものである場合には，オプト・イン制度のみを適用することができる。

4° 集団の説明。その説明では，可能な限り正確に，侵害を受けた者の数を評価しなければならない。集団が下位集団を含むものである場合には，その情報は，各下位集団について特定しなければならない。

5° 集団代表者の氏名，住所，該当する場合には事業用の電話番号並びにその者のために署名する 1 人又は複数の者の氏名及び資格

6° 被告の名称又は氏名，住所及び事業用の電話番号

7° 第 XVII. 38 条第 1 項に定める選択権を行使するための期間及び手続。この期間は，30 日より短く，又は 3 か月を超えるものであってはならない。

8° 当事者が集団侵害の賠償に関する合意を交渉するための期間。この期間は，第 7 項に定めるものを経過した時から進行し，3 か月より短く，又は 6 か月を超えるものであってはならない。

9° 該当する場合には，受理に関する決定を公表するための追加的な措置。裁判所が，第 3 段落に定める措置が不十分であると判断したとき

§ 3. [2 裁判所書記課は，直ちに，該当する場合には異議申立てのための期間を経過した後で，受理に関する決定を，経済，中小企業，中流階級及びエネルギーを所管する省庁に電子的な形態で送付し，その省庁は，その決定の全部を直ちにそのウェブサイトに掲載し，かつ，決定の参照情報及び決定の全部が掲載されているウェブサイトへのリンクを含む通知をベルギー王国官報に掲載する。ベルギー王国官報は，10 日以内にその通知を掲載することを確保する。]2

国王は，第 1 段落に定める公表措置の内容及び形態について，より詳細な規定を設けることができる。

§ 4. 第 2 項第 7 号に定める期間の進行は，ベルギー王国官報に掲載した日の翌日から開始する。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 14, 096; En vigueur : 21-02-2021>

第 XVII.44 条 [1 § 1er. 第 XVII. 42 第 2 項に定める完全な又は補完された申立てを提出した時から 2 か月以内に，裁判官は，集団賠償に関する合意の認可の申立てについて判断し，これが第 XVII.36 条及び第 XVII. 45 条第 3 項第 2 号ないし第 13 号を遵守するものであることを確認する。

§ 2. 裁判官は，第 XVII. 36 条に定める受理のための条件が満たされない場合には，認可を拒絶する。

§ 3. 第 XVII. 49 条ないし第 51 条の規定は，認可手続について準用する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 2 款 - [[1] 集団賠償に関する合意の交渉][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.45. [[1] § 1er. 集団代表者及び被告は，裁判官が定めた期間において，集団賠償に関する合意について交渉する。

当事者の共同の申立てにより，裁判官は，前段落に定める期間を，1 度に限り，最大 6 か月延長することができる。

§ 2. 当事者の共同の申立て又は当事者の同意を得た上で職権により，裁判官は，司法典第 1734 条に定めるのと同じ条件で，合意の交渉を促進するために認可したメディエーターを任命することができる。

§ 3. 集団賠償に関する合意は，少なくとも次に掲げる事項を含むものでなければならない。

1° 第 XVII. 43 条に定める受理に関する決定の参照

2° 合意の対象となった集団侵害の詳細な説明

3° 集団及び該当する場合にはその下位集団の説明並びに当該の消費者の数に関する可能な限り正確な評価

4° 集団代表者の名称，住所，該当する場合には事業用の電話番号並びにそのために署名する 1 人又は複数の者の氏名及び資格

5° 被告の名称又は氏名，住所及びその事業用の電話番号

6° 賠償の条件及び内容。等価賠償を行う場合には，損害賠償金の価額は，個別に又は全体として，集団の全部又は特定の分類について算定することができる。

7° 受理に関する裁判官の決定又は第 XVII.42 第 2 項に定める集団賠償に関する合意がオプト・アウト制度の適用を定める場合には，集団の構成員が個別の賠償を得るために裁判所書記課に申し出ることができる期間及び踏襲するべき方式

8° 被告が集団の代表者に支払うべき賠償額。この金額は，代表者が実際に支出した費用を超えるものであってはならない。

9° 第 XVII. 43 条第 2 項第 9 号及び第 3 項並びに第 XVII. 50 条に定める公表のための措置に関連する費用を当事者が負担すること。

10° 該当する場合には，被告が提供するべき担保

11° 該当する場合には，集団賠償に関する合意を認可した後で損害が生じたとき（これが予見可能であったかどうかを問わない。）にその合意を見直すための手続。手続を定めなかった場合には，合意は，これを締結した後で生じた新たな損害又は損害の予見できない増加について集団の構成員を拘束しない。

12° 第 XVII. 50 条に定める措置では不十分であると判断した場合には，認可し

た集団賠償に関する合意を公表するための追加的な措置
13° 該当する場合には，第 XVII.50 条に従い公表する合意の文章
14° 合意の日付および当事者の署名][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.46 条 [[1] 集団賠償に関する合意の締結は，被告の責任又は有罪を認めることを伴うものではない。][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.47 条 [[1] より勤勉な当事者は，集団賠償に関する合意を，認可のために裁判官に提出する。その当事者は，遅滞なく，正確な日付を示してそのことを他方の当事者に知らせなければならない。][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.48 条 [[1] 集団代表者及び被告が，裁判官が定めた期間の満了前に集団賠償に関する合意を達成することができなかった場合には,集団代表者は,遅滞なく,裁判官にこれを知らせなければならない。集団代表者は,遅滞なく,被告に対して,裁判官へのこの連絡について知らせなければならない。][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 3 款 - [[1] 集団賠償に関する合意の認可][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.49 条 [[1] § 1er. 裁判官は，裁判所書記課に提出した集団賠償に関する合意を審査し，これが第 XVII. 45 条第 3 項に合致するものであることを確認する。
第 XVII.45 条第 3 項に合致しないものである場合には，裁判官は，合意を当事者に差し戻し，補完するべき事項を特定した上で，定めた期間内にこれを補完するよう促す。
§ 2. 裁判官は，合意が完成する場合又は既に完成している場合には，これを認可する。ただし，次に掲げるときを除く。
- 集団又は下位集団について合意した賠償が，明らかに不合理であるとき
- 第 XVII. 45 条第 3 項第 7 号に定める期間が，明らかに不合理であるとき
- 第 XVII. 45 条第 3 項第 11 号に定める追加的な公表のための措置が，明らかに不合理であるとき

- 第 XVII. 45 条第 3 項第 8 号に定める賠償が，集団代表者によって実際に支出された費用を超えるものであるとき

裁判官は，第 1 段落に定める理由に基づいて認可を拒絶するべきであると考える場合には，当事者に，その点に関する合意を自己の定める期間内に見直すよう促すことができる。

§ 3. 裁判官は，認可に関するその命令において，第 XVII. 57 条に従って作成されたリストに掲げられる者の中から清算人を任命する。

§ 4. 認可の命令は，司法典第 1043 条の意味における判決の効果を有する。その命令は，集団の全ての構成員を拘束する。ただし，集団の構成員であるにもかかわらず，第 XVII. 43 条第 2 項第 7 号に従い定められた期間内に受理決定を認識することが合理的にできなかったことを示した消費者[2 又は中小企業]2 については，この限りでない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 6, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 XVII.50 条 [1 [2 裁判所書記課は，直ちに，該当する場合には異議申立てのための期間を経過した後で，集団賠償合意の認可命令及びその合意の文書を，経済，中小企業，中流階級及びエネルギーを所管する省庁に電子的な形態で送付し，その省庁は，その命令の全部を直ちにそのウェブサイトに掲載し，かつ，命令の参照情報及び決定の全部が掲載されているウェブサイトへのリンクを含む通知をベルギー王国官報に掲載する。ベルギー王国官報は，10 日以内にその通知を掲載することを確保する。]2

第 XVII. 45 条第 3 項第 7 号に定める期間の進行は，ベルギー王国官報に掲載した日の翌日から開始する。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 15, 096; En vigueur : 21-02-2021>

Art. XVII.51. [1 集団賠償合意の認可は，被告の責任又は有罪を認めることを伴うものではない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 4 款. - [1 本案に関する判決]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.52 条 [1 集団賠償訴訟は，第 XVII. 42 第 1 項に従い導入され，かつ，次

に掲げる事項を満たす場合に，裁判官がこれを審理する。
- 集団代表者及び被告が，第 XVII. 43 条第 2 項第 8 号に従い，裁判官がその受理決定に定めた期間（第 VII. 45 条第 1 項に従い期間を延長した場合を含む。）内に集団賠償合意を締結しなかった場合
- 集団代表者及び被告が，第 XVII. 49 条第 1 項第 2 段落に従い定められた期間内に合意を完成するべき旨の裁判官による催促に応じなかった場合
- 裁判官が，第 XVII. 49 条第 2 項に従った合意の認可を拒絶した場合][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.53. [[1] 裁判所書記課は，1 か月以内に，裁判所からの封書により，集団代表者及び被告を，裁判官が定めた期日に出廷するよう召喚する。
1 か月の期間の進行は，次に掲げる日の翌日から開始する。
- 集団代表者が裁判官に対して，第 XVII. 48 条に定める合意の欠如について通知をした日
- 第 XVII. 43 第 2 項第 8 号に従い，受理決定で裁判官が定めた期間が満了した日（第 VII. 45 条第 1 項に従い期間を延長した場合を含む。）。
- 裁判所書記課が，第 XVII. 49 条第 2 項に従い集団賠償合意を認可しないことに関する裁判官の判決を，司法典第 792 条に従い通知した日
裁判官は，この期日において，事件の審理及びこれに関する判決のための期限を定める。][1]
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.54. [[1] § 1er. 本案に関する裁判官の判決が，被告の側に集団賠償義務が存在すると判断するものであるときは，その判決は，少なくとも次に掲げる事項を含むものでなければならない。
1° 第 XVII. 43 条に定める受理決定の参照
2° 集団侵害の詳細な説明
3° 集団及び該当する場合にはその下位集団の説明並びに当該の消費者の数に関する可能な限り正確な評価
4° 集団代表者の名称，住所，該当する場合にはその事業用電話番号並びにそのために署名する 1 人又は複数の者の氏名及び資格
5° 被告の名称又は氏名，住所及び事業用電話番号
6° 該当する場合において，裁判官が第 XVII. 55 条に定める措置が不十分であると判断したときは，本案に関する判決を公表するための追加的な措置
7° 賠償の条件及び金額。等価賠償を行う場合には，裁判官は，事件の状況に応じて，集団及び該当する場合には下位集団の構成員の間で分配するべき包括的な賠償金額を設定する可能性又は名乗り出た各消費者[[2] 及び／又は各中小企業][2] に支

払うべき個別の金額を設定する可能性を考慮する。賠償の条件は，集団において存在する可能性のある下位集団に応じて異なるものとすることができる。

8° 裁判官が，その受理決定においてオプト・アウト制度を適用する場合には，集団構成員が賠償を得るために裁判所書記課に名乗り出ることができる期間及び遂行するべき手続

9° 該当する場合には，被告が提供するべき担保

10° 判決後に損害が生じた場合（これが予見可能であったかどうかを問わない。）に，集団賠償判決を見直すための手続

§ 2. 裁判官は，本案に関するその判決で，第 XVII. 57 条に従い作成されるリストに掲げられた者の中から清算人を任命する。

§ 3. 本案に関する裁判官の判決は，被告側の集団賠償義務を棄却するものである場合には，第 XVII. 43 条に定める受理決定を参照するものでなければならない。

§ 4. 第 XVII. 43 条第 2 項第 9 号及び第 3 項，第 XVII. 55 条並びにこの条第 1 項第 6 号に定める公表措置に関連する費用は，敗訴した当事者がこれを負担する。

§ 5. 本案に関する裁判官の判決は，集団の全ての構成員を拘束する。ただし，第 XVII. 43 条第 2 項第 7 号に定める期間内に受理決定を認識することが合理的にできなかったことを証明した消費者 [2 又は中小企業]2 については，この限りでない。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 7, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 XVII.55.条 [1 [2 裁判所書記課は，直ちに，該当する場合には異議申立てのための期間を経過した後で，本案に関する判決の文書を，経済，中小企業，中流階級及びエネルギーを所管する省庁に電子的な形態で送付し，その省庁は，その決定の全部を直ちにそのウェブサイトに掲載し，かつ，判決の参照情報及び判決の全部が掲載されているウェブサイトへのリンクを含む通知をベルギー王国官報に掲載する。ベルギー王国官報は，10 日以内にその通知を掲載することを確保する。][2]

第 XVII. 54 条第 1 項第 8 号に定める期間の進行は，判決をベルギー王国官報に掲載した日の翌日から開始する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 16, 096; En vigueur : 21-02-2021>

Art. XVII.56. [1 第 XVII. 51 条ないし第 XVII. 54 条に定める本案に関する手続の間であって第 XVII. [2 54]2 条第 1 項に定める判決を裁判官が言い渡すまでの間，当事者は，いつでも，集団賠償合意を締結し，認可のために裁判官に提出することができる。認可は，第 XVII. 49 条ないし第 XVII. 51 条に従って行う。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 8, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 5 款. -[1 認可した合意又は本案判決の執行]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.57. [1 § 1er. 清算人は，集団賠償訴訟を審理する管轄権を有する裁判所の総会が作成したリストに掲載された者の中から選択する。

第 1 段落のリストに掲載することができるのは，弁護士，省庁の役員又はその職業若しくはその役職の行使における司法職員であって，侵害の解決に関する手続について能力を有することの担保を示した者である。

§ 2. 清算人は，第 XVII. 49 条第 2 項に定める認可した合意又は第 XVII. 54 条第 1 項に定める本案判決の正確な執行を確保する。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.58. [1 § 1er. 清算人は，合理的な期間内に，裁判所書記課から送付を受けたデータに基づいて,賠償を得ることを望む集団構成員の暫定的なリストを，必要に応じて下位集団ごとに作成する。暫定的なリストは，自ら明示的に名乗り出た集団構成員のデータを含む。

清算人は，自ら名乗り出た集団構成員がその集団若しくは該当する場合には下位集団の説明又は規定する手続を満たさないと考える場合には，その構成員の暫定的リストへの掲載に関する異論を記し，その理由を特定しなければならない。

§ 2. 清算人は，暫定的リストを作成したときは，これを裁判官，集団代表者及び被告に通知しなければならない。清算人は，同時に，除外することを提案する集団構成員に，その除外の理由を示して通知しなければならない。リストは，裁判所書記課で閲覧することができる。

§ 3. 集団代表者及び被告は，暫定的リストの通知を受けた時から 30 日以内に，裁判所書記課において，集団構成員の暫定的リストへの登録又は除外を，理由を示して争うことができる。裁判官は，清算人又は当事者の一方の申立てにより，この期間を延長することができる。

裁判所書記課は，第 1 段落に定める期間を経過した時から 14 日以内に，当該の集団構成員及び清算人に，主張された理由を示して通知する。

集団代表者，被告，暫定的リストへの登録が争われる集団構成員及び清算人は，14 日以内に，裁判所書記課に対してその意見を知らせることができる。

§ 4. 裁判官は，第 3 段落に定める期限を経過した時から 30 日以内に，清算人，被告及び集団代表者並びに暫定的リストへの掲載が争われる集団構成員を召喚し，確定的リストについて判断する。

裁判官は，第1段落に定める審理において，清算人，集団代表者，被告及びリストへの登録が争われる集団構成員の意見を徴する。

§ 5. 賠償の権利を有する集団構成員の確定的リストは，第4段落に定める審理の終了時に確定する。

裁判所書記課は，清算人，集団代表者及び被告に確定的リストを通知する。裁判所書記課は，遅滞なく，裁判官が確定的リストへの登録を拒絶した集団構成員に，そのことを通知する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第XVII.59条[[1] § 1er. [[2] ...][2]

§ 2. 被告は，現実賠償の場合には，清算人の監督の下でこれを履行し，等価賠償の場合には，第XVII. 45条第3項第6号に従い認可された合意又は第XVII. 54条第1項第7号に従い裁判官が定めた賠償を支払う。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-07-30/47, art. 44, 065; En vigueur : 15-09-2018>

Art. XVII.60. [[1] 裁判官は,認可した合意又は本案判決に定める賠償が,第XVII.58条第5項に従い作成した確定的リストに掲載された全ての集団構成員の利益において完全に執行される時まで，職務を遂行する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第XVII.61条 [[3] § 1er. 清算人は，その職務の遂行に関する3か月ごとの詳細な報告書を裁判官に送付しなければならない。この報告書は，集団代表者及び被告にも送付しなければならない。

3か月ごとの報告書には,認可した合意又は本案に関する裁判官の判決の執行の状況に関連する全ての情報並びに清算人に支払うべき報酬を確定することを可能とする費用及び要素の詳細な説明を含めなければならない。

裁判官は，3か月ごとの報告書について裁定する。裁判官による3か月ごとの報告書の承認は，清算人が被告に対してその費用及び報酬の支払を請求する際に用いることができる債務名義を構成する。][3]

[[1] [[3] § 1er/1.][3] 清算人は，認可した合意又は本案に関する裁判官の判決を完全に執行したときは,裁判官に最終報告書を送付しなければならない。この報告書は，集団代表者及び被告にも，参考として送付しなければならない。

この最終報告書は，裁判官が集団賠償訴訟の確定的な終結について判断するために必要となる全ての情報を含まなければならない。該当する場合には，最終報告書は，[[2] 中小企業及び／又は][2]消費者に償還しなかった残高の金額を特定しなければ

ならない。
また，この最終報告書には，清算人の費用及び報酬の詳細な説明を含めなければならない。[3 ...]3
§ 2. 裁判官は，最終報告書について裁定する。裁判官は，[3 第 1 項第 2 段落]3に定める残高について被告がするべき利用を決定する。裁判官は，最終報告書を承認することで，清算人による執行手続を確定的に終了させる。
裁判官による最終報告書の承認は，清算人が被告に対してその費用及び報酬の支払を請求する際に用いることのできる債務名義を構成する。]1
[3 § 3. 第 1 項第 2 段落及び第 1 項第 3 段落に定める清算人の報酬は，国王の定める準則に従い算定する。]3
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 9, 060; En vigueur : 01-06-2018>
(3)<L 2018-07-30/47, art. 45, 065; En vigueur : 15-09-2018>

第 XVII.62 条 [1 [2 裁判所書記課は，直ちに，該当する場合には異議申立てのための期間を経過した後で，第 XVII.61 条第 2 項に定める判決を，経済，中小企業，中流階級及びエネルギーを所管する省庁に電子的な形態で送付し，その省庁は，その決定の全部を直ちにそのウェブサイトに掲載し，かつ，判決の参照情報及び判決の全部が掲載されているウェブサイトへのリンクを含む通知をベルギー王国官報に掲載する。ベルギー王国官報は，10 日以内にその通知を掲載することを確保する。]2
ベルギー王国官報への掲載により，集団代表者及び清算人の民事責任に関する訴訟の時効期間が進行する。]1
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2021-02-02/06, art. 17, 096; En vigueur : 21-02-2021>

第 3 節. - [1 時効，手続に関する事項及び他の手続との相互作用]1
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 1 款 - [1 時効]1
---
(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.63. [1 § 1er. 裁判官が集団賠償に関する訴えを受理した場合には，第 XVII. 38 条第 1 項第 1 号 a)に従い集団からの除外を選択した[2 中小企業及び／又は]2 消費者による個別の訴訟のための期間の進行は，ベルギー王国官報に受理決定を掲載した日からその者がその選択を裁判所書記課に通知した日まで停止する。

§ 2. 裁判官が第 XVII. 40 条に従い集団賠償手続の終了を宣言した場合には，集団構成員である[2 中小企業及び／又は]2 消費者による個別の訴訟のための期間の進行は，ベルギー王国官報に受理決定を掲載した日からその者が手続の終了を宣言した日まで停止する。

§ 3. 第 XVII. 58 条第 4 項に従い確定的リストから除外された[2 中小企業及び／又は]2 消費者による個別の訴訟のための期間は，ベルギー王国官報に受理決定を掲載した日からその者が第 XVII. 58 条第 5 項に従いそのリストに掲載されなかったことについて裁判所書記課から通知を受けた日まで停止する。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 10, 060; En vigueur : 01-06-2018>

第 2 款 - [1 手続に関する事項]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.64 条 [1 司法典第 807 条にかかわらず，集団代表者は，集団賠償のための訴訟を変更し，又は拡張することができない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.65. [1 司法典第 820 条の規定の例外として，集団代表者は，裁判官の許可を得た場合に限り訴訟手続を辞退することができる。

司法典第 826 条の例外として，集団構成員による個別の訴訟のための期間の進行は，裁判官が訴訟手続の取下げを認めた場合には，第 XVII. 42 条に定める申立てを提起した時に停止したものとみなす。

司法典第 821 条の例外として，集団代表者は，訴訟を取り下げることができない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.66 条 [1 司法典第 566 条および第 856 条の例外として，集団賠償請求と個別賠償請求は，関連性を理由として併合することができない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 3 款 - [1 他の手続との相互作用]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.67 条[1 裁判官は，同一の事実について刑事裁判所に付託された訴追にかかわらず，集団賠償訴訟の受理可能性，集団侵害に対する賠償の合意又は紛争の本案について判断する。

刑事裁判上の損害賠償請求人となった消費者[2 又は中小企業]2は，集団構成員とならず，集団賠償訴訟から利益を受けない。ただし，第 XVII. 43 条第 2 項第 7 号に定める選択期間が満了する前に刑事裁判上の損害賠償請求人としての資格を辞退した場合は，この限りでない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 11, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.68. [1 集団賠償訴訟は，集団構成員及び被告が，同一の理由に基づき，裁判所外の紛争解決手段に参加することを妨げない。その紛争解決手段が紛争の解決をもたらした場合，消費者[2 又は中小企業]2は，集団構成員としての資格を喪失し，被告は，裁判所書記課に通知をしなければならない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 12, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.69. [1 裁判官が第 XVII. 43 条に従い集団賠償手続の受理可能性について判断した時から，次に掲げる事項が生じる。

- 第 XVII. 38 条に従い集団構成員となる者が同一の被告に対して開始したものであって，同一の目的及び理由を有する個別の手続は，終了する。

- 第 XVII. 38 条に従い集団構成員となる者が同一の被告に対して開始したものであって，同一の目的及び理由を有する新たな個別の手続は，受理することができない。]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

第 XVII.70 条 [1 この章の規定にかかわらず，第 XVII 編第 3 章の規定は，この章が導入する競争法違反に関する集団賠償訴訟に適用する。[2 ただし，第 XVII.89 条については，この限りでない。]2]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 10, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(2)<L 2019-05-02/28, art. 39, 077; En vigueur : 01-06-2019>

## 第 3 章 [1- 競争法違反に関する賠償訴訟]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 11, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 1 節 [1 - 適用範囲]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 12, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.71 条 [1 § 1er. この章は，競争法違反に関する集団賠償訴訟に適用する。

§ 2. この章は，賠償訴訟に適用する普通法にかかわらず適用する準則を設けるものである。普通法との抵触が生じた場合には，この法律の規定を優先する。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 13, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 2 節 [1 - 完全な賠償の権利]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 14, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.72 条 [1 競争法違反によって生じた損害を受けた自然人又は法人は，一般法に従い，損害に関する完全な賠償を請求し，これを得る権利を有する。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 15, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.73 条 [1 カルテルの枠組みにおいて行った侵害については，損害を生じさせたものであると推定する。侵害を行った者は，この推定を覆す権利を有する。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 16, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 3 節 [1 - 証拠]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 17, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 1 款 [1 - 証拠の提出]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 18, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 1 目 [1 - 総則]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 19, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.74. [1 § 1er. 裁判官は，事実データを含む合理的な証明及びその請求の信頼性を支持するために十分かつ合理的に入手可能である証拠を提示した紛争当事者による要求があった場合には，他の当事者又は第三者に対して，その保有する一定の関連する証拠又は関連する種類の証拠を提出するよう命じることができる。その証拠は，可能な限り正確かつ厳密に限定したものでなければならない。

§ 2. 裁判官は，証拠の提出を，比例する範囲に限定する。その際，裁判官は，当該の全ての当事者及び第三者の正当な利益を考慮する。裁判官は，特に次に掲げる事項を考慮する。

1° 証拠の提出に関する要求が，事実データ及びこれを裏付ける入手可能な証拠によって支持されている程度

2° 証拠を提出する際の範囲及び費用，特に当該の第三者に関するもの。手続の当事者に関連するものである可能性が低い情報を対象とする特定されていない検索を避けるために要するものを含む。

3° 提出を要求する証拠が機密情報（特に潜在的な第三者に関するもの）を含む可能性及び第 XVII.75 条に従いその機密情報を保護するための既存の措置]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 20, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.75 条 [1 裁判官は，賠償訴訟の枠組みにおいて関連するものであると考えるときは，機密情報を含む証拠の提出を命じることができる。

裁判官は，その情報の提出を命じた場合には，その機密情報を保護するための効果的な措置をとる。その措置は，特に，証拠保有者が機密のものではないバージョンを作成することを要請することで機密の部分を隠す可能性，包括的であり，若しくは機密のものではない形式での専門家によって作成された情報の概要を要請すること，非公開の審理を行うこと又は証拠の内容を知ることが認められる者の範囲を限定することを含むことができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 21, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.76. [1 裁判官は，第 XVII.74 条及び第 XVII.75 条に従った証拠の提出を命じる前に，証拠提出要請の対象となる者を自ら定める方法で及び期間内に召喚し，書面で意見を提出するように求める。その者は，裁判官が許可した場合には，意見を口述することができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 22, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 2 目 [1 - 競争当局の書類にある証拠の提出]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 23, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.77. [1 § 1er. この目の規定は，第 XVII.74 条ないし第 XVII.76 条，欧州連合法が定める準則及び慣行，第 IV 編並びに競争当局の内部書類及びその当局の間の交信の保護に関する他の加盟国の競争法の適用を妨げることなく適用する。

§ 2. 裁判官は，競争当局の書類に含まれる証拠については，当事者又は第三者のいずれもその証拠を提出することが合理的にできない場合に限り，その当局に対してその提出を命じることができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 24, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.78. [1 § 1er. 裁判官は，第 XVII.74 条第 2 項に従い競争当局の書類に含まれる証拠に関する提出命令の比例性を評価する際に，次に掲げる事項も考慮する。

1° 証拠提出に関する要求が，競争当局に提出された書類又はその保管する書類の性質，対象又は内容を特定する方法で作成されたかどうか

2° 証拠の提出を要求する当事者が，賠償訴訟の枠組みにおいてこれを行ったかどうか

3° 第 XVII.77 条第 2 項及び第 XVII.79 条第 1 項に関連して，又はこの条第 2 項の適用により競争当局の要請において，競争当局又は上訴機関による競争法の実施の実効性を確保する必要性

§ 2. 裁判官は，自ら定める方法で及び期間内に，競争を所管する当該の当局に対し,その要求の比例性に関する意見を書面で提出するように求める。その当局は，裁判官が許可した場合には，その意見を口述することができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 25, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.79 条［[1] § 1er. 裁判官は，競争当局が，決定を行い，又は他の方法でその手続を修了した場合に限り，次に掲げる種類の証拠の提出を命じることができる。

1° 自然人又は法人が，競争当局が開始した手続の目的のためのものであることを明示して準備した情報

2° 競争当局が作成した情報であって，その手続において当事者に送付したもの

3° 撤回した取引の提案

§ 2. 裁判官は，次に掲げる種類の証拠については，当事者又は第三者に対して，いかなる時においても，これを提出するように命じることができない。

1° 恩赦を得ることを目的として行った表明

2° 取引の提案

§ 3. 裁判官は，原告による理由付の要求を提示した上で，専らその内容が第 I.22 条第 14 号及び第 16 号の定義に合致するものであることを目的として，第 2 項に定める証拠にアクセスすることができる。

裁判官は，第 1 項に定める評価に際し，自ら定める方法で及び期間内に，意見を書面で提出するように，対象となる証拠の作成者に求める。 その作成者は，裁判官が許可した場合には，口述をすることができる。

裁判官は，自ら定めた方法で及び期間内に，所管の競争当局の支援を求めることもできる。

裁判官は，いかなる場合においても，当事者又は第三者に対しその証拠へのアクセスを許可することができない。

§ 4. 要求された証拠の一部のみが第 2 項の適用を受ける場合には，証拠の他の部分は，第 XVII.77 条，第 XVII.78 条及びこの条に従い，これが該当する種類に応じて提出される。

§ 5. 裁判官は，第 1 項及び第 2 項に掲げる種類のいずれにも該当しない競争当局の書類に含まれる証拠については，いつでもその提出を命じることができる。］[1]

---

(1)〈Inséré par L 2017-06-06/02, art. 26, 047; En vigueur : 22-06-2017〉

第 XVII.80 条. ［[1] § 1er. 第 XVII.79 条第 2 項に定める種類に該当する証拠であって，専ら競争当局の書類へのアクセスを手段として自然人又は法人が取得したものは，手続書類に含めることができない。その証拠は，これを受理した場合であってもこれを認めることができず，職権により手続から除外する。

§ 2. 第 XVII.79 条第 1 項に定める種類に該当する証拠であって，専ら競争当局の書類へのアクセスを通じて自然人又は法人が取得したものは，競争当局が決定

を行い，又は他の方法でその手続を終了するまで，手続書類に含めることができない。その証拠は，これを受理した場合であってもこれを認めることができず，職権により手続から除外する。

§ 3. 自然人又は法人が専ら第1項又は第2項に該当しない競争当局の書類へのアクセスを通じて取得した証拠は，その者又はその権利を承継した自然人若しくは法人（その者の請求を満足させた者を含む。）がこれを賠償訴訟において用いることができない。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 27, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第3目 [[1] - 罰則][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 28, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.81. [[1] 司法典第1385bis条にかかわらず，裁判官は，次に掲げる場合に，当事者，第三者又はその法定代理人に対し，1,000ユーロから10,000,000ユーロまでの罰金を課すことができる。この罰金は,賠償の請求を妨げるものではない。

1° 裁判官による証拠提出命令の不遵守又はこれを遵守することの拒絶

2° 関連する証拠の破棄

3° 機密情報を保護するための裁判官による命令の不遵守又はこれを遵守することの拒絶

4° 証拠の利用についてこの章が定める制限に対する違反

罰金は，これが課される会社又は個人及び事案の具体的な事情，例えば賠償請求の金額，裁判官が提出を命じた証拠がどの程度決定的であるか，その証明力，手続的な違反の重要性並びに当事者，第三者又はその法定代理人による違反について故意があったかどうかを考慮した場合に，効果的，比例的かつ抑止的でなければならない。

罰金の徴収は，登記及び公共財産を所管する省庁が主導して，全ての法的手段を用いて遂行する。

裁判官は，第 1 段落に定める場合のいずれかが当事者の行為に帰することができないものである場合には，追加的に，適切であると考える不利益な効果をこれから導き出すこと,例えば争いの対象となった事実が証明されたものとして取り扱い，又は請求若しくは防御の全部又は一部を棄却することができる。裁判官は，費用を負担するべき旨を言い渡すこともできる。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 29, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 2 款 [1 - 競争法違反を認容した国内判決の効果]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 30, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.82 条 [1 § 1er. 既判力を有し，かつ，第 IV.79 条に従いベルギー競争当局の決定に対する救済を言い渡すものであるベルギー競争当局の終局決定又は該当する場合には[2 市場裁判所]2 の判決が競争法違反を認容した場合には，その違反は，競争法違反に基づく賠償訴訟の目的において，覆すことのできない形で証明されたものとみなす。

§ 2. 欧州連合の他の加盟国の国内競争当局又はその上訴機関が競争法違反を認容する最終決定を行った場合には，競争法違反があったことの証明の少なくとも開始があったものとして認め，当事者が提出する他の証拠と共に審査することができる。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 31, 047; En vigueur : 22-06-2017>
(2)<L 2018-07-30/47, art. 47, 065; En vigueur : 15-09-2018>

第 3 款 [1 - 追加費用の影響]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 32, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.83. [1 賠償訴訟の被告は，賠償請求に対する防御として，原告が，競争法違反から生じた追加費用の全部又は一部を転嫁したことを主張することができる。追加費用を転嫁したことの証明責任は，被告がこれを負う。被告は，この章の規定に従い原告及び／又は第三者が証拠を提出することを合理的に請求することができる。

第 1 段落の規定は，侵害を受けた当事者が，追加費用の一部又は全部を転嫁したことを理由とする逸失利益を請求し，これを得る権利を妨げない。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 33, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.84. [1 賠償請求の存在又は賠償金額が追加費用の転嫁又はその範囲に依るものである場合には，原告は，追加費用の存在又はその範囲を証明する責任を負う。原告は，そのために，この章の規定に従い，被告又は第三者に対し証拠を提出することを合理的に請求することができる。

原告は，間接的な購入者である場合には，次に掲げる事項の全てを証明したときに，自らに対する転嫁を証明したものとみなす。

1° 被告が競争法違反を行ったこと。

2° 競争法違反が被告の直接の購入者に追加費用を生じさせたこと。

3° 間接的な購入者が，当該の物品又は役務を競争法違反によって購入し，又はその物品又は役務から生じ，若しくはこれを含む物品又は役務を購入したこと。

第 2 段落は，裁判官が，追加費用の一部又は全部が間接的な購入者に転嫁されなかったことを被告が証明したと考えたときは，適用しない。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 34, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.85 条 [[1] 流通連鎖の異なる段階に位置する原告が提起した賠償訴訟によって責任の重複又は侵害を行った者の責任の欠如が生じることを避けるために，賠償訴訟を担当する裁判官は，第 XVII.83 条第 1 段落及び第 XVII.84 条の適用による証明責任が満たされたかどうかを評価する際，欧州連合法又はベルギー法が定める手段を用いて，次に掲げる事項を適切に考慮することができる。

a) 同一の競争法違反に関連する賠償訴訟が，流通連鎖の異なる段階に位置する原告によって提起されたものであること。

b) a)に定める賠償訴訟の結果として言い渡された裁判所の判決

c) 競争当局又は上訴機関による競争法の適用から生じるものである，公に入手できる関連する情報][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 35, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 4 節. [[1] - 連帯責任][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 36, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.86 条 [[1] § 1er. 企業及び／又は企業団体は，共同行為によって競争法違反を行った場合には，その侵害から生じた損害について連帯責任を負う。

§ 2. 第 1 項の例外として，侵害を行った者が零細，小規模及び中規模企業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日の欧州委員会勧告 2003/361/EC の意味における小規模又は中規模企業（以下「中小企業」という。）である場合には，次に掲げるときに限り連帯責任を負う。

1° 直接又は間接的な購入者又は供給者に対する責任であるとき

2° 侵害を受けた他の当事者に対する責任であるとき。ただし，同一の競争法違

反にかかわった他の会社から完全な賠償を得ることができない場合に限る。

第 1 段落に定める除外を享受するためには，中小企業は，次に掲げる条件を満たさなければならない。

1° 関連する市場におけるその市場占有率が，競争法違反の期間にわたり 5%未満であること。

2° 連帯責任に関する準則の適用が，当該の企業の経済的持続性について修復不能な程度の危機及びその資産価値の全部の喪失を生じさせること。

第 1 段落に定める除外は，次に掲げる場合には，適用しない。

1° 中小企業が競争法違反の推進者であり，又は他の会社がこれに参加することを強制した場合

2° 中小企業が競争法違反について過去に処罰された場合

§ 3. 第 1 項の例外として，罰金の全面的な免責を受けた者は，次の場合に限り連帯責任を負う。

1° 自己の直接又は間接的な購入者又は供給者に対する責任である場合

2° 侵害を受けた他の当事者に対する責任である場合。ただし，同一の競争法違反に関与した他の会社から完全な賠償を得ることができないときに限る。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 37, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.87 条 [[1] § 1er. 侵害を行った者は，賠償の全部又は一部を支払った場合には，その侵害によって生じた損害に関するそれぞれの相対的な責任に応じた金額について，侵害を行った他の者に対して求償をすることができる。

§ 2. 第 1 項の例外として，罰金の全部について免責を受けた侵害を行った者に対する求償の金額は，その侵害がその直接又は間接的な購入者又は供給者に生じさせた損害の額を超えることができない。

罰金の全部について免責を受けた侵害を行った者に対する求償の額は，競争法違反が侵害を行った者の直接又は間接的な購入者又は供給者以外の侵害を受けた当事者に損害を生じさせた限りにおいて，その侵害が生じさせた損害に対するその相対的な責任に応じた額を超えることができない。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 38, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第 XVII.88 条 [[1] § 1er. 侵害を受けた当事者が侵害を行った者と和解を達成した場合には，その解決に参加した侵害を受けた当事者の賠償請求の額は，その解決の対象となった侵害を行った者の責任において侵害を受けた当事者に生じた損害の部分について減少される。

和解に参加した侵害を受けた当事者の請求に残額がある場合には，これについ

ては,その和解の当事者でない侵害を行った者に対してのみ請求することができる。その解決の当事者ではない侵害を行った者は，その解決の当事者である侵害を行った者に対し，請求残額を分担するよう請求することができない。

§ 2. 第1項[2 第2段落]2の例外として，和解に参加した侵害を受けた当事者は，和解に参加しなかった侵害を行った者が請求残額に相当する賠償を支払うことができない場合には，和解の当事者である侵害を行った者に対してその残額を請求することができる。

第1段落に定める例外は，和解の条項において明示的に排除することができる。

§ 3. 裁判官は，侵害を行った者が他の侵害を行った者に対して競争法違反によって生じた損害のその相対的責任に従って求償できる金額を確定する際に，当該の侵害を行った者が参加した過去の和解において支払った全ての賠償を考慮する。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 39, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(2)<L 2018-07-30/47, art. 48, 065; En vigueur : 15-09-2018>

第5節 [1 - 和解による停止の効果]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 40, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第XVII.89条 [1 司法典第1682条の適用を妨げることなく,賠償訴訟を審理する裁判官は，その当事者が賠償訴訟に含まれる請求について和解手続に参加する場合には，2 年を超えない期間について手続を停止することができる。この期間は，延長することができない。]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 41, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第6節 [1 - 時効]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 42, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第XVII.90条 [1 § 1er. 競争法違反に基づく賠償訴訟を提起する際の普通法の期間制限の進行は，競争法違反が消滅し，かつ，原告が次に掲げる事項の全てを知り，又は合理的に知ることができた時から開始する。

1° 行為及びその行為が競争法違反を構成するものであること。

2° 競争法違反が自己に損害を生じさせたこと。

3° 違反を行った者の身分

継続し，又は繰り返される違反については，違反は，最後の違反行為が終了した時に消滅したものとみなす。

§ 2. 第1項に定める期間制限は，賠償訴訟が関連する競争法違反について捜査し，又はこれを訴追するための競争当局の行為によって停止する。この停止は，違反を認める決定が最終的なものとなり，又は手続が他の方法で終了した日の翌日に終了する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 43, 047; En vigueur : 22-06-2017>

第XVII.91条 [[1] 紛争に関する和解は，仲裁を除き，その和解手続の間にわたって，賠償訴訟を提起するための期間制限を停止させる。この停止は，その手続に現に若しくは過去に参加し，又はその手続において代理された当事者についてのみ適用する。][1]

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 44, 047; En vigueur : 22-06-2017>

TITRE 2. [1 L'action en réparation collective]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

CHAPITRE 1er. - [1 Dispositions générales]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 1re. -[1 Compétence des cours et tribunaux de Bruxelles ]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.35. [1 Les cours et tribunaux de Bruxelles sont compétents pour connaître des actions en réparation collective.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-27/36, art. 2, 017; En vigueur : 01-09-2014>

Section 2. - [1 Conditions de recevabilité]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.36. [1 Par dérogation aux articles 17 et 18 du Code judiciaire, l'action en réparation collective est recevable lorsqu'il est satisfait à chacune des conditions suivantes :

1° la cause invoquée constitue une violation potentielle par l'entreprise d'une de ses obligations contractuelles, d'un des règlements européens ou d'une des lois visés à l'article XVII. 37 ou de leurs arrêtés d'exécution ;

2° l'action est introduite par un requérant qui satisfait aux exigences visées à l'article XVII. 39 et qui est jugé adéquat par le juge ;

3° le recours à une action en réparation collective semble plus efficient qu'une action de droit commun.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.37.[1 Les règlements européens et les législations visées à l'article XVII. 36, 1° , sont les suivantes :

1° les livres suivants du présent Code :

a) livre IV - Protection de la concurrence ;

b) livre V - La concurrence et les évolutions de prix ;

c) livre VI - Les pratiques du marché et la protection du consommateur ;

d) livre VII - Services de paiement et de crédit ;

e) livre IX - La sécurité des produits et des services ;

f) livre XI - Propriété intellectuelle ;

g) livre XII - Droit de l'économie électronique ;

h) [6 ...]6

2° la loi du 25 mars 1964 sur les médicaments ;

3° la loi du 12 avril 1965 relative au transport de produits gazeux et autres par canalisations ;

4° la loi du 9 juillet 1971 réglementant la construction d'habitations et la vente d'habitations à construire ou en voie de construction ;

5° la loi du 24 janvier 1977 relative à la protection de la santé des consommateurs en ce qui concerne les denrées alimentaires et les autres produits ;

6° la loi du 21 novembre 1989 relative à l'assurance obligatoire de la responsabilité en matière de véhicules automoteurs ;

7° la loi du 25 février 1991 relative à la responsabilité du fait des produits défectueux;

8° [2 la Partie 4 de la loi du 4 avril 2014 relative aux assurances;]2

9° la loi du 9 mars 1993 tendant à réglementer et à contrôler les activités des entreprises de courtage matrimonial;

10° la loi du 8 décembre 1992 relative à la protection de la vie privée à l'égard des traitements de données à caractère personnel;

[4 10° /1 le Règlement (UE) 2016/679 du Parlement européen et du Conseil du 27 avril 2016 relatif à la protection des personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données, et abrogeant la directive 95/46/CE;]4

11° l'article 21, 5° , du Code des impôts sur les revenus;

12° la loi du 25 juin 1993 sur l'exercice et l'organisation des activités ambulantes et foraines;

13° la loi du 16 février 1994 régissant le contrat d'organisation de voyages et le contrat d'intermédiaire de voyages;

[5 13° /1 la loi du 21 novembre 2017 relative à la vente de voyages à forfait, de prestations de voyage liées et de services de voyage;]5

14° le Règlement 2027/97 (CE) du Conseil du 9 octobre 1997 relatif à la responsabilité des transporteurs aériens en cas d'accident;

15° la loi du 29 avril 1999 relative à l'organisation du marché de l'électricité;

16° la loi du 29 avril 1999 relative à l'organisation du marché du gaz et au statut fiscal des producteurs d'électricité;

17° les articles 25, § 5, 27, § § 2 et 3, 28ter, 30bis, en 39, § 3, de la loi du 2 août 2002 relative à la surveillance du secteur financier et aux services financiers, et violations visées à l'article 86bis de la même loi;

18° la loi du 20 décembre 2002 relative au recouvrement amiable des dettes du consommateur;

19° le Règlement (CE) n° 261/2004 du Parlement européen et du Conseil du 11 février 2004 établissant des règles communes en matière d'indemnisation et d'assistance des passagers en cas de refus d'embarquement et d'annulation ou de retard important d'un vol, et abrogeant le Règlement (CEE) n° 295/91 ;

20° la loi du 11 juin 2004 réprimant la fraude relative au kilométrage des voitures ;

21° la loi du 1er septembre 2004 relative à la protection des consommateurs en cas de vente de biens de consommation ;

22° la loi du 13 juin 2005 relative aux communications électroniques ;

23° le Règlement (CE) n° 2111/2005 du Parlement européen et du Conseil du 14 décembre 2005 concernant l'établissement d'une liste communautaire des transporteurs aériens qui font l'objet d'une interdiction d'exploitation dans la Communauté et l'information des passagers du transport aérien sur l'identité du transporteur aérien effectif, et abrogeant l'article 9 de la directive 2004/36/CE ;

24° le Règlement (CE) n° 1107/2006 du Parlement européen et du Conseil du 5 juillet 2006 concernant les droits des personnes handicapées et des personnes à mobilité réduite lorsqu'elles font des voyages aériens ;

25° la loi du 15 mai 2007 relative à la protection des consommateurs en ce qui concerne les services de radiotransmission et de radiodistribution ;

26° la loi du 3 juin 2007 relative au cautionnement à titre gratuit ;

27° le Règlement (CE) n° 1371/2007 du Parlement européen et du Conseil du 23 octobre 2007 sur les droits et obligations des voyageurs ferroviaires ;

28° les articles 23 à 52 de la loi du 24 juillet 2008 portant dispositions diverses ;

29° le Règlement (UE) n° 1177/2010 du Parlement européen et du Conseil du 24 novembre 2010 concernant les droits des passagers voyageant par mer ou par voie de navigation intérieure et modifiant le règlement (CE) n° 2006/2004 ;

30° le Règlement (UE) n° 181/2011 du Parlement européen et du Conseil

du 16 février 2011 concernant les droits des passagers dans le transport par autobus et autocar et modifiant le Règlement (CE) n° 2006/2004 ;

31° la loi du 30 juillet 2013 relative à la revente de titres d'accès à des événements.]1

[2 32° la loi du 28 août 2011 relative à la protection des consommateurs en matière de contrats d'utilisation de biens à temps partagé, de produits de vacances à long terme, de revente et d'échange;]2

[3 33° l'article 101 et/ou l'article 102 du TFUE.]3

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2015-10-26/06, art. 71, 028; En vigueur : 09-11-2015>

(3)<L 2017-06-06/02, art. 9, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(4)<L 2018-07-30/47, art. 43,a, 065; En vigueur : 25-05-2018>

(5)<L 2018-07-30/47, art. 43,b, 065; En vigueur : 01-07-2018>

(6)<L 2018-04-15/14, art. 214, 059; En vigueur : 01-11-2018>

Section 3. - [1 Composition du groupe]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.38.[1 § 1er. Le groupe est composé par l'ensemble des consommateurs qui, à titre individuel, sont lésés par une cause commune, tel qu'il est décrit dans la décision de recevabilité visée à l'article XVII. 43 et qui :

1° pour ceux qui résident habituellement en Belgique,

a) en cas d'application du système d'option d'exclusion, dans le délai prévu dans la décision de recevabilité, n'ont pas exprimé explicitement la volonté de ne pas faire partie du groupe ;

b) en cas d'application du système d'option d'inclusion, ont exprimé explicitement la volonté de faire partie du groupe dans le délai prévu dans la décision de recevabilité ;

2° pour ceux qui ne résident pas de manière habituelle en Belgique, ont exprimé explicitement la volonté de faire partie du groupe dans le délai prévu dans la décision de recevabilité.

Le consommateur communique son option au greffe. Le Roi peut préciser les voies par lesquelles le consommateur peut communiquer son choix au greffe.

Sous réserve de l'application des articles XVII. 49, § 4, et XVII. 54, § 5, l'exercice du droit d'option est irrévocable.

[2 § 1er/1. Le groupe peut également être composé par l'ensemble des PME,

au sens de la recommandation 2003/361/CE de la Commission européenne du 6 mai 2003 concernant la définition des micros, petites et moyennes entreprises, qui à titre individuel, sont lésées par une cause commune, tel qu'il est décrit dans la décision de recevabilité visée à l'article XVII.43 et qui :

1° pour ceux qui ont leur établissement principal en Belgique,

a) en cas d'application du système d'option d'exclusion, dans le délai prévu dans la décision de recevabilité, n'ont pas exprimé explicitement la volonté de ne pas faire partie du groupe;

b) en cas d'application du système d'option d'inclusion, ont exprimé explicitement la volonté de faire partie du groupe dans le délai prévu dans la décision de recevabilité;

2° pour ceux qui n'ont pas leur établissement principal en Belgique, ont exprimé explicitement la volonté de faire partie du groupe dans le délai prévu dans la décision de recevabilité.

La PME communique son option au greffe. Le Roi peut préciser les voies par lesquelles la PME peut communiquer son choix au greffe.

Sous réserve de l'application des articles XVII.49, § 4, et XVII.54, § 5, l'exercice du droit d'option est irrévocable.]2

§ 2. Le groupe peut être organisé en sous-catégories en vue de la réparation collective.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 3, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Section 4. - [1 Le représentant du groupe]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.39.[1 Le groupe [3 des consommateurs]3 ne peut être représenté que par un seul représentant du groupe.

Peuvent agir en qualité de représentant:

1° une association de défense des intérêts des consommateurs dotée de la personnalité juridique pour autant qu'elle siège [2 à la Commission consultative spéciale Consommation]2 ou qu'elle soit agréée par le ministre sur base des critères à déterminer par un arrêté royal délibéré en Conseil des ministres;

2° une association dotée de la personnalité juridique, agréée par le ministre, dont l'objet social est en relation directe avec le préjudice

collectif subi par le groupe et qui ne poursuit pas de manière durable un but économique. Cette association dispose, au jour où elle introduit l'action en réparation collective, de la personnalité juridique depuis au moins trois ans. Elle fournit la preuve, par la présentation de ses rapports d'activités ou de toute autre pièce, que son activité effective correspond à son objet social et que cette activité est en relation avec l'intérêt collectif dont elle vise la protection;

3° le service public autonome visé à l'article XVI.5 du présent Code, uniquement en vue de représenter le groupe dans la phase de négociation d'un accord de réparation collective conformément aux articles XVII.45 à XVII.51;

4° une entité représentative agréée par un Etat membre de l'Union européenne ou de l'Espace économique européen pour agir en représentation et qui répond aux conditions du point 4 de la recommandation 2013/396/UE de la Commission du 11 juin 2013 relative à des principes communs applicables aux mécanismes de recours collectif en cessation et en réparation dans les Etats membres en cas de violation de droits conférés par le droit de l'Union.]1

[3 Le groupe des PME ne peut être représenté que par un seul représentant du groupe.

Peuvent agir en qualité de représentant :

1° une organisation interprofessionnelle de défense des intérêts des PME dotée de la personnalité juridique pour autant qu'elle siège au Conseil supérieur des Indépendants et des PME ou qu'elle soit agréée par le ministre sur base des critères à déterminer par un arrêté royal délibéré en Conseil des ministres;

2° une association dotée de la personnalité juridique, agréée par le ministre, dont l'objet social est en relation directe avec le préjudice collectif subi par le groupe et qui ne poursuit pas de manière durable un but économique. Cette association dispose, au jour où elle introduit l'action en réparation collective, de la personnalité juridique depuis au moins trois ans. Elle fournit la preuve, par la présentation de ses rapports d'activités ou de toute autre pièce, que son activité effective correspond à son objet social et que cette activité est en relation avec l'intérêt collectif dont elle vise la protection;

3° une entité représentative agréée par un Etat membre de l'Union européenne ou de l'Espace économique européen pour agir en représentation et qui répond aux conditions du point 4 de la recommandation 2013/396/UE de la Commission du 11 juin 2013 relative à des principes communs applicables

aux mécanismes de recours collectif en cessation et en réparation dans les Etats membres en cas de violation de droits conférés par le droit de l'Union.]3

---

(1)<L 2017-04-18/03, art. 36, 046; En vigueur : 04-05-2017>

(2)<AR 2017-12-13/14, art. 11,11° , 056; En vigueur : 01-01-2018>

(3)<L 2018-03-30/35, art. 4, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.40. [1 Le représentant du groupe satisfait tout au long de la procédure en réparation collective aux conditions visées à l'article XVII. 39.

Au cas où il ne serait plus satisfait à une de ces conditions au cours de la procédure, le requérant perd sa qualité de représentant du groupe et le juge désigne un autre représentant du groupe, avec l'accord exprès de ce dernier.

Au cas où aucun autre candidat à la représentation ne satisfait aux conditions de l'article XVII. 39 ou n'accepte la qualité de représentant du groupe, le juge constate la clôture de la procédure en réparation collective.

Une copie de la décision juridictionnelle visée aux alinéas 2 et 3 est transmise au SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie, qui publie cette décision intégralement sur son site web.

Les alinéas 2 et 3 sont également d'application lorsque l'action en réparation collective a été introduite par le service public autonome visé à l'article XVI. 5 du présent Code et que, suite à l'absence d'accord homologué, la phase de négociation a pris fin.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.41. [1 Hormis l'hypothèse visée à l'article XVII. 40, la représentation par le représentant du groupe prend fin lorsque :

- le juge constate, à l'audience visée à l'article XVII. 61, § 2, que le préjudice collectif a été intégralement réparé conformément à l'accord de réparation collective homologué ou à défaut, à la décision sur le fond ;

- le juge autorise le désistement d'instance en application de l'article XVII. 65.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

CHAPITRE 2. - [1 La procédure]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 1re. - [1 La phase de recevabilité]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.42.[1 § 1er. Sans préjudice des articles 1034bis et suivants du Code judiciaire, la requête ayant pour objet une réparation collective est adressée ou déposée au greffe du [3 tribunal de l'entreprise]3 et contient :

1° la preuve qu'il est satisfait aux conditions de recevabilité visées à l'article XVII. 36 ;

2° la description du préjudice collectif qui fait l'objet de l'action en réparation collective ;

3° le système d'option proposé et les motifs de ce choix ;

4° la description du groupe pour lequel le représentant du groupe entend agir, en estimant, aussi précisément que possible, le nombre des personnes lésées; lorsque le groupe contient des sous-catégories, ces informations sont précisées par sous-catégorie ;

§ 2. Les parties à un accord de réparation collective peuvent saisir le juge par requête conjointe en vue de l'homologation de l'accord.

Sans préjudice des articles 1034bis et suivants du Code judiciaire, la requête contient la preuve qu'il est satisfait aux conditions de recevabilité visées à l'article XVII. 36.

L'accord de réparation collective, qui est joint à la requête, contient les éléments visés à l'article XVII. 45, § 3, 2° à 13° , et détermine le système d'option applicable ainsi que le délai imparti aux consommateurs [2 et/ou aux PME]2 pour exercer leur droit d'option.

§ 3. Lorsque la requête est incomplète, le greffe invite le requérant à la compléter dans les huit jours.

Le requérant qui complète sa requête dans les huit jours de la réception de l'invitation visée à l'alinéa 1er est censé l'avoir introduite à la date de son premier dépôt.

Une requête non complétée ou complétée de manière incomplète ou tardive est réputée non introduite.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 5, 060; En vigueur : 01-06-2018>

(3)<L 2018-04-15/14, art. 252, 059; En vigueur : 01-11-2018>

Art. XVII.43.[1 § 1er. Dans les deux mois qui suivent le dépôt de la requête complète ou complétée visée à l'article XVII. 42, § 1er, le juge statue sur la recevabilité de l'action en réparation collective.

§ 2. Le juge autorise l'action en réparation collective si les conditions de recevabilité fixées à l'article XVII. 36 sont réunies et mentionne dans sa décision de recevabilité :

1° la description du préjudice collectif qui fait l'objet de l'action ;

2° la cause invoquée du préjudice collectif ;

3° le système d'option applicable; si l'action en réparation collective vise à la réparation d'un préjudice collectif corporel ou moral, seul le système d'option d'inclusion est applicable ;

4° la description du groupe, en estimant, aussi précisément que possible, le nombre des personnes lésées; lorsque le groupe contient des sous-catégories, ces informations sont précisées par sous-catégorie ;

5° la dénomination du représentant du groupe, son adresse, le cas échéant son numéro d'entreprise, et le nom et la qualité de la personne ou des personnes qui signent en son nom ;

6° la dénomination ou le nom et prénom du défendeur, son adresse et son numéro d'entreprise ;

7° le délai et les modalités d'exercice des droits d'option fixées à l'article XVII. 38, § 1er : ce délai ne peut être inférieur à trente jours ni supérieur à trois mois ;

8° le délai qui est imparti aux parties pour négocier un accord sur la réparation du préjudice collectif; ce délai qui commence à courir lorsque celui visé au 7° est écoulé, ne peut être inférieur à trois mois ni supérieur à six mois ;

9° le cas échéant, des mesures additionnelles de publicité de la décision de recevabilité, lorsque la Cour estime que les mesures visées au paragraphe 3 sont insuffisantes ;

§ 3. [2 Le greffe communique immédiatement, le cas échéant après l'expiration du délai de recours, la décision de recevabilité sous forme électronique au SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie, qui la publie immédiatement dans son intégralité sur son site internet et fait publier un avis au Moniteur belge mentionnant les références de la décision et le lien vers la page du site où le texte intégral de la décision est publié. Le Moniteur belge assure la publication de cet avis dans un délai de dix jours.]2

Le Roi peut fixer des règles plus détaillées relatives au contenu et à la forme des mesures de publicité visées à l'alinéa premier.

§ 4. Le délai visé au paragraphe 2, 7° , commence à courir le lendemain de la publication au Moniteur belge.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 14, 096; En vigueur : 21-02-2021>

Art. XVII.44. [1 § 1er. Dans les deux mois qui suivent le dépôt de la requête complète ou complétée visée à l'article XVII. 42, § 2, le juge statue sur la requête en homologation de l'accord de réparation collective, afin de vérifier sa conformité aux articles XVII.36 et XVII. 45, § 3, 2° à 13° .

§ 2. Le juge refuse l'homologation si les conditions de recevabilité de l'article XVII. 36 ne sont pas réunies.

§ 3. Les articles XVII. 49 à 51 sont applicables par analogie à la suite de la procédure d'homologation.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 2. - [1 La négociation d'un accord de réparation collective]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.45. [1 § 1er. Pendant le délai fixé par le juge, le représentant du groupe et le défendeur négocient un accord sur la réparation du préjudice collectif.

A la demande conjointe des parties, le juge peut prolonger une seule fois le délai visé à l'alinéa précédent pour une durée maximale de six mois.

§ 2. A la demande conjointe des parties ou de sa propre initiative mais avec l'accord de celles-ci, le juge peut désigner, dans les mêmes conditions qu'à l'article 1734 du Code judiciaire, un médiateur agréé en vue de faciliter la négociation de l'accord.

§ 3. L'accord de réparation collective contient, au moins, les éléments suivants :

1° une référence à la décision de recevabilité visée à l'article XVII. 43 ;

2° la description détaillée du préjudice collectif objet de l'accord ;

3° la description du groupe et, le cas échéant, de ses différentes sous-

catégories, ainsi que l'indication ou l'estimation aussi précise que possible du nombre de consommateurs concernés ;

4° la dénomination du représentant du groupe, son adresse, le cas échéant son numéro d'entreprise, et le nom et la qualité de la personne ou des personnes qui signent en son nom ;

5° la dénomination ou le nom et prénom du défendeur, son adresse et son numéro d'entreprise ;

6° les modalités et le contenu de la réparation; lorsque la réparation a lieu par équivalent, le montant de l'indemnité peut être calculé sur une base individuelle ou globale, pour l'ensemble ou certaines catégories du groupe ;

7° lorsque la décision de recevabilité du juge, ou l'accord de réparation collective visé à l'article XVII.42, § 2, prévoit l'application d'un système d'option d'exclusion, le délai pendant lequel les membres du groupe peuvent s'adresser au greffe, afin d'obtenir individuellement réparation, ainsi que les modalités à suivre ;

8° le montant de l'indemnité due par le défendeur au représentant du groupe; ce montant ne peut excéder les frais réels exposés par le représentant ;

9° la prise en charge par les parties des frais liés aux mesures de publicité visées aux articles XVII. 43, § 2, 9° et § 3, et XVII. 50 ;

10° le cas échéant, les garanties à fournir par le défendeur ;

11° le cas échéant, la procédure de révision de l'accord de réparation collective en cas d'apparition de dommages, prévisibles ou non, après son homologation; si aucune procédure n'est déterminée, l'accord ne lie pas les membres du groupe pour tout dommage nouveau ou pour toute aggravation imprévisible du dommage survenant postérieurement à la conclusion de l'accord ;

12° lorsque les mesures visées à l'article XVII. 50 sont considérées comme insuffisantes, des mesures additionnelles de publicité de l'accord de réparation collective homologué ;

13° le cas échéant, le texte de l'accord qui sera publié en application de l'article XVII.50 ;

14° la date de l'accord et la signature des parties.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.46. [1 La conclusion d'un accord de réparation collective n'emporte pas la reconnaissance de responsabilité ou de culpabilité du

défendeur.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.47. [1 La partie la plus diligente soumet l'accord de réparation collective à l'homologation du juge. Il en informe l'autre partie sans délai en communiquant la date exacte.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.48. [1 Lorsque le représentant du groupe et le défendeur n'ont pas réussi à conclure un accord de réparation collective avant l'expiration du délai fixé par le juge, le représentant du groupe en informe le juge sans délai. Il informe également le défendeur sans délai de la date de cette communication au juge.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 3. - [1 L'homologation de l'accord de réparation collective]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.49.[1 § 1er. Le juge examine l'accord de réparation collective qui est déposé au greffe afin de vérifier sa conformité à l'article XVII. 45, § 3.

En cas de non-conformité à l'article XVII.45, § 3, le juge renvoie l'accord aux parties en les invitant à le compléter dans le délai qu'elle fixe, en précisant les éléments à compléter.

§ 2. Lorsque l'accord est complet ou a été complété, le juge homologue l'accord, sauf si :

- la réparation convenue pour le groupe ou pour une sous-catégorie est manifestement déraisonnable ;

- le délai visé à l'article XVII. 45, § 3, 7° , est manifestement déraisonnable ;

- les mesures de publicité additionnelles visées à l'article XVII. 45, § 3, 11° , sont manifestement déraisonnables ;

- l'indemnité prévue à l'article XVII. 45, § 3, 8° , excède les frais réellement supportés par le représentant du groupe ;

Le juge peut, lorsqu'il estime devoir refuser l'homologation de l'accord

sur base d'un des motifs visés à l'alinéa 1er, inviter les parties à revoir leur accord sur ce point, dans un délai qu'il fixe.

§ 3. Dans son ordonnance d'homologation le juge désigne le liquidateur parmi les personnes qui figurent sur la liste dressée en application de l'article XVII. 57.

§ 4. L'ordonnance d'homologation a les effets d'un jugement au sens de l'article 1043 du Code judiciaire. Elle lie tous les membre du groupe, à l'exception du consommateur [2 ou de la PME]2 qui, bien que faisant partie du groupe, démontre n'avoir raisonnablement pas pu prendre connaissance de la décision de recevabilité pendant le délai fixé conformément à l'article XVII. 43, § 2, 7° .]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 6, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.50.[1 [2 Le greffe communique immédiatement, le cas échéant après l'expiration du délai de recours, l'ordonnance d'homologation de l'accord de réparation collective et le texte de cet accord, sous forme électronique au SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie, qui la publie immédiatement dans son intégralité sur son site internet et fait publier un avis au Moniteur belge mentionnant les références de l'ordonnance et le lien vers la page du site où le texte intégral de l'ordonnance et de l'accord est publié. Le Moniteur belge assure la publication de cet avis dans un délai de dix jours.]2

Le délai visé l'article XVII. 45, § 3, 7° , commence à courir le lendemain de la publication au Moniteur belge.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 15, 096; En vigueur : 21-02-2021>

Art. XVII.51. [1 L'homologation d'un accord de réparation collective n'emporte pas la reconnaissance de responsabilité ou de culpabilité du défendeur.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 4. - [1 Décision sur le fond]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.52. [1 L'examen de l'action en réparation collective, introduit conformément l'article XVII. 42, § 1er, est poursuivi par le juge lorsque :

- le représentant du groupe et le défendeur n'ont pas conclu un accord de réparation collective dans le délai fixé par le juge dans sa décision de recevabilité, en application de l'article XVII. 43, § 2, 8°, éventuellement prolongé en application de l'article XVII. 45. § 1er ;

- le représentant du groupe et le défendeur n'ont pas donné suite à l'invitation du juge à compléter l'accord dans le délai fixé conformément à l'article XVII. 49, § 1er, alinéa 2 ;

- le juge a refusé l'homologation de l'accord en application de l'article XVII. 49, § 2.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.53. [1 Dans le mois, le greffe convoque le représentant du groupe et le défendeur sous pli judiciaire à comparaître à l'audience fixée par le juge.

Le délai d'un mois commence à courir le lendemain :

- du jour où le représentant du groupe a informé le juge de l'absence d'un accord conformément à l'article XVII. 48 ;

- du jour de l'écoulement du délai fixé par le juge dans sa décision de recevabilité, en application de l'article XVII. 43, § 2, 8°, éventuellement prolongé en application de l'article XVII. 45, § 1er ;

- du jour de la notification par le greffe, conformément à l'article 792 du Code Judiciaire, de la décision du juge de ne pas homologuer l'accord de réparation collective en application de l'article XVII. 49, § 2.

A cette audience, le juge détermine les délais pour l'instruction et la décision de l'affaire.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.54.[1 § 1er. La décision du juge sur le fond qui conclut à une obligation de réparation collective dans le chef du défendeur contient au moins les éléments suivants :

1° une référence à la décision de recevabilité visée à l'article XVII. 43 ;

2° la description détaillée du préjudice collectif ;

3° la description du groupe et, le cas échéant, de ses différentes sous-

catégories, ainsi que l'indication ou l' estimation aussi précise que possible du nombre de consommateurs concernés ;

4° la dénomination du représentant du groupe, son adresse, le cas échéant son numéro d'entreprise, et le nom et la qualité de la personne ou des personnes qui signent en son nom ;

5° la dénomination ou le nom et prénom du défendeur, son adresse et son numéro d'entreprise ;

6° le cas échéant, des mesures additionnelles de publicité de la décision sur le fond, lorsque le juge estime que celles visées à l'article XVII. 55 sont insuffisantes ;

7° les modalités et le montant de la réparation; lorsque celle-ci a lieu par équivalent, le juge apprécie, selon les circonstances du cas, l'opportunité de fixer un montant global d'indemnité, le cas échéant par sous-catégorie, à partager entre les membres du groupe ou un montant individualisé, dû à chaque consommateur [2 et/ou à chaque PME ]2 qui se déclarera. Les modalités de la réparation peuvent varier en fonction des éventuelles sous-catégories du groupe ;

8° lorsque dans sa décision de recevabilité le juge fait application du système d'option d'exclusion, le délai pendant lequel les membres du groupe peuvent s'adresser au greffe, afin d'obtenir réparation, ainsi que les modalités à suivre ;

9° le cas échéant, les garanties à fournir par le défendeur ;

10° la procédure de révision de la décision de réparation collective en cas d'apparition de dommages, prévisibles ou non, après le jugement.

§ 2. Dans sa décision sur le fond le juge désigne le liquidateur parmi les personnes qui figurent sur la liste dressée en application de l'article XVII. 57.

§ 3. La décision du juge sur le fond qui rejette la réparation collective dans le chef du défendeur, renvoie à la décision de recevabilité visée à l'article XVII. 43.

§ 4. Les frais liés aux mesures de publicité visées à l'article XVII. 43, § 2, 9° et § 3, à l'article XVII. 55 et au § 1er, 6° , du présent article sont à charge de la partie qui succombe.

§ 5. La décision du juge sur le fond lie tous les membres du groupe, à l'exception du consommateur [2 ou de la PME]2 qui, bien que faisant partie du groupe, démontre n'avoir raisonnablement pas pu prendre connaissance de la décision de recevabilité pendant le délai fixé à l'article XVII. 43, § 2, 7° .]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 7, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.55.[1 [2 Le greffe communique immédiatement, le cas échéant après l'expiration du délai de recours, la décision du juge sur le fond sous forme électronique au SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie, qui la publie immédiatement dans son intégralité sur son site internet et fait publier un avis au Moniteur belge mentionnant les références de la décision et le lien vers la page du site où le texte intégral de la décision est publié. Le Moniteur belge assure la publication de cet avis dans un délai de dix jours.]2

Le délai visé à l'article XVII. 54, § 1er, 8° , commence à courir le lendemain de la publication de la décision au Moniteur belge.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2021-02-02/06, art. 16, 096; En vigueur : 21-02-2021>

Art. XVII.56.[1 A tout moment, au cours de la procédure sur le fond visée aux articles XVII. 51 à XVII. 54 et tant que le juge n'a pas rendu la décision visée à l'article XVII. [2 54]2, § 1er, les parties peuvent conclure un accord de réparation collective et le soumettre au juge en vue de son homologation. Celle-ci se déroule conformément aux articles XVII. 49 à XVII. 51.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 8, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Section 5. -[1 L'exécution de l'accord homologué ou de la décision sur le fond]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.57. [1 § 1er. Le liquidateur est choisi parmi les personnes qui figurent sur la liste établie par l'assemblée générale de la juridiction compétente pour connaître d'une action en réparation collective.

Peuvent seuls être admis sur la liste visée à l'alinéa 1er, les avocats, les officiers ministériels ou les mandataires de justice dans l'exercice de leur profession ou de leur fonction, présentant des garanties de compétence en matière de procédures de règlement de préjudice.

§ 2. Le liquidateur assure l'exécution correcte de l'accord homologué visé à l'article XVII. 49, § 2, ou de la décision sur le fond visé à l'article XVII. 54, § 1er.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.58. [1 § 1er. Dans un délai raisonnable, le liquidateur dresse, sur base des données que le greffe lui communique, une liste provisoire des membres du groupe qui souhaitent obtenir une réparation, le cas échéant par sous-catégorie. La liste provisoire contient les données des membres du groupe qui se sont fait connaître expressément.

Lorsque le liquidateur estime qu'un membre du groupe qui s'est identifié ne satisfait pas à la description du groupe, ou le cas échéant d'une sous-catégorie ou aux modalités prescrites, il fait mention de la contestation de son inscription sur la liste provisoire et en précise les motifs.

§ 2. Dès que la liste provisoire est établie, le liquidateur la communique au juge, au représentant du groupe et au défendeur. Il informe, simultanément, les membres du groupe qu'il propose d'exclure, en indiquant les motifs de leur exclusion. La liste peut être consultée au greffe.

§ 3. Dans les trente jours de la notification de la liste provisoire, prolongeables par le juge à la demande du liquidateur ou d'une des parties, le représentant du groupe et le défendeur peuvent contester auprès du greffe l'inscription ou l'exclusion d'un membre du groupe sur la liste provisoire, en mentionnant les motifs.

Au plus tard dans les quatorze jours de l'écoulement du délai prévu au premier alinéa, le greffe en informe le membre du groupe concerné et le liquidateur en indiquant les motifs invoqués.

Dans un délai de quatorze jours, le représentant du groupe, le défendeur, les membres du groupe dont l'inscription à la liste provisoire est contestée et le liquidateur peuvent faire connaître leur position auprès du greffe.

§ 4. Dans les trente jours de l'écoulement des délais prévus au paragraphe 3, le juge convoque le liquidateur, le défendeur et le représentant du groupe, ainsi que les membres du groupe dont l'inscription sur la liste provisoire est contestée afin de statuer sur la liste définitive.

A l'audience visée à l'alinéa 1er, le juge entend le liquidateur, le représentant du groupe, le défendeur et les membres du groupe dont l'inscription sur la liste est contestée.

§ 5. La liste définitive des membres du groupe ayant droit à une réparation est constituée à l'issue de l'audience visée au paragraphe 4.

Le greffe communique la liste définitive au liquidateur, au représentant du groupe et au défendeur. Il informe, sans délai, les membres du groupe dont l'inscription sur la liste définitive est refusée par le juge.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.59.[1 § 1er. [2 ...]2

§ 2. Le défendeur s'acquitte de son obligation de réparation en nature sous le contrôle du liquidateur et, en cas de réparation par équivalent, lui verse l'indemnité fixée selon ce qui a été convenu dans l'accord homologué conformément à l'article XVII. 45, § 3, 6° , ou selon ce qui a été fixé par le juge conformément à l'article XVII. 54, § 1er, 7° .]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-07-30/47, art. 44, 065; En vigueur : 15-09-2018>

Art. XVII.60. [1 Le juge reste saisi jusqu'à l'exécution intégrale de la réparation prévue par l'accord homologué ou la décision sur le fond au bénéfice de tous les membres du groupe qui figurent sur la liste définitive dressée en application de l'article XVII. 58, § 5.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.61.[3 § 1er. Le liquidateur transmet au juge un rapport trimestriel détaillé sur l'exécution de sa mission. Ce rapport est également transmis pour information au représentant du groupe et au défendeur.

Le rapport trimestriel contient toutes les informations utiles à propos de l'état d'avancement de l'exécution de l'accord homologué ou de la décision du juge sur le fond ainsi qu'un relevé détaillé des frais et des éléments qui permettent de déterminer l'indemnité due au liquidateur.

Le juge statue sur le rapport trimestriel. L'approbation du rapport trimestriel par le juge vaut titre exécutoire sur base duquel le liquidateur peut revendiquer paiement de ses frais et prestations au défendeur.]3

[1 [3 § 1er/1.]3 Lorsque l'accord homologué ou la décision du juge sur le fond est entièrement exécutée, le liquidateur transmet, au juge, un rapport final. Ce rapport est également transmis pour information au représentant du groupe et au défendeur.

Ce rapport final contient toutes les informations nécessaires permettant au juge de prendre une décision sur la clôture définitive de l'action en

réparation collective. Le cas échéant, le rapport final précise le montant du solde restant non remboursé [2 aux PME et/ou]2 aux consommateurs.

Ce rapport final contient également un relevé détaillé des frais et de l'indemnité du liquidateur. [3 ...]3

§ 2. Le juge statue sur le rapport final. Il détermine l'usage que le défendeur doit faire du solde éventuellement restant, visé au [3 paragraphe 1er/1, deuxième alinéa]3. En l'approuvant, le juge met définitivement fin à la procédure d'exécution assurée par le liquidateur.

L'approbation du rapport final par le juge vaut titre exécutoire sur base duquel le liquidateur peut revendiquer payement de ses frais et prestations au défendeur.]1

[3 § 3. L'indemnité du liquidateur visée au paragraphe 1er, alinéa 2, et au paragraphe 1er /1, alinéa 3, est calculée conformément aux règles fixées par le Roi.]3

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2018-03-30/35, art. 9, 060; En vigueur : 01-06-2018>

(3)<L 2018-07-30/47, art. 45, 065; En vigueur : 15-09-2018>

Art. XVII.62.[1 [2 Le greffe communique immédiatement, le cas échéant après l'expiration du délai de recours, la décision visée à l'article XVII.61, § 2, sous forme électronique au SPF Economie, PME, Classes moyennes et Energie, qui la publie immédiatement dans son intégralité sur son site internet et fait publier un avis au Moniteur belge mentionnant les références de la décision et le lien vers la page du site où le texte intégral de la décision est publié. Le Moniteur belge assure la publication de cet avis dans un délai de dix jours.]2

La publication au Moniteur belge fait courir le délai de prescription de l'action en responsabilité civile du représentant du groupe et du liquidateur.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

(2)<L 2021-02-02/06, art. 17, 096; En vigueur : 21-02-2021>

CHAPITRE 3. - [1 Prescription, incidents de procédure et interactions avec d'autres procédures]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 1re. - [1 Prescription]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.63.[1 § 1er. Lorsque la requête en réparation collective est déclarée recevable par le juge, le délai de prescription de l'action individuelle [2 de la PME et/ou]2 du consommateur qui a opté pour l'exclusion du groupe en application de l'article XVII. 38, § 1er, 1° , a), est suspendu pour la durée qui sépare le jour de la publication de la décision de recevabilité au Moniteur belge du jour où il a communiqué son option au greffe.

§ 2. Lorsque le juge constate la fin de la procédure en réparation collective en application de l'article XVII. 40, le délai de prescription de l'action individuelle [2 de la PME et/ou]2 du consommateur qui est membre du groupe est suspendu pour la durée qui sépare le jour de la publication de la décision de recevabilité au Moniteur belge du jour où la clôture de la procédure est constatée.

§ 3. Le délai de prescription de l'action individuelle [2 de la PME et/ou]2 du consommateur exclu de la liste définitive en application de l'article XVII. 58, § 4, est suspendu pour la durée qui sépare le jour de la publication de la décision de recevabilité visée à l'article XVII. 43 au Moniteur belge, du jour où il est informé par le greffe de sa non inscription sur ladite liste en application de l'article XVII. 58, § 5.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 10, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Section 2. - [1 Incidents de procédure]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.64. [1 Par dérogation à l'article 807 du Code Judiciaire, le représentant du groupe ne peut plus modifier ou étendre l'action en réparation d'un préjudice collectif.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.65. [1 Par dérogation à l'article 820 du Code judiciaire, le représentant du groupe ne peut se désister de l'instance qu' avec l'accord

du juge.

Par dérogation à l'article 826 du Code judiciaire, le délai de prescription de l'action individuelle des membres du groupe est considéré comme suspendu depuis la date du dépôt de la requête visée à l'article XVII. 42, lorsque le juge accorde le désistement d'instance.

Par dérogation à l'article 821 du Code judiciaire, le représentant du groupe ne peut se désister de l'action.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.66. [1 Par dérogation aux articles 566 et 856, alinéa 2, du Code judiciaire, une demande en réparation collective et une demande de réparation individuelle ne peuvent pas être jointes pour connexité.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Section 3. - [1 Interactions avec d'autres procédures]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.67.[1 Le juge statue sur la recevabilité d'une action en réparation collective, sur l'homologation de l'accord de réparation d'un préjudice collectif ou sur le fond du litige nonobstant toute poursuite exercée devant une juridiction pénale pour les mêmes faits.

Un consommateur [2 ou une PME]2 qui se constitue partie civile devant une juridiction pénale n'est pas membre du groupe et ne bénéficiera pas de l'action en réparation collective, à moins qu'elle se désiste de sa constitution de partie civile avant l'expiration du délai d'option visé à l'article XVII. 43, § 2, 7° .]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 11, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.68.[1 L'action en réparation collective ne s'oppose pas à ce qu'un membre du groupe et la partie défenderesse participent pour une même cause à un règlement extrajudiciaire d'un litige. Au cas où un tel règlement conduit à une solution du litige, le consommateur [2 ou la PME]2 perd sa qualité de membre du groupe et la partie défenderesse en informe le greffe.]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>
(2)<L 2018-03-30/35, art. 12, 060; En vigueur : 01-06-2018>

Art. XVII.69. [1 Dès le moment où le juge a pris une décision de recevabilité d'une procédure en réparation collective conformément à l'article XVII. 43,

- toute procédure individuelle déjà introduite par une personne qui est un membre du groupe conformément à l'article XVII. 38 contre le même défendeur et ayant le même objet et la même cause s'éteint ;

- toute nouvelle procédure individuelle introduite par une personne qui est un membre du groupe conformément à l'article XVII. 38 contre le même défendeur et ayant le même objet et la même cause est irrecevable ]1

---

(1)<Inséré par L 2014-03-28/25, art. 3, 016; En vigueur : 01-09-2014>

Art. XVII.70.[1 Sans préjudice des dispositions de ce titre, les dispositions du livre XVII, titre 3, s'appliquent aux actions en réparation collective pour les infractions au droit de la concurrence introduites par le présent titre, [2 à l'exception de l'article XVII.89]2.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 10, 047; En vigueur : 22-06-2017>
(2)<L 2019-05-02/28, art. 39, 077; En vigueur : 01-06-2019>

Titre 3. [1 - L'action en dommages et intérêts pour les infractions au droit de la concurrence]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 11, 047; En vigueur : 22-06-2017>

CHAPITRE 1er. [1 - Champ d'application]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 12, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.71. [1 § 1er. Le présent titre s'applique aux actions en dommages et intérêts pour les infractions au droit de la concurrence.

§ 2. Le présent titre énonce des règles qui s'appliquent sans préjudice du droit commun applicable aux actions en dommages et intérêts. Dans le cas d'un conflit avec le droit commun, les règles énoncées dans les dispositions

de la présente loi priment."]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 13, 047; En vigueur : 22-06-2017>

CHAPITRE 2. [1 - Droit à la réparation intégrale]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 14, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.72. [1 Toute personne physique ou morale qui a subi un dommage causé par une infraction au droit de la concurrence a le droit de demander et obtenir la réparation intégrale du dommage, conformément au droit commun.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 15, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.73. [1 L'infraction commise dans le cadre d'un cartel est présumée causer un dommage. L'auteur de l'infraction a le droit de renverser cette présomption.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 16, 047; En vigueur : 22-06-2017>

CHAPITRE 3. [1 - Preuves]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 17, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Section 1re. [1 - Production de preuves]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 18, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Sous-section 1re. [1 - Principes généraux]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 19, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.74. [1 § 1er. A la demande de chacune des parties au litige qui a présenté une justification motivée contenant des données factuelles et des preuves raisonnablement disponibles suffisantes pour étayer la plausibilité de sa demande, le juge peut ordonner à une autre partie ou à un tiers la production de certains éléments de preuves pertinents ou de catégories pertinentes de preuves qui se trouvent en sa possession. Celles-ci doivent être circonscrites de manière aussi précise et étroite que possible.

§ 2. Le juge limite la production de preuves à ce qui est proportionné. A ce titre, le juge tient compte des intérêts légitimes de l'ensemble des parties et tiers concernés. En particulier, il prend en considération:

1° la mesure dans laquelle la demande de production de preuves est étayée par des données factuelles et des preuves disponibles la justifiant;

2° l'étendue et le coût de la production de preuves, en particulier pour les éventuels tiers concernés, y compris afin d'éviter toute recherche non spécifique d'informations dont il est peu probable qu'elles soient pertinentes pour les parties à la procédure;

3° la possibilité que les preuves dont la production est demandée contiennent des informations confidentielles, en particulier concernant d'éventuels tiers, et les mesures existantes de protection de ces informations confidentielles, conformément à l'article XVII.75.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 20, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.75. [1 Le juge peut ordonner la production de preuves contenant des informations confidentielles lorsqu'il l'estime pertinent dans le cadre de l'action en dommages et intérêts.

Lorsque le juge ordonne la production de telles informations, il prend des mesures efficaces de protection de ces informations confidentielles. Ces mesures peuvent notamment inclure la possibilité d'occulter des passages sensibles en demandant la production de versions non confidentielles aux détenteurs de preuves, de demander des résumés des informations réalisés par des experts sous une forme globale ou une forme non confidentielle, de conduire des audiences à huis clos ou de limiter le cercle des personnes autorisées à prendre connaissance des preuves.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 21, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.76. [1 Préalablement à l'injonction de production de preuves en application des articles XVII.74 et XVII.75, le juge invite, selon les modalités et le délai qu'il fixe, la personne concernée par une demande de production de preuves à déposer des observations écrites. Elle peut également être entendue, si le juge l'y autorise.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 22, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Sous-section 2. [1 - Production de preuves figurant dans le dossier d'une autorité de concurrence]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 23, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.77. [1 § 1er. Les dispositions de la présente sous-section s'appliquent sans préjudice des articles XVII.74 à XVII.76 et des règles et pratiques prévues par le droit de l'Union européenne, le Livre IV ou le droit de la concurrence des autres Etats membres en ce qui concerne la protection des documents internes des autorités de concurrence et de la correspondance entre ces autorités.

§ 2. Le juge ne peut ordonner la production par l'autorité de concurrence de preuves contenues dans son dossier que lorsqu'aucune des parties ou aucun tiers ne peut raisonnablement fournir lesdites preuves.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 24, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.78. [1 § 1er. Lorsque le juge évalue, conformément à l'article XVII.74, § 2, la proportionnalité d'une injonction de production de preuves figurant dans le dossier d'une autorité de concurrence, il tient compte, en outre, des éléments suivants:

1° si la demande de production de preuves a été formulée de façon spécifique quant à la nature, à l'objet ou au contenu des documents soumis à une autorité de concurrence ou détenus dans le dossier de celle-ci;

2° si la partie qui demande la production de preuves le fait dans le cadre d'une action en dommages et intérêts et

3° pour ce qui concerne l'article XVII.77, § 2, et XVII.79, § 1er, ou à la demande d'une autorité de concurrence en application du paragraphe 2 du présent article, la nécessité de préserver l'efficacité de la mise en oeuvre du droit de la concurrence par une autorité de concurrence ou une instance de recours.

§ 2. Le juge invite, selon les modalités et le délai qu'il fixe, l'autorité de la concurrence concernée par une demande de production de preuves à déposer des observations écrites relatives à la proportionnalité de cette demande. Elle peut également être entendue, si le juge l'y autorise.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 25, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.79. [1 § 1er. Le juge ne peut ordonner la production de preuves relevant des catégories suivantes que lorsque l'autorité de concurrence a, en adoptant une décision ou d'une autre manière, clos sa procédure:

1° les informations préparées par une personne physique ou morale expressément aux fins d'une procédure engagée par l'autorité de concurrence;

2° les informations établies par l'autorité de concurrence et envoyées aux parties au cours de sa procédure et

3° les propositions de transaction qui ont été retirées.

§ 2. Le juge ne peut à aucun moment ordonner à une partie ou à un tiers de produire les preuves relevant des catégories suivantes:

1° les déclarations effectuées en vue d'obtenir la clémence et

2° les propositions de transaction.

§ 3. Le juge peut, sur la présentation d'une demande motivée du demandeur, accéder aux éléments de preuves visés au paragraphe 2, aux seules fins de s'assurer que leur contenu correspond aux définitions données à l'article I.22, 14° et 16° .

Lors de son évaluation visée à l'alinéa 1er, le juge invite, selon les modalités et le délai qu'il fixe, l'auteur des éléments de preuve en question à déposer des observations écrites. Il peut également être entendu, si le juge l'y autorise.

Le juge peut également demander l'aide de l'autorité de concurrence compétente, selon les modalités et le délai qu'il fixe.

Le juge ne peut en aucun cas autoriser l'accès à ces éléments de preuve à d'autres parties ou à des tiers.

§ 4. Lorsque seules des parties de preuves demandées sont couvertes par

le paragraphe 2, les autres parties de preuves sont produites, en fonction de la catégorie dont elles relèvent, conformément aux articles XVII.77, XVII.78 et au présent article.

§ 5. Le juge peut ordonner, à tout moment, la production de preuves provenant du dossier de l'autorité de concurrence, qui ne relèvent d'aucune des catégories énumérées aux paragraphes 1er et 2.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 26, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.80. [1 § 1er. Les preuves relevant des catégories visées à l'article XVII.79, § 2, obtenues par une personne physique ou morale uniquement grâce à l'accès au dossier d'une autorité de concurrence, ne peuvent être versées au dossier de procédure. Toutefois, si ces preuves sont versées elles ne sont pas admissibles et sont écartées d'office des débats.

§ 2. Jusqu'à ce qu'une autorité de concurrence ait clos sa procédure en adoptant une décision ou d'une autre manière, les preuves relevant des catégories énumérées à l'article XVII.79, § 1er, qui sont obtenues par une personne physique ou morale uniquement grâce à l'accès au dossier d'une autorité de concurrence, ne peuvent être versées au dossier de procédure. Toutefois, si ces preuves sont versées elles ne sont pas admissibles et sont écartées d'office des débats.

§ 3. Les preuves obtenues par une personne physique ou morale uniquement grâce à l'accès au dossier d'une autorité de concurrence et qui ne relèvent pas du paragraphe 1er ou 2, ne peuvent être utilisées dans le cadre d'une action en dommages et intérêts que par cette personne ou par une personne physique ou morale qui a succédé dans les droits de cette personne, y compris la personne qui a racheté sa demande.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 27, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Sous-section 3. [1 - Sanctions]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 28, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.81. [1 Sans préjudice de l'article 1385bis du Code judiciaire,

le juge peut infliger aux parties, à des tiers ou à leurs représentants légaux une amende de 1 000 à 10 000 000 euros, sans préjudice des dommages et intérêts qui seraient réclamés, dans les cas suivants:

1° le non-respect d'une injonction de production de preuves émanant du juge ou le refus de s'y conformer;

2° la destruction de preuves pertinentes;

3° le non-respect des obligations imposées par une injonction du juge protégeant des informations confidentielles, ou le refus de s'y conformer;

4° la violation des restrictions prévues dans le présent chapitre pour l'utilisation des preuves.

L'amende doit être effective, proportionnée et dissuasive compte tenu de l'entreprise ou de la personne auxquelles elle est infligée et des circonstances concrètes du cas d'espèce, telles que le montant de la demande de dommages et intérêts, le caractère décisif de la preuve dont la production est ordonnée par le juge, sa valeur probante, la gravité de l'infraction procédurale et l'intention ou non de commettre l'infraction dans le chef d'une des parties, d'un tiers ou de leurs représentants légaux.

Le recouvrement de l'amende est poursuivi par toutes voies de droit à la diligence de l'administration de l'Enregistrement et des Domaines.

Lorsqu'un des cas mentionnés à l'alinéa 1er est imputable au comportement d'une partie, le juge peut, en outre, en tirer toute conséquence défavorable qu'il jugera appropriée, telle que présumer que le fait litigieux en question est avéré ou rejeter, en tout ou en partie, les demandes et moyens de défense. Il peut également prononcer une condamnation aux dépens.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 29, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Section 2. [1 - Effets des décisions nationales constatant une infraction au droit de la concurrence]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 30, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.82.[1 § 1er. Une infraction au droit de la concurrence constatée dans le cadre d'une décision définitive de l'Autorité belge de la concurrence ou, le cas échéant, dans le cadre d'un arrêt de la [2 Cour des marchés]2 passé en force de chose jugée et statuant sur un recours contre une décision de l'Autorité belge de la concurrence conformément à l'article

IV.79, est réputée établie de manière irréfragable aux fins d'une action en dommages et intérêts pour une infraction au droit de la concurrence.

§ 2. Une décision définitive constatant une infraction au droit de la concurrence prise dans un autre Etat membre de l'Union européenne par une autorité nationale de concurrence ou son instance de recours, est acceptée au moins en tant que début de preuve du fait qu'une infraction au droit de la concurrence a été commise et peut être examinée avec les autres éléments de preuve apportés par les parties.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 31, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(2)<L 2018-07-30/47, art. 47, 065; En vigueur : 15-09-2018>

Section 3. [1 - Répercussion du surcoût]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 32, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.83. [1 Le défendeur dans une action en dommages et intérêts peut invoquer, comme moyen de défense contre une demande de dommages et intérêts, le fait que le demandeur a répercuté, en tout ou en partie, le surcoût résultant de l'infraction au droit de la concurrence. La charge de la preuve de la répercussion du surcoût incombe au défendeur, qui peut raisonnablement demander la production de preuves par le demandeur et/ou par des tiers conformément aux articles du présent chapitre.

Le premier alinéa s'entend sans préjudice du droit de la partie lésée de demander et obtenir réparation pour le manque à gagner en raison de la répercussion partielle ou totale du surcoût.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 33, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.84. [1 Lorsque l'existence d'une demande en dommages et intérêts ou le montant de l'indemnisation dépend de la répercussion du surcoût ou de son ampleur, le demandeur a la charge de prouver l'existence et l'ampleur de cette répercussion du surcoût. A cet effet, il peut raisonnablement demander la production de preuves par le défendeur ou par des tiers conformément aux articles du présent chapitre.

Toutefois, lorsque le demandeur est un acheteur indirect, il est réputé avoir apporté la preuve d'une répercussion à son encontre lorsqu'il a

démontré que:

1° le défendeur a commis une infraction au droit de la concurrence;

2° l'infraction au droit de la concurrence a entraîné un surcoût pour l'acheteur direct du défendeur et

3° l'acheteur indirect a acheté les biens ou services concernés par l'infraction au droit de la concurrence, ou a acheté des biens ou services dérivés de ces derniers ou les contenant.

L'alinéa 2 n'est cependant pas d'application si le juge estime que le défendeur a démontré de façon crédible que le surcoût n'a pas été répercuté partiellement ou totalement sur l'acheteur indirect.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 34, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.85. [1 Pour éviter que des actions en dommages et intérêts intentées par des demandeurs situés à différents niveaux de la chaîne de distribution ne donnent lieu à une responsabilité multiple ou à une absence de responsabilité de l'auteur de l'infraction, lorsque le juge saisi d'une action en dommages et intérêts évalue s'il a été satisfait à la charge de la preuve résultant de l'application des articles XVII.83, alinéa 1er, et XVII.84, il peut, en recourant aux moyens disponibles en droit de l'Union européenne ou en droit belge, tenir dûment compte de l'un quelconque des éléments suivants:

a) les actions en dommages et intérêts portant sur la même violation du droit de la concurrence, mais intentées par des demandeurs situés à d'autres niveaux de la chaîne de distribution;

b) les décisions de justice prises à la suite d'actions en dommages et intérêts visées au point a);

c) les informations pertinentes relevant du domaine public qui découlent de la mise en oeuvre du droit de la concurrence par une autorité de concurrence ou une instance de recours.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 35, 047; En vigueur : 22-06-2017>

CHAPITRE 4. [1 - Responsabilité solidaire]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 36, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.86. [1 § 1er. Les entreprises et/ou associations d'entreprises qui ont commis par un comportement conjoint une infraction au droit de la concurrence sont solidairement responsables du dommage causé par ladite infraction.

§ 2. Par dérogation au paragraphe 1er, lorsque l'auteur de l'infraction est une petite ou moyenne entreprise (ci-après "P.M.E.") au sens de la recommandation 2003/361/CE de la Commission européenne du 6 mai 2003 concernant la définition des micros, petites et moyennes entreprises, il n'est solidairement responsable du dommage que:

1° à l'égard de ses acheteurs ou fournisseurs directs ou indirects et

2° à l'égard d'autres parties lésées uniquement lorsqu'une réparation intégrale ne peut être obtenue auprès des autres entreprises impliquées dans la même infraction au droit de la concurrence.

Afin de bénéficier de la dérogation prévue à l'alinéa 1er, la P.M.E. doit remplir les conditions suivantes:

1° sa part de marché sur le marché concerné doit être inférieure à 5 % à n'importe quel moment de la durée de l'infraction au droit de la concurrence et

2° l'application des règles de la responsabilité solidaire compromettrait irrémédiablement la viabilité économique de l'entreprise concernée et ferait perdre toute valeur à ses actifs.

Cependant, la dérogation prévue à l'alinéa 1er ne s'applique pas lorsque:

1° la P.M.E. a été instigatrice de l'infraction au droit de la concurrence ou a contraint d'autres entreprises à participer à celle-ci ou

2° la P.M.E. a précédemment été condamnée pour une infraction au droit de la concurrence.

§ 3. Par dérogation au paragraphe 1er, le bénéficiaire d'une exonération totale d'amendes n'est solidairement responsable du dommage que:

1° à l'égard de ses acheteurs ou fournisseurs directs ou indirects et

2° à l'égard d'autres parties lésées uniquement lorsqu'une réparation intégrale ne peut être obtenue auprès des autres entreprises impliquées dans la même infraction au droit de la concurrence.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 37, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.87. [1 § 1er. L'auteur de l'infraction qui a payé tout ou partie du montant de la réparation, peut récupérer auprès de tout autre

auteur de cette infraction une contribution dont le montant correspond à la responsabilité relative de chacun d'eux dans le dommage causé par ladite infraction.

§ 2. Par dérogation au paragraphe 1er, le montant de la contribution d'un auteur d'une infraction qui est bénéficiaire d'une exonération totale d'amendes n'excède pas le montant du dommage que cette infraction a causé à ses propres acheteurs ou fournisseurs directs ou indirects.

Dans la mesure où l'infraction au droit de la concurrence a causé un dommage à des parties lésées autres que les acheteurs ou fournisseurs directs ou indirects des auteurs de l'infraction, le montant de la contribution d'un auteur d'une infraction qui est bénéficiaire d'une exonération totale d'amendes n'excède pas le montant correspondant à sa responsabilité relative dans le dommage causé par ladite infraction.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 38, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.88.[1 § 1er. Lorsque la partie lésée a conclu une résolution amiable avec un auteur de l'infraction, le montant de la demande de dommages et intérêts de la partie lésée qui a participé à cette résolution est diminué de la part du dommage causé à la partie lésée par l'infraction au droit de la concurrence qui est imputable à l'auteur de l'infraction partie à cette même résolution.

Tout reliquat de la demande de la partie lésée qui a participé à la résolution amiable ne peut être réclamé qu'envers des auteurs de l'infraction qui ne sont pas parties à cette résolution. Les auteurs de l'infraction qui ne sont pas parties à cette résolution ne peuvent exiger de l'auteur de l'infraction partie à cette même résolution une contribution au reliquat de la demande.

§ 2. Par dérogation au paragraphe 1er, [2 alinéa 2]2, la partie lésée qui a participé à une résolution amiable peut réclamer le reliquat de sa demande envers l'auteur de l'infraction partie à cette résolution lorsque les auteurs de l'infraction qui n'ont pas participé à la résolution ne peuvent payer les dommages et intérêts correspondant à ce reliquat de la demande.

La dérogation visée à l'alinéa 1er peut être exclue expressément par les termes de la résolution amiable.

§ 3. Afin de déterminer le montant de la contribution qu'un auteur de l'infraction peut récupérer auprès de tout autre auteur en fonction de leur

responsabilité relative pour le dommage causé par l'infraction au droit de la concurrence, le juge tient compte de tous les dommages et intérêts versés dans le cadre d'une résolution amiable antérieure associant l'auteur concerné de l'infraction.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 39, 047; En vigueur : 22-06-2017>

(2)<L 2018-07-30/47, art. 48, 065; En vigueur : 15-09-2018>

CHAPITRE 5. [1 - Effet suspensif de la résolution amiable des litiges]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 40, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.89. [1 Sans préjudice de l'article 1682 du Code judiciaire, le juge saisi d'une action en dommages et intérêts peut suspendre la procédure pendant une période, non prorogeable, pouvant aller jusqu'à deux ans lorsque les parties à celle-ci participent à une procédure de résolution amiable des litiges concernant la demande couverte par l'action en dommages et intérêts.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 41, 047; En vigueur : 22-06-2017>

CHAPITRE 6. [1 - Prescription]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 42, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.90. [1 § 1er. Les délais de prescription de droit commun pour intenter une action en dommages et intérêts pour les infractions au droit de la concurrence commencent à courir à partir du jour qui suit celui où l'infraction au droit de la concurrence a cessé et où le demandeur a eu connaissance ou aurait dû raisonnablement avoir connaissance:

1° du comportement et du fait que ce comportement constitue une infraction au droit de la concurrence;

2° du fait que l'infraction au droit de la concurrence lui a causé un dommage et

3° de l'identité de l'auteur de l'infraction.

Pour les infractions continues ou répétées, il est considéré que

l'infraction a cessé le jour où la dernière infraction a pris fin.

§ 2. Les délais de prescription visés au paragraphe 1er sont interrompus par tout acte d'une autorité de concurrence visant à l'instruction ou à la poursuite d'une infraction au droit de la concurrence à laquelle l'action en dommages et intérêts se rapporte. Cette interruption prend fin le jour qui suit celui où la décision constatant une infraction est devenue définitive ou auquel il a été mis un terme à la procédure d'une autre manière.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 43, 047; En vigueur : 22-06-2017>

Art. XVII.91. [1 La résolution amiable des litiges, à l'exception de l'arbitrage, suspend les délais de prescription fixés pour introduire une action en dommages et intérêts pendant la durée de la procédure de cette résolution amiable des litiges. Cette suspension ne s'applique qu'à l'égard des parties qui participent ou ont participé à ladite procédure ou y ont été représentées.]1

---

(1)<Inséré par L 2017-06-06/02, art. 44, 047; En vigueur : 22-06-2017>

２　ＥＵ代表訴訟指令訳文
翻訳者　朝見行弘（日弁連消費者問題対策委員会元委員・久留米大学法学部教授）

# 消費者の集団的利益保護にかかる代表訴訟
# および指令2009/22/ECの廃止に関する
# 2020年11月25日欧州議会ならびに理事会指令
# (EEA関連文書)

欧州議会および欧州連合理事会は,
欧州連合の機能に関する条約，および特に同条約114条を考慮し,
欧州委員会からの提案を考慮し,
立法案を加盟国国会に伝達した後,
欧州経済社会委員会の意見を考慮し,
地域委員会の意見を考慮し,
通常の立法手続に従って行動し,
以下の各項に掲げるとおり本指令を採択した。

(1)　グローバリゼーションおよびデジタル化は，同一の違法な事業活動によって多数の消費者が害される危険性を増大させている。連合法への違反が消費者被害を引き起こしているのである。違法な事業活動を終了させ，かつ消費者に回復を得させる効果的な手段がなければ，域内市場に対する消費者の信頼が減じられることになる。

(2)　また，消費者を保護する連合法を効果的に執行する手段の欠如は，国内的または越境的に事業を行う違反および順法事業者間の公正な競争の歪みを引き起こすおそれがある。このような歪みは，域内市場の円滑な機能を妨げる可能性がある。

(3)　欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第26条第2項によれば，域内市場は，物品およびサービスの自由な移動が保証された域境なき地域から成り立つきものとされている。域内市場は，それによって高度な消費者保護を促進するため，物品およびサービスにかかるより高品質，より多様，合理的な価格ならびに高い安全基準という形において，消費者に付加価値を提供しなければならない。

(4)　TFEU第169条第１項および第169条第２項(a)号は，TFEU第114条に従って採択された措置を通じ，連合が水準の高い消費者保護の達成に寄与すべきことを定めている。欧州連合基本権憲章（「憲章」）第38条は，連合の政策は水準の高い消費者

保護を保証すべきことを定めている。

(5)　欧州議会および欧州理事会指令2009/22/ECは，適格団体に対し，消費者の集団的利益に損害を与える連合法への違反の停止または禁止を主たる目的とする代表訴訟の提起を可能にした。しかし，同指令は，消費者法の執行に関する課題に十分対応するものではなかった。グローバル化およびデジタル化がさらに進んだ市場における違法な事業活動の抑止を促進し，消費者被害を減らすため，差止措置のみならず被害回復措置に適用される消費者の集団的利益保護のための手続制度を強化することが必要である。これには，多くの変更が必要とされることから，指令2009/22/ECを廃止し，本指令によって置き換えることが適切である。

(6)　代表訴訟にかかる訴訟手続は，差止措置および被害回復措置のいずれについても，連合全体を通じて多様であり，異なった水準の保護を消費者に提供している。さらに，現時点において，被害回復にかかる集団的訴訟について何らの手続制度も定められていない加盟国も存在する。この状況は，消費者ならびに産業界の域内市場における信頼および域内市場における事業活動の可能性を低下させるものである。これは，競争を歪め，消費者保護分野における連合法の効果的な執行を妨げるものである。

(7)　したがって，本指令は，連合および国家レベルにおいて，全ての加盟国の消費者が，差止措置および被害回復措置にかかる代表訴訟について，効果的かつ効率的な手続制度を少なくとも１つは利用できることを明確にすることを目的とする。代表訴訟にかかるこのような手続制度を少なくとも１つは利用することができることは，消費者の信頼を高め，消費者の権利行使を強化し，公正な競争に寄与し，域内市場において活動を展開する事業者に均一な事業活動の場を作り出すものである。

(8)　本指令は，消費者の集団的利益を代表する適格団体が，連合法の規定に違反する事業者に対し，差止措置および被害回復措置にかかる代表訴訟を提起することを可能とすることにより，域内市場の機能および水準の高い消費者保護の達成に寄与することを目的とする。これら適格団体は，連合法および国内法において適切かつ可能な場合に，違反行為の停止または禁止ならびに被害回復の請求を求めることができるべきである。

(9)　代表訴訟は，消費者の集団的利益を保護する効果的かつ効率的な方法を提供すべきである。これによって，適格団体は，事業者が連合法の関連規定を遵守し，消費者の権利および利用可能な手続制度についての不確実性，訴訟提起に対する心理的

抵抗，個別訴訟の利益に対する予想される費用の負のバランスといった個別訴訟において消費者が直面する障害を克服することを確保するために機能することが可能となる。

(10)　消費者の司法へのアクセスを促進することと域内市場における事業活動の可能性を不当に妨げるおそれのある濫用的訴訟を回避するため事業者に適切なセーフガードを提供することの間の必要な均衡を確保することが重要である。代表訴訟の誤用を防止するために，懲罰賠償の付与は避けるべきであり，適格団体の認定および財源といった一定の手続面における規則を定めるべきである。

(11)　本指令は，集団的または個別的な消費者利益の保護のための既存の国内手続制度を置き換えるものではない。加盟国の法慣習を考慮し，本指令によって求められる代表訴訟にかかる手続制度を既存もしくは将来における集団的な差止措置もしくは被害回復措置の一部として設計するか，本指令に適合する代表訴訟にかかる国内手続制度の少なくとも一つである別個の制度として設計するのかは，加盟国の裁量に残されるべきものとする。例えば，本指令は，本指令が裁判所または行政機関による宣告的決定を求める訴訟にかかる規定を定めていないにもかかわらず，加盟国がそのような訴訟にかかる法律を立法化することを妨げるものではない。加盟国レベルにおいて本指令によって求められる手続制度のほかに手続制度が存在する場合において，適格団体は，いずれの制度を利用するのかを選択することができるものとする。

(12)　手続自治の原則により，本指令は，代表訴訟手続の全ての側面に関連する規定を含むものではない。したがって，加盟国は，例えば，代表訴訟に適用される訴訟要件，証拠または上訴方法に関する規則を定めることができる。その例として，代表訴訟として審理されることのできる事件のため，個々の請求に求められる同一性の程度または被害回復訴訟に利害関係を有する消費者の最少人数について加盟国が決定することが挙げられる。このような国内規則は，本指令の定める代表訴訟の効果的な機能を妨げるものではない。非差別原則により，具体的な越境代表訴訟に適用される訴訟要件は，具体的な国内代表訴訟に適用される訴訟要件と異なるものであってはならない。代表訴訟の不許を宣告する判決は，当該訴訟に利害関係を有する消費者の権利に影響を及ぼすものではない。

(13) 本指令の適用範囲は，消費者保護の分野における最近の展開を反映すべきものとする。現在，消費者はより広範かつデジタル化された市場において活動を展開していることから，水準の高い消費者保護を達成するためには，一般的な消費者法に加え，データ保護，金融サービス，観光，エネルギーおよび通信といった分野における本指令の適用が必要とされる。特に，金融および投資サービスに対する消費者の需要が増加していることから，これらの分野における消費者法の執行を改善することが重要である。また，デジタル・サービスの分野においては，消費者市場が発展しつつあり，

データ保護に関するものを含む消費者法のより効率的な執行の必要性が高まっている。

(14)　本指令は，消費者，旅行者，利用者，顧客，一般投資家，一般顧客，データ主体またはその他において称されるかにかかわらず，当該規定が消費者の利益を保護する限りにおいて，本指令の附属書Ⅰに掲げられた連合法規定の違反に適用されるものとする。ただし，本指令は，これらの違反によってすでに害され，または害されるおそれのある者が本指令にもとづく消費者である場合に限って，それら自然人の利益について保護するものとする。本指令にもとづいて事業者と性格づけられる自然人を害する違反について本指令は適用されないものとする。

(15)　本指令は，附属書Ⅰの一覧に掲げられた法令に影響を及ぼすものではなく，当該法令に規定された定義を変更もしくは拡大し，または当該法令に含まれている執行制度を置き換えるものではない。例えば，欧州議会および理事会規則(EU)2016/679に規定され，または同規則に基づく執行制度は，適用可能な場合において，消費者の集団的利益の保護のためになお用いることができる。

(16)　不明確性を回避するため，本指令の適用範囲は，附属書Ⅰにおいて可能な限り詳細に規定するものとする。附属書Ⅰの一覧に掲げられた法令が消費者保護に関連するものでない場合において，付属書Ⅰは，消費者利益を保護する具体的な規定への参照を示すべきものとする。ただし，当該参照は，特に投資サービスを含む金融サービスの分野において，一定の法令の構成上，常に実行可能となるものではない。

(17)　態様および規模が急速に進化している連合法違反への適切な対応を明確にするため，消費者の集団的利益の保護に関連する新しい連合法が採択されるごとに，立法者は，新連合法を本指令の適用範囲内に置くために附属書Ⅰを改訂するか否かを検討すべきものとする。

(18)　加盟国は，本指令の適用範囲に属する領域を超えた領域に適用可能な本指令の規定を定める権限を維持するものとする。例えば，加盟国は，附属書Ⅰの適用範囲外の紛争に関し，本指令の規定に対応する国内立法を維持または導入することができる。

(19)　司法上および行政上の手続は消費者の集団的利益の保護に効果的かつ効率的に機能するものであることから，代表訴訟が司法手続または行政手続またはそのいずれにも基づいて提起することができるのかは，関連する法分野または関連する経済分野により，加盟国の裁量に委ねられている。このことは，憲章第47条に基づく有効な救済の権利に影響を及ぼすものではなく，これにより，加盟国は，消費者および事業者が，本指令を導入した国内規定に従ってなされた全ての行政上の決定

に対し，裁判所または審判所に対する有効な救済を求める権利を有することを明確にするものとする。これには，訴訟当事者が，国内法に従って，争いとなった決定の執行停止を認める決定を得るための訴訟も含まれる。

(20)　指令2009/22/ECに基づいて，本指令は，特に違反事業者が設立された加盟国以外の加盟国に違反の影響を受ける消費者が住所を有する場合において，国内違反および越境違反のいずれにも適用するものとする。また，本指令は，事業活動を禁止することによってその繰り返しを防止し，当該事業活動が違反となることを確定し，または消費者の被害回復を促進することが依然として必要であるものと思われることから，代表訴訟が開始または終結する前に停止した違反についても適用すべきものとする。

(21)　本指令は，管轄権に関する国際私法，判決または準拠法の承認および執行にかかる規則の適用に影響を及ぼすものではなく，またそれらの規則の制定に影響を及ぼすものでもない。既存の連邦法文書は，本指令の求める代表訴訟の手続過程に適用するものとする。特に，規則（EC）No864/2007，規則（EC）No 593/2008および欧州議会および理事会規則（EU）No 1215/2012は，本指令の求める代表訴訟の手続過程に適用する。

(22)　規則（EU）No 1215/2012は，行政機関の権限またはそれら機関による決定の承認もしくは執行に適用されないことに留意すべきである。これらの問題は国内法に委ねるものとする。

(23)　適切な場合において，適格団体は，国際私法の規則に従って，当該適格団体が認定された加盟国のみならず，他の加盟国においても代表訴訟を提起することができる。指令2009/22/ECに基づいて，本指令は，これら二つの類型の代表訴訟を区別すべきものとする。適格団体が，認定された加盟国以外の加盟国において代表訴訟を提起する場合において，当該訴訟は越境訴訟とみなすものとする。適格団体が認定された加盟国において代表訴訟を提起する場合については，当該訴訟が他の加盟国に住所を有する事業者に対して提起され，かつ複数の加盟国の消費者が当該訴訟において代表されている場合であっても，国内代表訴訟とみなすものとする。代表訴訟が提起された加盟国は，提起された代表訴訟の類型を決定すべきものとする。このため，当該手続中において，国内代表訴訟を越境訴訟とすることはできず，またその逆もできない。

(24)　特に，消費者団体は，連合法の関連規定が遵守されることを明確にするため積極的な役割を果すべきものとする。全ての消費者団体は，国内法に従って適格団体の資格を申請することができるものとみなされる。国内の法的慣習に従って，公共団体もまた，本指令の定める代表訴訟を提起すること

により，連邦法の関連規定が遵守されることを確保するために積極的な役割を果たすことができる。

(25)　越境代表訴訟のため，適格団体は，連合全体において同一の認定基準に服するものとする。特に，適格団体は，認定加盟国の国内法に従って適正に設立された法人でなければならず，一定程度の永続性および一定水準の公共活動性を有し，非営利性および法令上の目的に照らして，連合法によって定められた消費者利益の保護に対する正当な利益を有すべきものとする。適格団体は，破産手続に服するものではなく，破産宣告を受けないものとする。適格団体は，独立性を有し，代表訴訟を提起する経済的利益を有する消費者以外の者，特に第三者による資金提供を受ける場合を含み事業者またはヘッジファンドによる影響を受けないものとする。適格団体は，それらの影響を防ぐとともに，適格事業者間，資金提供者および消費者の利益の間における利益の抵触を防止するための手続を定めるべきものとする。適格団体は，平易かつ分かりやすい言語において，あらゆる適切な方法により，特に当該団体のウェブサイトにおいて，当該団体が適格団体として認定基準に適合していることを示す情報および当該団体の資金源全般，組織上，運営上および会員資格上の構成，法律上の目的ならびに活動についての情報を公開すべきものとする。

(26)　加盟国は，国内法に従って，制限されることなく，国内代表訴訟のための適格団体の認定基準を定めることができる。ただし，加盟国は，国内代表訴訟のためにのみ認定された適格団体について，越境代表訴訟のための適格団体を認定するために本指令において定められた認定基準を適用することもできる。

(27)　国内または越境代表訴訟における適格団体の認定に適用される基準は，いずれも本指令において定められた代表訴訟の有効な機能を妨げないものとする。

(28)　加盟国は，代表訴訟を提起するため，適格団体を事前に認定することができるものとする。本指令は，適格団体を一時的措置として認定する可能性を導入することを加盟国に推奨するものではない。ただし，国内代表訴訟のため，加盟国は，具体的な国内代表訴訟について一時的措置として適格団体をさらに認定し，または代替的に認定することができるものとする。そのような認定は，該当する場合において，承認によることを含み，当該権限を有する裁判所または行政機関がこれを行うことができるものとする。ただし，越境代表訴訟のために共通した歯止めが必要である。したがって，一時的措置として認定された適格団体は，越境代表訴訟を提起することはできないも

のとする。

(29)　越境代表訴訟のために認定された適格団体が基準に適合していることについては，当該認定を行う加盟国がこれを明確にすべきであり，当該基準に引き続き適合しているか否かを審査し，必要に応じ，適格団体の認定を取り消すべきものとする。加盟国は，少なくとも5年ごとに，適格団体の基準適合性について審査すべきものとする。

(30)　適格団体の基準適合性に関して懸念が生じた場合において，当該団体を認定した加盟国は，当該懸念を調査し，必要に応じ，認定を取り消すべきものとする。加盟国は，調査申立の送付および受領のため，国内連絡先を指定すべきものとする。

(31)　加盟国は，越境代表訴訟のために他の加盟国において認定された適格団体について，当該加盟国の裁判所または行政機関に越境代表訴訟を提起できることを明確にすべきものとする。さらに，異なった加盟国の適格団体は，管轄権に関する関連規則に従って，一つの法廷地における一つの代表訴訟において共同することができる。これは，当該代表訴訟が一つの代表訴訟として審理されるのに適しているか否かを審査する権限を有する裁判所または行政機関の権利に影響を及ぼすものではない。

(32)　越境代表訴訟のために認定された適格団体の法的地位が相互承認されることを明確にすべきものとする。これらの適格団体の個別情報は委員会に通知されるものとし，委員会はこれら適格団体の一覧表を作成し，当該一覧表を公開すべきものとする。当該一覧表への掲載は，代表訴訟を提起する適格団体の法的地位の証拠となる。これは，適格団体の法令上の目的が具体的な事件における訴訟提起の正当化を審査する裁判所または行政機関の権利に影響を及ぼすものではない。

(33)　差止措置は，個々の消費者が実際の損失または損害を被ったか否かにかかわらず，消費者の集団的利益の保護を目的とする。差止措置により，事業者は，法的義務に違反して以前に提供されなかった情報を消費者に提供するといった特定の行動をとらなければならない。差止措置についての決定は，当該事業活動が故意または過失によってなされたのかにかかわるものではない。

(34)　代表訴訟の提起にあたって，適格団体は，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者に関する十分な情報を裁判所または行政機関に提供すべきものとする。裁判所または行政機関は，この情報によって，その管轄権を有す

るか否かを決定し，準拠法を決定することができる。不法行為に関連する場合において，この義務には，消費者に影響を及ぼす侵害事実が発生し，または発生するおそれのある場所の裁判所もしくは行政機関への通知を含むものとする。必要とされる情報の詳細の程度は，適格団体が請求する措置およびオプトインまたはオプトアウト制度のいずれが適用されるのかによって異なるものとすることができる。さらに，差止措置に対する代表訴訟を提起する場合においては，その後の被害回復請求に適用される時効期間の停止または中断の可能性により，適格団体は，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者グループに関する十分な情報を提供することが求められる。

(35)　加盟国は，適格団体が差止措置および被害回復措置を請求できることを明確にすべきものとする。代表訴訟の手続的な有効性を明確にするため，加盟国は，適格団体が一つまたは別個の代表訴訟において差止措置および被害回復措置を請求しうることを決定することができるものとする。一つの代表訴訟において請求する場合，適格団体は，代表訴訟の提起時に関連する全ての措置を請求するか，またはまず関連する差止措置を請求し，適切な場合において，その後に被害回復措置を請求することができるものとする。

(36)　本指令に基づいて代表訴訟を提起する適格団体は，違反の影響を受ける消費者の利益のため，かつ当該消費者に代わって被害回復措置を含む適切な措置を請求すべきものとする。適格団体は，当該手続において請求当事者の手続上の権利および義務を有するものとする。加盟国は，代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者に対し，代表訴訟における一定の権利を付与することができるが，これら個々の消費者は，当該手続における請求当事者となるものではない。いかなる場合においても，個々の消費者は，適格団体が行う手続上の決定に干渉し，当該手続において個別に証拠を請求し，または当該代表訴訟が提起された裁判所もしくは行政機関の手続上の決定について個別に上訴することはできない。さらに，個々の消費者は，例外的な場合を除き，代表訴訟において手続上の義務を負うことはなく，かつ手続費用を負担しないものとする。

(37)　ただし，代表訴訟に利害関係を有する消費者は，当該代表訴訟から利益を得る権利を有する。被害回復措置にかかる代表訴訟において，当該利益は，補償，修理，交換，代金減額，契約終了または支払済み代金の返還といった救済方法によってもたらされるものとする。差止措置にかかる代表訴訟において，当該利益は，違反を構成する事業活動の停止または禁止となるであろう。

(38)　被害回復措置にかかる代表訴訟において，敗訴当事者は，国内法の定

める条件および例外に従って，勝訴当事者に生じた手続費用を支払うものとする。ただし，裁判所または行政機関は，敗訴当事者に対し，不必要に生じた費用である限り，当該費用の支払を命じないものとする。代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者は，手続費用を支払わないものとする。ただし，例外的な場合において，代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者に対し，当該個々の消費者の故意または過失行為，例えば違法行為による手続の延長の結果として生じた手続費用の支払を命じることができるものとする。手続費用には，例えば，いずれかの当事者が弁護士もしくは他の法律専門家によって代理された事実から生じた費用または文書の送達もしくは翻訳により生じる費用を含むものとする。

(39)　濫訴を回避するため，加盟国は，裁判所または行政機関が当該決定を正当化するため必要な情報を受け取ると直ちに，明らかに根拠のない事件として裁判所または行政機関が却下を決定できるように，国内法に基づいて新たな規則を採用し，または既存の規則を適用すべきものとする。加盟国は，代表訴訟に適用される特別規則を導入すべき義務を負うものではなく，当該規則が濫訴を回避する目的に合致する場合において，一般的手続規則を適用することができるものとする。

(40)　差止措置には，最終的および暫定的な措置を含むものとする。暫定的な措置には，進行中の事業活動を終了させ，または当該事業活動はなされていないが消費者に深刻もしくは不可逆的に害するおそれのある場合における事業活動を禁止する暫定的，予備的および予防的な措置を含むことができる。また，差止措置には，事業活動が代表訴訟の提起前に停止した場合であって，例えば被害回復措置のフォローアップ行為を促進するため，当該事業活動が法律違反となることを認定することが依然として必要であるときにおいて，当該事業活動が法律違反となることを認定する措置を含むものとする。さらに，差止措置は，当該措置関する裁判所または行政機関による決定の全部もしくは一部を適切であると考えられる形式において公表し，または是正表明を公表することを違反事業者に義務づけるという形式をとることができる。

(41)　指令2009/22/ECに基づいて，加盟国は，代表訴訟の対象となっていると思われる違反を終結させる機会を利害関係を有する事業者に与えるため，差止措置にかかる代表訴訟を提起しようとする適格団体に事前協議を行うよう求めることができるものとする。加盟国は，この事前協議を加盟国の認定する独立公共団体と合同で行うことを求めることができる。加盟国が事前協議のなされるべきことを認定した場合，協議の求めの受領から2週間の期限を設定し，その期間経過後において違反が停止されない場合において，申立人は，管轄裁判所または行政機関に差止措置にかかる代表訴訟を直ちに提

起する権利を有するものとする。また，これらの要件は，国内法に従って，被害回復措置にかかる代表訴訟にも適用することができる。

(42)　本指令は，適切かつ連合法もしくは国内法において適用可能である限り，損害補償，契約終了，代金返還，交換，修理または代金減額の権利を含む消費者の利益が違反によって害された場合における契約上もしくは非契約上の救済方法にかかる消費者の実体上の権利を定める規則に影響を与えるものではない。本指令に基づく被害回復措置に対する代表訴訟は，連合法または国内法がそのような実体法上の権利を規定している場合においてのみ提起することができるものとする。本指令は，国内法に基づいて違反事業者に懲罰賠償を科すことを可能とするものではない。

(43)　被害回復措置に対する代表訴訟に利害関係を有する消費者は，訴訟提起後，特定の代表訴訟において適格団体により代表されるか否か，および当該代表訴訟の関連する結果に基づく利益を受けるか否かを明らかにする適切な機会を与えられるものとする。加盟国の法慣習に最善の対応を行うため，加盟国は，オプトイン制度もしくはオプトアウト制度またはその双方を規定すべきものとする。オプトイン制度において，消費者は，被害回復措置にかかる代表訴訟において適格団体によって代表される意思を明示的に表示しなければならない。オプトアウト制度において，消費者は，被害回復措置に対する代表訴訟において適格団体によって代表されない意思を明示的に表示しなければならない。加盟国は，手続のどの段階において個々の消費者が代表訴訟へのオプトインまたは代表訴訟からのオプトアウトを行う権利を行使できるのかを決定することができるものとする。

(44)　オプトイン制度を規定する加盟国は，他の消費者が代表訴訟が提起された後においてオプトインする機会を有する限り，一部の消費者が代表訴訟が提起される前に被害回復措置にかかる代表訴訟にオプトインしなければならないとすることができるものとする。

(45)　ただし，健全な司法行政を確保し，矛盾した判決を回避するため，違反によって影響を受ける消費者が代表訴訟の提起された裁判所または行政機関の加盟国に常時居住していない場合において，被害回復措置に対する代表訴訟に関しては，オプトイン制度が義務づけられるものとする。このような場合において，消費者は，代表訴訟の結果に拘束されるため，当該代表訴訟において代表される意思を明示的に示さなければならない。

(46)　消費者は，被害回復措置に対する代表訴訟において適格団体によって代表される意思を明示的または暗黙的に示す場合において，当該代表訴訟がオプ

トイン制度またはオプトアウト制度のいずれによって提起されたかにかかわらず，もはや同一事業者に対する同一の訴訟原因に基づく他の代表訴訟において代表されることはできず，また同一事業者に対する同一の訴訟原因に基づく個別訴訟を提起することができない。ただし，消費者が，被害回復措置にかかる代表訴訟おいて代表される意思を明示的または黙示的に示した後に，例えば消費者が後に和解により拘束されることを拒絶した場合を含み，国内法に従って当該代表訴訟からオプトアウトする場合についてはこの限りでない。

(47)　迅速性および効率性の理由により，加盟国は，国内法に基づいて，当該代表訴訟への事前参加要件にかかわりなく，被害回復措置が出された後において消費者が当該被害回復措置から直接利益を受ける可能性を規定することできる。

(48)　加盟国は，代表訴訟，個々の消費者によって提起された個別訴訟ならびに連合法および国内法において規定された消費者利益の個別的および集団的な保護を目的とする他の訴訟の間を調整する規則を定めるものとする。本指令に基づいて出された差止措置は，当該差止措置の対象となる事業活動によって害された消費者が提起する被害回復措置にかかる個別訴訟に影響を及ぼすものではない。

(49)　加盟国は，適格団体に対し，違反によって影響を受ける消費者グループの概要ならびに当該代表訴訟において取り扱われる事実および法律問題を含み，被害回復措置に対する代表訴訟を支援するための十分な情報の提供を義務づけるべきものとする。適格団体は，代表訴訟を開始するため，当該代表訴訟に利害関係を有する全ての消費者を個別的に特定する義務を負わないものとする。被害回復措置に対する代表訴訟において，裁判所または行政機関は，手続の可能な限り早い段階に，違反および影響を受ける消費者が被る侵害の性質を前提として，代表訴訟として提起することが適切な事件であるか否かを確認すべきものとする。

(50)　被害回復措置は，個々の消費者を特定し，または少なくとも当該被害回復措置によって提供される被害救済を受ける権利を有する消費者のグループを類型化し，適切な場合には，侵害の算定方法ならびに被害回復を実行するために消費者および事業者がとるべき関連する手順を示すべきものとする。被害救済を受ける権利を有する消費者は，別途の手続を提起することなく，当該被害救済による利益を受けることができるものとする。例えば，個別の手続の要件とは，侵害の算定のために裁判所または行政機関に個別訴訟を提起する消費者の義務を意味する。逆に，本指令は，被害回復措置の実施を担当する団体に自らを届け出るなど，被害救済を得るため，消費者が一

定の手順をとらなければならないものとすることができる。

(51)　加盟国は，個々の消費者が被害回復措置の利益を受けるため，時効期間またはその他の時的制限など，時的制限にかかる規則を規定または維持すべきものとする。加盟国は，定められた時的制限内に回復されなかった未処理の被害回復財源の行き先にかかる規則を定めることができる。

(52)　適格団体は，その活動の一般的財源および被害回復措置にかかる特定の代表訴訟を支援する財源に関し，裁判所または行政機関に対して完全な透明性を有するものでなければならない。これは，第三者による資金提供が，国内法に従って許可されている限り，本指令の規定する条件に合致しているか否か，第三者である資金提供者と濫訴の危険を有する適格団体との間に利益相反があるか否か，ならびに被害回復措置に対する代表訴訟の提起およびその結果に経済的利益を有する第三者による資金提供によって代表訴訟が消費者の集団的利益保護から外れるか否かについて，裁判所または行政機関が審査できるようにするために不可欠である。裁判所または行政機関に提供された適格団体の情報により，裁判所または行政機関は，第三者が，和解に関する決定を含み，代表訴訟をめぐる適格団体の手続上の決定に利害関係を有する消費者の集団的利益を害する形において不正な影響を与える可能性があるか，ならびに第三者が，第三者である資金提供者の競争相手または第三者である資金提供者が依存している者を被告とする被害回復措置に対する代表訴訟のために資金を提供しているかを審査することが可能となる。被告と同じ市場で活動している事業者による特定の代表訴訟への直接の資金提供は，代表訴訟の結果に消費者利益と同一ではない経済的利益を有する可能性があることから，黙示的な利益相反とみなされるものとする。

企業の社会的責任への取組みまたはクラウドファンディングの枠組みによる事業者の寄付を含み，会員による平等な拠出または寄付金によって提供された組織的な代表訴訟への間接的な資金提供は，第三者による資金提供が透明性，独立性および利益相反がないことの要件に合致する限り，第三者による資金提供として性格づけられるものとする。利益相反が認められる場合において，裁判所または行政当局は，適格団体に対して関連する資金提供を拒否または変更するよう求め，必要に応じ，適格団体の法的地位を否認し，または被害回復措置にかかる代表訴訟の不許を宣告するなど，適切な措置を講じる権限を有するものとする。これらの否認または宣告は，代表訴訟に利害係を有する消費者の権利に影響を与えるものではない。

(53)　侵害を受けた消費者の被害回復を目的とした集団和解は，被害回復措置にかかる代表訴訟において促進されるべきものとする。

(54)　裁判所および行政機関は，事業者および被害回復措置にかかる代表訴訟を提起した適格団体に対し，代表訴訟に利害関係を有する消費者に提供される被害回復にかかる和解合意を目的として交渉に入ることを求めることができる。

(55)　被害回復措置にかかる代表訴訟をめぐって成立した和解は，当該和解条件が執行できないものであり，または当該和解が，当該訴訟原因に適用可能であって，契約によって消費者の不利益に変更することができない国内法の強行法規に反するものでない限り，関連する裁判所または行政機関によって承認されるものとする。例えば，当該契約の他の条項の解釈につき排他的な権利を事業者に与える契約条項を明示的に変更しない和解は，国内法の強行法規に反するおそれがある。

(56)　また，加盟国は，裁判所または行政機関によって和解が不公正であると判断された場合において，当該裁判所または行政機関が和解の承認を拒否することのできる規則を定めることができるものとする。

(57)　承認された和解は，適格団体，事業者および利害関係を有する個別の消費者を拘束するものとする。ただし，加盟国は，利害関係を有する個々の消費者に，和解を受け入れ，または和解に拘束されることを拒絶する可能性を与える規則を定めることができる。

(58)　代表訴訟について，消費者への情報提供を確保することは，代表訴訟の勝訴にとって重要である。適格団体は，消費者が代表訴訟に参加するかどうかについて説明にもとづく決定をすることができ，かつ時宜に応じて必要な手順をとることができるように，適格団体は，適格団体が裁判所または行政機関に提起することを決定した代表訴訟，当該適格団体が提起した代表訴訟の状況および当該代表訴訟の結果について，消費者に対し，そのウェブサイト上において情報を提供すべきものとする。適格団体が消費者に提供することが求められる情報には，関連があり適切である場合において，対象となる事項および生じうるもしくは現実的な代表訴訟の法的帰結にかかるわかりやすい言語による説明，当該訴訟を提起する適格団体の意図，代表訴訟に利害関係を有する消費者グループの説明，必要な証拠の保護を含む差止措置，被害回復措置もしくは本指令の定める承認された和解による利益を消費者が受けることができるために利害関係を有する消費者がとるべき必要な手順を含むものとする。それらの情報は，当該事件の状況に適切かつ適合したものでなければならない。

(59)　適格団体の情報提供義務に影響を与えることなく，利害関係を有する

消費者は，当該代表訴訟において代表される意思の明示的または黙示的な表明を可能とするため，被害回復措置に対する進行中の代表訴訟について情報を提供されるべきものとする。加盟国は，消費者に対する代表訴訟にかかる情報の拡散に関する適切な規則を定めることにより，これを可能とすべきものとする。

(60)　消費者は，差止措置，救済回復措置または承認された和解を定める最終決定，違反が存在することの認定後における消費者の権利および特に被害回復を受けることについて代表訴訟に利害関係を有する消費者がとるべきその後の手順について，情報の提供を受けるべきものとする。違反に関する情報の拡散に伴う風評リスクは，事業者が消費者の権利を侵害することの抑止にとっても重要である。

(61)　効果を上げるため，進行中の代表訴訟および終結した代表訴訟についての情報は，事件の状況に適切かつ適合したものでなければならない。そのような情報は，例えば，適格団体もしくは事業者のウェブサイト，国内電子データベース，ソーシャルメディア，オンラインマーケットプレイス，または電子的通信手段によってのみ配信されるものを含む一般向け新聞によって提供されることができるものとする。可能かつ適切な場合において，消費者は，電子的または紙媒体により配信される手紙により個別的に情報の提供を受けるべきものとする。これらの情報は，請求により，障害を有する人がアクセス可能な形式により提供されるべきものとする。

(62)　違反事業者は，当該事業者の費用において，最終的な差止措置および最終的な被害回復措置につき，利害関係を有する全ての消費者に情報を提供すべきものとする。また，事業者は，裁判所または行政機関によって承認された和解についても消費者に情報を提供しなければならない。加盟国は，それらの義務を適格団体の請求にもとづくものとする規則を定めることができる。国内法により，適格団体または裁判所もしくは行政機関が，最終決定および承認された和解に関する情報を代表訴訟に利害関係を有する消費者に提供すべき場合において，事業者はその情報を重ねて提供する必要はない。適格団体は，利害関係を有する消費者に対し，被害回復措置にかかる代表訴訟の却下または棄却にかかる決定について情報を提供しなければならない。

(63)　加盟国は，ウェブサイトを通じて公的にアクセスすることが可能であり，国内代表訴訟および越境代表訴訟を提起することを目的として先に認定された適格団体の情報ならびに進行中および終結した代表訴訟の一般情報を提供する国内電子データベースを構築することができる。

(64)　加盟国は，消費者の集団的利益を害する違反を認定した加盟国の裁判所または行政機関の最終決定について，当該国内裁判所または行政機関において同一の違反につき同一の事業者に対して求められている他の被害回復訴訟をめぐり，当該違反が存在することの証拠として用いることができることを明確にするものとする。司法の独立および証拠評価の自由に従って，このことは，証拠評価にかかる国内法に影響を及ぼすものではない。

(65)　通常，時効期間は，訴訟が提起された場合において停止する。ただし，差止措置に対する訴訟が，同一の違反から生じるおそれのあるその後の被害回復措置について，必ずしもこの停止効果を有する必要はない。したがって，加盟国は，代表訴訟に利害関係を有する消費者が，自らの資格においてまたは適格団体によって代表されるかにかかわらず，これら差止措置にかかる代表訴訟の係属中における時効期間の満了によって，申し立てられた違反に関連する被害回復措置にかかる訴訟を後に提起することが妨げられることがないように，係属中の差止措置にかかる代表訴訟が，代表訴訟に利害関係を有する消費者にかかる適用可能な時効期間を停止または中断する効果を有することを明確にするものとする。差止措置にかかる代表訴訟を提起する場合において，適格団体は，申し立てられた違反によってその利害に影響が生じる消費者グループ，当該違反から生じる請求権を有する可能性を有する消費者グループ，および差止訴訟の間に時効期間満了の影響を受けるおそれのある消費者グループについて，過不足なくその範囲を確定しなければならない。また，疑義を避けるため，係属中の被害回復措置にかかる代表訴訟も，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者について，適用可能な事項機関の停止および中断の効果を受けるものとする。

(66)　法的確実性を確保するため，本指令に従って課される時効期間の停止または中断は，2023年6月25日以降に生じた違反に基づく被害回復救済請求にのみ適用されるものとする。これは，2023年6月25日より前に生じた違反に基づく被害回復請求に対し，同日より前に適用される時効期間の停止または中断にかかる国内規定の適用を排除するものではない。

(67)　差止措置にかかる代表訴訟は，手続的便宜主義に基づいて処理されるものとする。違反が継続中の場合には，便宜主義の必要性が大きくなる可能性がある。暫定的な効果を伴う差止措置訴訟は，適切な場合において，違反に起因する何らかのまたはさらなる侵害を防ぐために略式手続によって処理されるべきものとする。

(68)　証拠は，差止措置に対する代表訴訟または被害回復措置に対する代表訴訟が十分な根拠を有するか否かを立証するためにきわめて重要である。た

だし，企業と消費者の関係は，多くの場合，情報の非対称性によって特徴づけられており，かつ必要な証拠が事業者によって排他的に保有され，適格団体のアクセスできないものとなっているおそれがある。したがって，適格団体は，裁判所または行政機関に対し，事業者が当該請求に関連する証拠を開示することを命じるように求める権利を有するものとする。一方，武器対等の原則を考慮し，事業者は，適格団体の支配下にある証拠を請求する同様の権利を有するものとする。証拠開示を命じることの必要性，範囲および均衡は，国内手続法に従って，第三者の正当な利益の保護を考慮し，守秘義務にかかる適用可能な連合規則および国内規則に基づいて，当該代表訴訟が提起されている裁判所または行政機関により慎重に審査されるものとする。

(69)　代表訴訟の有効性を確保するため，違反事業者に，差止措置の遵守の不履行または拒否に対し，効果的，抑止的かつ均衡のとれた罰則を科すものとする。加盟国は，これらの罰則について，例えば，条件付き罰金，定期的支払い，または科料といった罰金の形式をとることができることを明確にするものとする。同様に，最終的な決定もしくは和解に利害関係を有する消費者への情報提供命令または証拠開示命令の不履行もしくは拒否に対してもこれらの罰則を科すものとする。また，証拠開示命令に従うことへの拒否に対し，手続的措置など他の形式の罰則も，適用することができるものとする。

(70)　代表訴訟が消費者の集団的利益を促進するという事実を考慮し，加盟国は，当該手続に伴う費用により，適格団体が本指令に基づく代表訴訟の提起を妨げられないことを明確にすることを目的とする措置を維持または講じるべきものとする。これらの措置には，適用可能な裁判所費用または行政費用の制限，必要な場合における適格団体に対する法的扶助へのアクセスの付与および代表訴訟を提起するための適格団体に対する公的財源の提供を含むものとし，組織的な支援またはその他の方法による支援を含むものとする。ただし，加盟国は，代表訴訟について財源措置を講じることを義務づけられるものではない。

(71)　異なる加盟国の適格団体間における協力および情報交換は，特に越境違反への対応に有用であることが示されている。国境を越えた影響を伴う代表訴訟の利用を増加させるため，連合全体においてより多くの適格団体に対して，法的資格の取得および協力措置を継続および拡大する必要がある。

(72)　本指令を評価するため，加盟国は，本指令に基づいて提起された代表訴訟にかかるデータを委員会に提供すべきものとする。加盟国は，全ての裁判所または行政機関において終結した代表訴訟の数および種類にかかる情報を提供すべきものとする。また，代表訴訟を提起することができたか，勝

訴したか，または承認された和解に至ったかなど代表訴訟の結果にかかる情報，も提供されるべきものとする。これらの義務を果たす加盟国の行政負担を軽減するため，特に差止措置に関しては，違反の種類および当事者にかかる一般情報を委員会に提供すれば足りるものとする。当事者については，例えば，適格団体が消費者組織であるのか公共団体であるのか，および例えば金融サービスといった事業者の事業分野について委員会に商法を提供すれば足りるものとする。これに代えて，加盟国は，関連する決定または和解の写しを委員会に提供することができる。代表訴訟に利害関係を有する消費者の個別的な特定情報にかかる情報は提供されないものとする。

(73)　委員会は，差止措置および被害回復措置に対する代表訴訟にかかる欧州オンブズマンを設立することによって，越境代表訴訟が連合レベルにおいて最も適切に対処することができるかどうかを評価する報告書を作成すべきものとする。

(74)　本指令は，基本的権利を尊重し，かつ憲章によって特に認められている原則を遵守するものである。したがって，本指令は，防御権のみならず，効果的な被害救済および公正な審理の権利に関する権利および原則を含むこれらの権利および原則に従って，解釈および適用されるべきものとする。

(75)　環境法に関し，本指令は，情報へのアクセス，環境問題における意思決定への市民参加および司法へのアクセスに関する1998年6月25日国連欧州経済委員会条約（「オーフス条約」）を考慮する。

(76)　本指令の目的，すなわち水準の高い消費者保護および域内市場の適切な機能への寄与を確保するため，消費者の集団的利益を保護するための代表訴訟制度を全ての加盟国において可能とすることを明確にすることは，加盟国によって十分に達成できるものではなく，むしろ，違反の越境的な意味合いのため，連合レベルにおいてよりよく達成することができることから，連合は，欧州連合条約第5条に定められた補完性原則に従って，措置を講じることができる。したがって，同条に定められた比例性原則に従って，本指令は，それらの目的を達成するために必要なものを超えるものではない。

(77)　加盟国および委員会の説明文書にかかる2011年9月28日共同政治宣言に従って，加盟国は，正当な理由がある場合において，その国内法令化措置の告知に，指令の内容と国内法令化文書の対応個所との関係を説明する一つ以上の文書を付することを約するものとする。本指令に関して，立法者は，そのような文書の伝達には理由があるものとみなす。

(78)　本指令の一時的な適用のための規則を規定することが適切である。

(79)　したがって，指令2009/22/ECは廃止するものとする。

以上，本指令を採択する。

## 第 1 章　対象事項，適用範囲および定義

### 第１条　対象事項および目的

１．　本指令は，濫用訴訟を回避するための適切な歯止めを規定するとともに，全ての加盟国において消費者の集団的利益の保護を目的とする代表訴訟制度が利用可能であることを明確にすることを定める。本指令は，水準の高い消費者保護の達成を通じ，代表訴訟に関する加盟国の法律，規制および行政規定の一定の側面を近似化することによって域内市場の適切な機能に寄与することを目的とする。また，この目的のため，司法への消費者のアクセスの促進を図るものとする。

２．　本指令は，加盟国が，国内レベルにおいて消費者の集団的利益を保護するための手続的措置の施行を採用または維持することを妨げるものではない。ただし，加盟国は，適格団体が本指定に適合した差止措置および被害回復措置にかかる代表訴訟を提起することのできる手続制度を明確にすべきものとする。本指令の履行は，附属書Ⅰに掲げる法的扶助の適用される分野における消費者保護の縮減に根拠を与えるものではない。

３．　適格団体は，消費者の集団的利益保護の連合法および国内法に基づいて適格団体が利用することのできる全ての手続的手段を自由に選択すべきものとする。

### 第２条　適用範囲

１．　本指令は，国内法令化された規定を含み，消費者の集団的利益を害し，または害するおそれのある附属書Ⅰに示された連合法の規定に対する事業者の違反に対して提起された代表訴訟に適用する。本指令は，附属書Ⅰに示された連邦法に影響を及ぼすものではない。本指令は，代表訴訟が開始さ

れる前または代表訴訟が終結する前にそれらの違反が停止した場合を含み，国内的および越境的違反に適用する。

２．　本指令は，第１項に示す違反について消費者が利用することのできる契約上および非契約上の被害救済を定める規則に影響を及ぼすものではない。

３．　本指令は，国際私法に関する連合規則，特に裁判所の管轄権，民事および商事問題における判決の承認および執行，ならびに契約上および非契約上の債務に適用可能な法律に関する規則に影響を及ぼすものではない。

**第３条　定義**

本指令の目的のため，次に掲げる定義を適用する。

(1)　「消費者」とは，その事業，業務，技能または職業以外の目的で活動する全ての自然人をいう。

(2)　「事業者」とは，自然人または私的もしくは公的な所有であるかにかかわらず法人であって，その者の名においてもしくはその者に代わって活動するその他の者を含み，その者の事業，業務，技能または職業に関する目的をもって活動する全ての者をいう。

(3)　「消費者の集団的利益」とは，消費者の一般的利益および，特に被害回復措置について消費者グループの利益をいう。

(4)　「適格団体」とは，本指令に従って代表訴訟を提起する資格を与えられた加盟国により認定された消費者の利益を代表する全ての組織または公共団体をいう。

(5)　「代表訴訟」とは，差止措置もしくは被害回復措置またはその双方を消費者のための請求当事者として請求する適格団体により提起された消費者の集団的利益の保護のための訴訟をいう。

(6)　「国内代表訴訟」とは，適格団体が認定された加盟国において，当該適格団体によって提起された代表訴訟をいう。

(7)　「越境代表訴訟」とは，適格団体が認定された加盟国以外の加盟国において，当該適格団体によって提起された代表訴訟をいう。

(8)　「事業活動」とは，事業者による全ての作為または不作為をいう。

(9)　「最終決定」とは，加盟国の裁判所または行政機関による決定であって，通常の控訴手段では再審理できず，または再審理できなくなった決定をいう。

(10)　「被害回復措置」とは，利害関係を有する消費者に対し，補償，修理，交換，代金減額，契約終了または支払済み代金の返還などの被害救済を行うことを事業者に求める措置をいう。

## 第２章 代表訴訟

### 第４条　適格団体

１．　加盟国は，その目的のため，加盟国により認定された適格団体が本指定によって規定された代表訴訟を提起できることを明確にすべきものとする。

２．　加盟国は，団体，特に二つ以上の加盟国からの構成員を代表する消費者組織織を含む消費者組織が，国内代表訴訟，越境代表訴訟またはその双方を提起するための適格団体として認定される資格を有することを明確にすべきものとする。

３．　加盟国は，当該団体が次の各号に掲げる全ての基準を満たす場合において，認定申請を行った団体につき，第２項に定めるとおり越境代表訴訟提起するための適格団体として認定するものとする。

(a)　認定にかかる加盟国の国内法に従って設立され，かつ認定申請に先立って12か月の消費者利益の保護にかかる現実の公共活動を示すことのできる法人であること

(b)　その法律上の目的が，附属書Ⅰに定める連合法規定に定める消費者利益の保護に正当な利益を有することを示すこと

(c)　非営利的性格を有すること

(d)　破産手続の対象とならず，かつ破産を宣告されないこと

(e)　独立性を有し，第三者が資金を提供している場合を含み，代表訴訟の提起に経済的な利害関係を有する消費者以外の者，特に事業者の影響を受けない者であって，かつ，その目的のため，当該団体，その資金提供者および消費者利益の間の利益相反を防ぐとともに，その影響を防ぐための手続が定められていること

(f)　何らかの適切な手段，特にウェブサイトにおいて，平易かつ分かりやすい言語により，当該団体が(a)号から(e)号に掲げる基準に適合することの情報および資金源全般，その組織上，運営上および会員資格上の構成，法律上の目的ならびに活動についての情報を公開すること

４．　加盟国は，代表訴訟の機能を効果的かつ効率的なものとするため，国内代表訴訟を提起するための適格団体として団体を認定するために用いる基準が本指令の目的に合致することを明確にすべきものとする。

５．　加盟国は，国内代表訴訟を提起するための適格団体の認定にも，第３項に掲げる基準を適用することを決定することができる。

６．　加盟国は，特定の国内代表訴訟を提起するため，国内法の定める適格団体の認定基準に合致する場合において，当該団体の求めに基づいて一時的措置として団体を適格団体として認定することができる。

７．　第３項および第４項にかかわらず，加盟国は，公共団体につき代表訴訟を提起するための適格団体として認定することができる。加盟国は，指令

2009/22/EC第３条の意義においてすでに適格団体として認定されている公共団体につき，本指令のために適格団体として存続するものと定めることができる。

**第５条　適格団体の情報および監視**

１．　各加盟国は，越境代表訴訟を提起するために事前に認定された適格団体につき，それらの適格団体の名称および法律上の目的を含む一覧表を2023年12月26日までに委員会に伝達すべきものとする。各加盟国は，当該一覧表に変更が生じた場合において，委員会に通知すべきものとする。

委員会は，これら適格団体の一覧表を集約し，一般に利用できるものとする。委員会は，団体に関する加盟国の一覧表への変更が委員会に通知された場合において，当該一覧表を更新するものとする。

２．　加盟国は，国内代表訴訟を提起するために事前に認定された適格団体の情報について，一般に利用可能なものとすることを明確にすべきものとする。

３．　加盟国は，少なくとも５年ごとに，適格団体が第４条第３項に掲げた基準に適合しているか否かを審査するものとする。加盟国は，適格団体がこれらの基準の一つまたはそれ以上にもはや適合しない場合において，当該適格団体はその地位を失うことを明確にすべきものとする。

４．　加盟国または委員会が適格団体について第４条第３項に掲げた基準への適合に懸念を抱いた場合において，当該適格団体を認定した加盟国は，その懸念について調査を行うものとする。適格団体がこれらの基準の一つまたはそれ以上にもはや適合しない場合，加盟国は，適切な場合において，適格団体の認定を取り消すものとする。代表訴訟の被告である事業者は，適格団体が第４条第３項に掲げた基準に適合しているか否かについて，裁判所または行政機関に対し，正当な懸念を提起する権利を有するものとする。

５．　加盟国は，第４項のための国内連絡先を指定し，当該連絡先の名称および連絡の詳細を委員会に伝達するものとする。委員会は，これらの連絡先の一覧表を集約し，加盟国が利用できるものとする。

**第６条　越境代表訴訟の提起**

１．　加盟国は，他の加盟国において越境代表訴訟を提起するために事前に認定された適格団体が，当該加盟国の裁判所または行政機関に越境代表訴訟を提起することができることを明確にすべきものとする。

２．　加盟国は，申し立てられた第２条第１項に規定する連合法違反が異なった加盟国の消費者に影響を与え，または与えるおそれがある場合において，異なった加盟国の消費者の集団的利益を保護するため，異なった加盟国の複数の適格団体により，一つの加盟国の裁判所または行政機関に代表訴訟を提起することができることを明確にすべきものとする。

３．　裁判所または行政機関は，適格団体の法律上の目的が特定の事件における訴訟提起を正当化するか否かを調査する審理中の裁判所または行政機関の権利に影響を及ぼすことなく，越境代表訴訟を提起する適格団体の法的当事者適格の証拠として，第５条第１項に定める一覧表を認容するものとする。

**第７条　代表訴訟**

１．　加盟国は，第４条に従って認定された適格団体が裁判所または行政機関に本指令の定める代表訴訟を提起できることを明確にすべきものとする。

２．　代表訴訟を提起する場合において，通格団体は，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者に関する十分な情報を裁判所または行政機関に提供するものとする。

３．　裁判所または行政機関は，本指令および国内法に従って，特定の代表訴訟の許容性を審査するものとする。

４．　加盟国は，適格団体は少なくとも以下に掲げる措置を求める権利を有することを明確にすべきものとする。

(a)　差止措置

(b)　被害回復措置

５．　加盟国は，適格団体が，適切な場合において，一つの代表訴訟において第４項に定める措置を請求できるものとすることができる。加盟国は，これらの措置が一つの判決に含まれることを規定することができる。

６．　加盟国は，代表訴訟における消費者の利益が，適格団体によって代表され，かつ当該適格団体が当該手続において請求当事者の権利および義務を有することを明確にすべきものとする。代表訴訟に利害関係を有する消費者は，第４項に定める措置による利益を受ける権利を有するものとする。

７．　加盟国は，裁判所または行政機関は，国内法に従って，手続の可能な限り早い時期において明らかに根拠のない事件を棄却することができることを明確にすべきものとする。

**第８条　差止措置**

１．　加盟国は，第７条第４項(a)号に定める差止措置につき，以下の形式において用いることができることを明確にすべきものとする。

(a)　第２条第１項に定める違反を構成するとみられる事業活動につき，当該事業活動を停止し，または，適切な場合に，当該事業活動を禁止する暫定的な措置

(b)　第２条第１項に定める違反を構成するものと判断された事業活動につき，当該事業活動を停止し，または，適切な場合に，当該事業活動を禁止する最終的な措置

２．　第1項(b)号に定める措置には，国内法に定める場合において，以下の措置をいずれも含むことができる。

(a)　事業活動が第２条第１項に定める違反を構成することを立証する措置

(b)　裁判所または行政機関が適切と考える方式において，措置に関する決定の全部もしくは一部を公表する義務，または是正声明を公表する義務

３．　適格団体が差止措置を求めるため，個々の消費者は，当該適格団体によって代表される意思を表明することを要しないものとする。適格団体は，次に掲げる事項を立証することを要しない。

(a)　第２条第１項に定める違反によって影響を受ける個々の消費者側における実際の損失または損害

(b)　事業者側の故意または過失

４．　加盟国は，違反者が第２条第１号に定める違反を停止することを目的として適格団体が利害関係を有する事業者と協議に入った後においてのみ第１項(b)号に定める差止措置を求めることができる旨の国内法の規定を導入または維持することができる。事業者が協議の要請を受領した後２週間以内に違反を停止しない場合において，適格団体は，直ちに差止措置にかかる代表訴訟を提起することができる。加盟国は，委員会に対し，国内法の当該規定を通知するものとする。委員会は，当該情報が一般に公開されることを明確にすべきものとする。

**第９条　被害回復措置**

１．　被害回復措置は，連合法または国内法に基づいて適切かつ可能な場合に，利害関係を有する消費者に対し，補償，修理，交換，代金減額，契約終了または支払済み代金の返還などの被害救済を行うことを事業者に義務づけるものとする。

２．　加盟国は，代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者が，当該代表訴訟の提起後適切な期間内に，適格団体により当該代表訴訟において代表されるか否か，および当該代表訴訟の結果に拘束されるか否かについて，その意思を明示的または暗黙的に表示する方法および段階に関する規則を定めるものとする。

３．　第２項にかかわらず，加盟国は，代表訴訟が提起される前に当該裁判所または行政機関の加盟国に常時居住していない個々の消費者が，当該代表訴訟の結果に拘束されるためには，当該代表訴訟において代表される意思を明示的に表示しなければならないことを明確にすべきものとする。

４．　代表訴訟において代表される意思を明示的または黙示的に表示した消費者は，同一の原因により同一の事業者に対して他の代表訴訟において代表され，または同一の原因により同一の事業者に対して個別に訴訟を提起す

ることができない。また，加盟国は，同一の事業者に対する同一の原因により消費者が２回以上の補償を受けないことを明確にすべきものとする。

５． 被害回復措置が当該措置によって与えられる被害救済からの利益を受ける権利を有する個別消費者を特定していない場合においては，少なくとも当該被害救済の利益を受ける権利を有する消費者クループを示すものとする。

６． 加盟国は，被害回復措置につき，別訴を提起する必要なく，当該被害回復措置によって与えられる被害救済からの利益を受ける権利を消費者に与えることを明確にすべきものとする。

７． 加盟国は，個々の消費者が被害回復措置による利益を受けるための時的制限にかかる規則を制定または維持すべきものとする。加盟国は，定められた時的制限内に回復されなかった未処理の被害回復財源の行き先にかかる規則を定めることができる。

８． 加盟国は，適格団体につき，裁判所または行政機関が，別手続において，第２条第１項に定める違反を先立って確定する必要なく，被害回復措置にかかる代表訴訟を提起することができることを明確にすべきものとする。

９． 代表訴訟において被害回復措置により与えられる被害救済は，連合法または国内法に基づいて消費者に可能となる付加的な被害救済であって，当該代表訴訟の対象とならない被害救済に影響を及ぼすものではない。

**第10条　被害回復措置にかかる訴訟の財源**

１． 加盟国は，被害回復措置にかかる代表訴訟が第三者により財源の提供を受けている場合において，国内法に従って許される限度において，利益相反が防止され，かつ被害回復措置にかかる代表訴訟の提起または結果に経済的な利害関係を有する第三者により提供された財源が当該代表訴訟を消費者の集団的利益の保護から逸脱させないことを明確にすべきものとする。

２． 第１項の目的のため，加盟国は，特に下記に掲げることを明確にすべきものとする。

(a) 代表訴訟をめぐる適格団体の決定は，和解の決定を含み，代表訴訟に利害関係を有する消費者の集団的利益に有害と思われる方法において，第三者による過度の影響を受けないこと

(b) 財源提供者の競争相手である被告に対し，または財源提供者が依存している被告に対し，代表訴訟が提起されないこと

３． 加盟国は，被害回復措置にかかる代表訴訟において，裁判所または行政機関につき，その適合性に正当な疑念が生じた場合において，第１項および第２項への適合性を審査する権限を付与することを明確にすべきものとする。

４． 加盟国は，第１項および第２項の目的のため，裁判所および行政機関につき，適格団体に関連する財源を拒否し，または変更を行うことを求める

こと，ならびに必要な場合において，特定の代表訴訟における適格団体の法的当事者適格を否認することなど，適切な措置を講じる権限を付与することを明確にすべきものとする。特定の代表訴訟において適格団体の法的当事者適格が否認された場合において，当該否認は，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者の権利に影響を与えないものとする。

**第11条　被害回復にかかる和解**

１．　和解の承認のため，加盟国は，被害回復措置にかかる代表訴訟において，以下のいずれかを明確にすべきものとする。

(a)　適格団体および事業者が，共同で，裁判所または行政機関に対し，利害関係を有する消費者にかかる被害回復のための和解を提案できること

(b)　裁判所または行政機関が，適格団体および事業者と協議の後，合理的な期限内に被害回復のための和解に達するよう適格団体および事業者を促すことができること

２．　第１項に定める和解は，裁判所または行政機関の審査に服するものとする。裁判所または行政機関は，全ての当事者および特に利害関係を有する消費者の権利ならびに利益を考慮し，国内法の強行規定に反する和解の承認を拒否すべきか，または執行することのできない条件を含めるのかを審査するものとする。加盟国は，和解が不公正であることを理由に裁判所または行政機関が和解の承認を拒否できる規則を定めることができる。

３．　裁判所または行政機関が和解を承認しない場合において，裁判所または行政機関は，当該代表訴訟の審理を継続するものとする。

４．　承認された和解は，当該適格団体，当該事業者および利害関係を有する当該消費者を拘束するものとする。

加盟国は，代表訴訟およびその後の和解に利害関係を有する個々の消費者に対し，第１項に定める和解による拘束を受諾または拒絶する可能性を与える規則を定めることができる。

５．　第２項に従って承認された和解によって得られた被害回復は，連合法または国内法に基づいて利用可能な追加的な被害救済であって，当該和解の対象外である被害救済に影響を及ぼすものではない。

**第12条　被害回復措置にかかる代表訴訟の費用配分**

１．　加盟国は，被害回復措置にかかる代表訴訟における敗訴当事者に，裁判手続一般に適用可能な国内法に定められた条件および例外に従って，勝訴当事者が負担した手続費用の支払いを求めることを明確にすべきものとする。

２．　被害回復措置にかかる代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者は，手続費用を支払わないものとする。

３．　第２項から外れるものとして，例外的な場合において，被害回復措置にかかる代表訴訟に利害関係を有する個々の消費者につき，当該個々の消費者の故意または過失行為の結果生じた手続費用の支払いを命じることができるものとする。

**第13条　代表訴訟に関する情報**

１．　加盟国は，適格団体が，特にウェッブサイトにおいて，以下に掲げる事項についての情報を提供することを明確にする規定を定めるものとする。

(a)　当該適格団体が裁判所または行政機関への提起を決定した代表訴訟

(b)　当該適格団体が裁判所または行政機関に提起した代表訴訟の状況

(c)　(a)号および(b)号に定める代表訴訟の結果

２．　加盟国は，被害回復措置にかかる進行中の代表訴訟に利害関係を有する消費者につき，これらの消費者が当該代表訴訟において第９条第２号に従って代表される意思を明示的または黙示的に表明することができるように，時宜に応じた方法により，かつ適切な手段において，当該代表訴訟に関する情報が提供されることを明確にする規則を定めるものとする。

３．　本条第１項および第２項に定める情報に影響を及ぼすことなく，裁判所または行政機関は，事業者の費用において，適切な場合には利害関係を有する全ての消費者に個別的に情報提供することを含め，代表訴訟に利害関係を有する消費者に対し，事件の状況に適した方法により，かつ特定の期間制限内に第７条に定める措置を講じる最終決定および第11条に定める承認された和解について，事業者の費用において情報提供することを事業者に義務づけるものとする。この義務は，他の方法によって，当該消費者に最終決定または承認された和解についての情報が提供される場合には適用されないものとする。

４．　第３項に定める情報提供要件は，被害回復措置にかかる代表訴訟の却下または棄却にかかる最終決定について，適格団体にこれを準用する。

５．　加盟国は，第12条第１項に従って，勝訴当事者につき，代表訴訟をめぐる消費者への情報提供に関する費用を填補されることができることを明確にすべきものとする。

**第14条　電子データベース**

１．　加盟国は，ウェブサイトを通じて一般にアクセス可能な，かつ国内代表訴訟および越境代表訴訟を提起するため事前に認定された適格団体の情報ならびに進行中および終結した代表訴訟の一般的な情報を提供する国内電子データベースを立ち上げることができる。

２．　加盟国が第１項に定める電子データベースを立ち上げた場合において，当該加盟国は，委員会に対し，当該電子データベースにアクセス可能なインターネット・アドレスを通知するものとする。

３．　委員会は，以下に掲げる目的のため，電子データベースを立ち上げかつ維持するものとする。

(a)　第５条第１項，第４項および第５項ならびに第23条第２項に定める加盟国と委員会との間における全ての連絡

(b)　本条第20条第４項に定める加盟国と委員会との間における協力

４．　第３項に定める電子データベースは，それぞれ関連する範囲において，以下に掲げるところにとって，いずれも直接アクセスすることができるものとする。

(a)　第５条第５項に定める国内連絡先

(b)　国内法による必要とされる場合において，裁判所および行政機関

(c)　国内代表訴訟および越境代表訴訟を提起するため加盟国によって認定された適格団体

(d)　委員会

本条第３項に定める電子データベース内において加盟国の共有する情報であって，本条第３項に定める越境代表訴訟を提起するため加盟国によって認定された適格団体に関するものは，一般に利用することができるものとする。

**第15条　最終決定の効果**

加盟国は，いずれかの加盟国の裁判所または行政機関の最終決定であって消費者の集団的利益を害する違反の存在に関するものは，全ての当事者が，証拠評価にかかる国内法に従って，同一の事業者に対し同一の事業活動について被害回復を求める他の訴訟をめぐる証拠として用いることができることを明確にすべきものとする。

**第16条　時効期間**

１．　国内法に従って，加盟国は，第８条に定める係属中の差止措置にかかる代表訴訟が，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者について，適用される時効期間を停止または中断する効果を有し，それらの消費者は，これらの差止措置にかかる代表訴訟の間に適用される時効期間が満了したことを理由として，第２条第１項に定める主張されている違反に関する被害回復措置にかかる訴訟をその後に提起することを妨げられないことを明確にすべきものとする。

２．　また，加盟国は，第９条第１項に定める係属中の被害回復措置にかかる代表訴訟は，当該代表訴訟に利害関係を有する消費者について，適用され

る時効期間を停止または中断する効果を有することを明確にすべきものとする。

**第17条　手続的迅速性**

１．　加盟国は，第８条に定める差止措置にかかる代表訴訟が迅速に処理されることを明確にすべきものとする。

２．　第８条第１項(a)号に定める差止措置にかかる代表訴訟は，適切な場合において，略式手続によって処理するものとする。

**第18条　証拠開示**

加盟国は，適格団体が代表訴訟を維持するのに十分な合理的に利用可能な証拠を提供し，かつ追加的な証拠が被告または第三者の支配下にあることを摘示した場合において，当該適格団体の求めにより，裁判所または行政機関は，守秘義務と比例性にかかる適用可能な連合規則および国内規則に従って，国内手続法に基づいて被告または第三者が当該証拠を開示すべきことを命じることができることを明確にすべきものとする。さらに，加盟国は，被告の求めにより，裁判所または行政機関は，適格団体または第三者に対して，国内手続法に基づいて，関連する証拠を同様に開示するよう求めることができる，

**第19条　罰則**

１．　加盟国は，次の各号に対する不履行または拒否について罰則を科すことができるものとする規則を定めるものとする。

(a)　第８条第１項または第８条第２項(b)号に定める差止措置

(b)　第13条第３項または第18条に定める義務

加盟国は，これらの規則が履行されることを確保するために必要な全ての措置を講じるものとする。

２．　加盟国は，罰則につき，特に，罰金の形式によることができることを明確にすべきものとする。

**第20条　適格団体の支援**

１．　加盟国は，代表訴訟に関連する手続費用について，適格団体による第７条に定める措置を求める権利の効果的な行使が妨げられないことを明確にする措置を講じるべきものとする。

２．　例えば，第１項に定める措置は，適格団体の組織上の支援，適用可能な裁判所もしくは行政費用の制限または法的扶助を含む公的資金の形式によることができるものとする。

３．　加盟国は，適格団体につき，被害回復にかかる特定の代表訴訟において適格団体によって代表される意思を表明した消費者に対し，当該代表訴訟に参加するため若干の参加費または類似した手数料を支払うことを求めることができる規則を定めることができるものとする。

４．　加盟国および委員会は，適格団体間の協力ならびに第２条第１項に定める国内的違反および越境的違反の取扱いに関する最善の措置および経験についての情報の交換ならびに普及を支援し，促進するものとする。

## 第３章　最終規定

### 第21条　失効

指令2009/22/EUは，本指令第22条第2項に影響を及ぼすことなく，2023年6月25日以降において効力を失うものとする。

失効した同指令への参照は，本指令への参照と解し，かつ附属書Ⅱに定められた相関表に従って解釈するものとする。

### 第22条　経過規定

１．　加盟国は，2023年6月25日以後に提起された代表訴訟に対し，本指令を国内法令化した法律，規制および行政規定を適用するものとする。

２．　加盟国は，2023年6月25日より前に提起された訴訟に対し，指令2009/22/ECを国内法令化した法律，規制よび行政規定を適用するものとする。

３．　加盟国は，第16条を国内法令化した時効期間の停止または中断にかかる法律，規制または行政規定について，2023年6月25日以後に生じた第２条第１項に定める違反に基づく被害回復請求にのみ適用されることを明確にすべきものとする。これは，2023年6月25日より前に生じた第２条第１項に定める違反に基づく被害回復請求に対し，同日に先立って適用された時効期間の停止または中断にかかる国内規定の適用を妨げないことを明確にすべきものとする。

### 第23条　監視および評価

１．　2028年6月26日時点において，委員会は，本指令の評価を行ったうえ，その主要な調査結果に関する報告を欧州議会，理事会および欧州経済社会委員会に提出すべきものとする。評価は，委員会のよりよい規制ガイドラインに従って実施されるものとする。報告書において，委員会は，法的確実性を含み，特に第２条および附属書Ⅰにおいて定められた本指令の適用範囲ならびに国境を越えた状況における本指令の機能および有効性を評価するものとする。

２．　加盟国は，2027年6月27日を最初として毎年，第１項に定める報告書

の作成に必要な以下の情報を委員会に提供するものとする。

(a)　裁判所または行政機関のいずれかによって終結された代表訴訟の数および類型

(b)　第２条第１項に定める違反の類型および代表訴訟の当事者

(c)　代表訴訟の結果

３．　2028年6月26日までに，委員会は，越境代表訴訟が，連合レベルにおいて，差止措置および被害回復措置にかかる代表訴訟のための欧州オンブズマンを設立することによって最善の対処を行うことが可能であったか否かの評価を行ったうえ，適切な場合には立法提案を付して，その主要な調査結果に関する報告を欧州議会，理事会および欧州経済社会委員会に提出すべきものとする。

**第24条　国内法令化**

１．　加盟国は，2022年12月25日までに，本指令の遵守に必要な法律，規制および行政規定を採択し，公表すべきものとする。加盟国は，これを直ちに委員会に通知するものとする。

加盟国は，これらの措置を2023年6月25日から適用するものとする。

加盟国がこれらの措置を採用する場合において，これらの措置には，本指令への参照を含めるか，またはその公式な公表の際にその旨の参照を付すべきものとする。その参照の方法は，加盟国が定めるものとする。

２．　加盟国は，本指令の適用分野において採用する国内法措置の原文を委員会に伝達すべきものとする。

**第25条　施行**

本指令は，欧州連合官報における公表の日から20日後に施行するものとする。

**第26条　名宛人**

本指令は，加盟国を名宛人とする。

ブリュッセルにおいて，2020年11月25日

欧州議会を代表して
議長　D.M.SASSOLI

理事会を代表して
議長　M.ROTH

附属文書Ⅰ

## 第２条第１項に定める連合法の規定リスト

(1)　欠陥製造物の責任に関する加盟国の法律，規則および行政規定の近似化にかかる 1985 年 7 月 25 日の理事会指令 85/374/EEC（0J　L　210，1985 年 8 月 7 日，29 頁）
(2)　消費者契約における不公正条項にかかる 1993 年 4 月 5 日の理事会指令 93/13/EEC（0J L 95,1993 年 4 月 21 日，29 頁）
(3)　旅客およびその荷物の航空輸送に関する航空会社の責任にかかる 1997 年 10 月 9 日の理事会規則(EC)No2027/97（0J L 285,1997 年 10 月 17 日，1 頁）
(4)　消費者に提供される製品の価格表示における消費者保護にかかる 1998 年 2 月 16 日の欧州議会および理事会指令 98/6/EC（0J L 80，1998 年 3 月 18 日，27 頁）
(5)　消費用製品の販売およびそれに伴う保証の特定の側面にかかる 1999 年 5 月 25 日の欧州議会および理事会指令 1999/44/EC（0J L 171，1999 年 7 月 7 日，12 頁）
(6)　域内市場における情報社会サービス，特に電子商取引の特定の法的側面かかる 2000 年 6 月 8 日の欧州議会および理事会指令 2000/31/ EC（「電子商取引にかかる指令」）（0J L 178，2000 年 7 月 17 日 1 頁）：第 5 条一第 7 条，第 10 条および第 11 条
(7)　人のための医薬品に関する共同体規約にかかる 200 年 11 月 6 日の欧州議会および理事会指令 2001/83/EC（0J　L　311，2001 年 11 月 28 日，67 頁）：第 86 条一第 90 条，98 条および第 100 条
(8)　一般製品安全に係る 2001 年 12 月 3 日の欧州議会および理事会指令 2001/95/EC（0J L 11，2002 年 1 月 15 日，4 頁）第３条および第５条
(9)　電子通信ネットワークおよびサービスに関連するユニバーサルサービスおよび利用者の権利に関する 2002 年 3 月 7 日の欧州議会および欧州評議会指令 2002/22/EC（ユニバーサルサービス指令）（0J L 108，2002 年 4 月 24 日，51 頁）第 10 条および第Ⅳ章
(10)　電子通信部門における個人データの処理およびプライバシーの保護にかかる 2002 年 7 月 12 日の欧州議会および理事会指令 2002/58/EC（プライバシーおよび電子通信に関する指令）（0J L 201，2002 年 7 月 31 日，37 頁）：第 4 条一第 8 条および第 13 条
(11)　理事会指令 90/619/EEC ならびに指令 97/7//EC および 98/27/EC の修正を含む消費者金融サービスの遠隔マーケティングにかかる 2002 年 9 月 23 日の欧州議会および理事会指令 2002/65/EC（0J L 271，2002 年 10 月 9 日，16 頁）
(12)　食品法の一般原則および要件を定め，欧州食品安全機関を設立し，かつ食品安全に関して手続を定める 2002 年 1 月 28 日の欧州議会および理事会規則（EC）No178/2002（0J L　31，2002 年 2 月 1 日，1 頁）
(13)　搭乗拒否およびフライトのキャンセルまたは長時間の遅延が生じた場合における乗客への補償と援助にかかる一般原則を定め，かつ規則（EEC）No295/91 を廃止する 2004 年 2 月 11 日の欧州議会および理事会規則（EC）No 261/2004（0J L 46，2004 年 2 月 17 日，1 頁）
(14)　域内市場における不公正な事業者対消費者間の商慣習に関し，かつ理事会指

令 84/450/EEC 欧州議会および理事会指令 97/7/EC，98/27/EC および 2002/65/EC ならびに欧州議会および理事会規則（EC）No2006/2004 を修正する 2005 年 5 月 11 日の欧州議会および理事会指令 2005/29/EC（「不公正商慣習指令」）（OJ L 149，2005 年 6 月 11 日，22 頁）
(15) 誤解を招く広告および比較広告に関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会および理事会指令 2006/114/EC（OJ L 376，2006 年 12 月 27 日，21 頁）
(16) 国内市場におけるサービスに関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会および理事会指令 2006/123/EC（OJ L 376，2006 年 12 月 27 日，36 頁）：第 20 条および第 22 条
(17) 飛行機で移動する際における障害者および身体の不自由な人の権利に関する 2006 年 7 月 5 日の欧州議会および理事会規則（EC）No1107/2006（OJ L 204，2006 年 7 月 26 日，1 頁）
(18) 鉄道旅客の権利および義務に関する 2007 年 10 月 23 日の欧州議会および理事会規則（EC）No1371/2007（OJ L 315，2007 年 3 月 12 日，14 頁）
(19) 消費者与信契約に関し，かつ理事会指令 87/102/EEC を廃止する 2008 年 4 月 23 日の欧州議会および理事会指令 2008/48/EC（OJ L 133，2008 年 5 月 22 日，66 頁）
(20) タイムシェア，長期休暇商品，再販および交換契約の特定の側面に関する消費者の保護に関する 2009 年 1 月 14 日の欧州議会および理事会指令 2008/122/EC(OJ L 33，2009 年 2 月 3 日，10 頁）
(21) 共同体における航空サービスの運用に関する一般規則に関し，かつ指令 67/548/EEC および 1999/45/EC を修正および廃止ならびに規則（EC）No1907/2006 を修正する 2008 年 9 月 24 日の欧州議会および理事会規則（EC）No1008/2008（OJ L 293，2008 年 10 月 31 日，3 頁）：第 23 条
(22) 物質および混合物の分類，表示，包装に関する 2008 年 12 月 16 日の欧州議会および理事会規則（EC）No1272/2008（OJ L 353，2008 年 12 月 31 日，1-35 頁）
(23) 譲渡可能証券への集団投資（UCITS）に関連する法律，規則および行政規定の調整に関する 2009 年 7 月 13 日の欧州議会および理事会指令 2009/65/EC(OJ L 302，2009 年 11 月 17 日，32 頁）
(24) 電力の国内市場にかかる一般規則に関し，かつ指令 2003/54/EC を廃止する 2009 年 7 月 13 日の欧州議会および理事会指令 2009/72/ EC（OJ L 211，2009 年 8 月 14 日，55 頁）：第３条および付属文書Ⅰ
(25) 天然ガスの国内市場にかかる一般規則に関し，かつ指令 2003/55/EC を廃止する 2009 年 7 月 13 日の欧州議会および理事会指令 2009/73/EC（OJ L 211，2009 年 8 月 14 日，94 頁）：第３条および付属文書Ⅰ
(26) 電子マネー機関の事業の開始，追跡および健全性監督に関し，指令 2005/60/EC および 2006/48/EC を修正ならびに指令 2000/46/EC を廃止する 2009 年 9 月 16 日の欧州議会および理事会指令 2009/110/EC（OJ L 267，2009 年 10 月 10 日，7 頁）
(27) エネルギー関連製品のエコデザイン要件設定の枠組みの確立に関する 2009 年 10 月 21 日の欧州議会および理事会指令 2009/125/EC（OJ L 285，2009 年 10 月 31 日，10 頁）：第 14 条および付属文書Ⅰ
(28) 保険および再保険の事業の開始および遂行（ソルベンシーII）に関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会および評議会指令 2009/138/EC（OJ L 335，2009 年 12 月

17 日，1 頁）：第 183 条-186 条
(29)　事故時における海上旅客運送業者の責任に関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会および評議会規則（EC）No392/2009（OJ L 131，2009 年 5 月 28 日，24 頁）
(30)　共同体における越境支払に関し，かつ規則（ECNo2560/2001）を廃止するかつ 2009 年 9 月 16 日の欧州議会および理事会規則（EC）No924/2009（OJ L 266，2009 年 10 月 9 日，11 頁）
(31)　燃料効率およびその他の重要なパラメーターに関するタイヤのラベリングに関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会規則（EC）No1222/2009（OJ L 342，2009 年 12 月 22 日，46 頁）第 4 条-第 6 条
(32)　化粧品に関する 2009 年 11 月 30 日の欧州議会および理事会規則（EC）No12232009（OJ L 342，2009 年 12 月 22 日，59 頁）：第 3 条-第 8 条および第 19 条-第 21 条
(33)　視聴覚メディアサービスの規定にかかる加盟国の法律，規則または行政措置により定められた特定の規定の調整に関する 2010 年 3 月 10 日の欧州議会および理事会指令（視聴覚メディアサービス指令）2010/13/ EU（OJ L 95，2010 年 4 月 15 日，1 頁）：第 9 条-第 11 条，第 19 条-第 26 条および第 28 条 b
(34)　ＥＵエコラベルに関する 2009 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会規則(EC) No 66/2010（OJ L 27，2010 年 1 月 30 日，1 頁）：第 9 条-第 10 条
(35)　海上および内陸水路により旅行する場合における旅客の権利に関し，かつ規則（EC）No2006/2004 を廃止する 2010 年 11 月 24 日の欧州議会および理事会規則（EU）No1177/2010（OJ L 334，2010 年 12 月 17 日，1 頁）
(36)　代替投資ファンドマネジャーに関し,かつ指令 2003/41/EC および 2009/65/EC ならびに規則（EC）No1060/2009 および（EU）No1095/2010 を修正する 2011 年 6 月 8 日の欧州議会および理事会指令 2011/61/EU（OJ L 174，2011 年 7 月 1 日，1 頁）
(37)　消費者の権利に関し，かつ理事会指令 93/13/EEC および欧州議会および理事会指令 1999/44/EC を修正ならびに理事会指令 85/577/EEC および欧州議会の理事会指令 97/7/EC を廃止する 2011 年 10 月 25 日の欧州議会および理事会指令 2011/83/EU（OJ L 304，2011 年 11 月 22 日，64 頁）
(38)　バスおよび客車輸送の乗客の権利に関し，かつ規則（EC）No2006/2004 を修正する 2011 年 2 月 16 日の欧州議会および理事会規則（EU）No181/2011（OJ L 55，2011 年 2 月 28 日，1 頁）
(39)　消費者への食品情報の提供に関し，かつ欧州議会および理事会規則（EC）No1924/2006 および（EC）No1925/2006 を修正し，委員会指令 87/250/EEC，理事会指令 90/496/EEC,委員会指令 1999/10/EC,欧州議会および理事会指令 2000/13/EC，指令 2002/67/EC および 2008/5/EC ならびに委員会規則（EC）608/2004 を廃止する 2011 年 10 月 25 日の欧州議会および理事会の規則（EU）No 1169/2011（OJ L 304，2011 年 11 月 22 日，18 頁）
(40)　エネルギー効率に関し，かつ指令 2009/125/EC および 2010/30/EU を修正し，指令 2004/8/EC および 2006/32/EC を廃止する 2012 年 10 月 25 日の欧州議会および理事会指令 2012/27/EU（OJ L 315，2012 年 11 月 14 日，1 頁）：第 9 条-第 11 条 a
(41)　ユーロによる口座振替および口座引落にかかる技術的およびビジネス要件を定め，かつ規則（EC）No924/2009 を修正する 2012 年 3 月 14 日の欧州議会および理事会規則（EU）No 260/2012（OJ L 94，2012 年 3 月 30 日，22 頁）
(42)　域内における公共移動通信ネットワークのローミングに関する 2012 年 6 月

13 日の欧州議会および理事会規則（EU）No531/2012（OJ L 172，2012 年 6 月 30 日，10 頁）
(43)　消費者紛争の代替紛争解決に関し，かつ規則（EC）2006/2004 および指令 2009/22/EC を修正する 2013 年 5 月 21 日の欧州議会および欧州理事会指令（消費者ＡＤＲ指令）2013/11/ EU（OJ L 165，2013 年 6 月 18 日，63 頁）：第 13 条
(44)　消費者紛争のオンライン紛争解決に関し，かつ規則（EC）No2006/2004 および指令 2009/22/EC を修正する 2013 年 5 月 21 日の欧州議会および理事会規則（EU）No524/2013（消費者ＯＤＲ規則）（OJ L 165，2013 年 6 月 18 日，1 頁）第 14 条
(45)　居住用不動産に関する消費者の与信契約に関し，かつ指令 2008/48/EC および 2013/36/EU ならびに規制（EU）No1093/2010 を修正する 2014 年 2 月 4 日の欧州議会および理事会指令 2014/17/EU（OJ L 60，2014 年 2 月 28 日，34 頁）
(46)　非自動計量器の市場化に関する加盟国の法律の調和に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会および理事会指令 2014/31/EU（OJ L 96，2014 年 3 月 29 日，107 頁）
(47)　特定の電圧内における使用のために設計された電気機器の市場化に関する加盟国の法律の調和に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会および理事会指令 2014/35/EU（OJ L 96，2014 年 3 月 29 日，357 頁）
(48)　金融商品の市場に関し，指令 2002/92/EC および指令 2011/61/EU を修正する 2014 年 5 月 15 日の欧州議会および理事会指令 2014/65/EU（OJ L 173，2014 年 6 月 12 日， 349 頁）：第 23 条-第 29 条
(49)　支払いアカウント，支払いアカウントの切替えおよび基本機能を備えた支払いアカウントへのアクセスに関連する料金の比較可能性に関する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会および理事会指令 2014/92/EU（OJ L 257，2014 年 8 月 28 日，214 頁）
(50)　パッケージ化された小売および保険ベースの投資商品（PRIIP）の主要な情報文書に関する 2014 年 12 月 9 日の欧州議会および理事会規則（EU）No1286/2014（OJ L 352，2014 年 12 月 9 日，1 頁）
(51)　欧州長期投資ファンドに関する 2015 年 4 月 29 日の欧州議会および理事会規則（EU）2015/760（OJ L 123，2015 年 5 月 19 日，98 頁）
(52)　オープンなインターネットアクセスおよび規制されたＥＵ域内の通信にかかる小売り手数料に関する措置を定め，かつ指令 2002/22 / EC および規則（EU）No 531/2012 を修正する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会規則(EU)2015/2120（OJ L 310，2015 年 11 月 26 日，1 頁）
(53)　パッケージ旅行およびリンクされた旅行手配に関し，かつ欧州議会および理事会規則 (EC) No2006/2004 および同指令 2011/83 を修正し，理事会指令 90/314/EEC を廃止する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会指令（EU）2015/2302（DJ L 326，2015 年 12 月 11 日，1 頁）
(54)　域内市場における支払いサービスに関し，かつ指令 2002/65/EC，2009/110/EC および 2013/36/EU および規則（EU）No1093/2010，ならびに指令 2007/64/EC を廃止する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会および理事会指令（EU）2015/2366（OJ L 337，2015 年 12 月 23 日，35 頁）
(55)　保険の配分に関する 2016 年 1 月 20 日の欧州議会および理事会指令（EU）2016/97（OJ L 26，2016 年 2 月 2 日，19 頁）第 17 条-第 24 条および第 28 条-第 30 条
(56)　個人データの処理およびそれらのデータの自由な移動にかかる自然人の保護に関し，かつ指令 95/46/EC を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会

規制（EU）2016/679（一般データ保護規則）（OJ L 119，2016 年 5 月 4 日，1 頁）
(57)　医療機器に関し，かつ指令 2001/83/EC，規則(EC)No178/2002 および規則(EC) 1223/2009 を修正し，理事会指令 90/385/EEC および 93/42/EEC を廃止する 2017 年 4 月 5 日の欧州議会および理事会規則（EU）2017/745（OJ L 117，2017 年 5 月 5 日，1 頁）：第Ⅱ章
(58)　臨床医療検査機器に関し，かつ指令 98/79/EC および委員会決定 2010/227/EU を廃止する 2017 年 4 月 5 日の欧州議会および理事会規則(EU)2017/746(OJ L 117，2017 年 5 月 5 日，176 頁）：第Ⅱ章
(59)　域内市場におけるオンライン・コンテンツ・サービスの越境移動に関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会および理事会規制（EU）2017/1128（OJ L 168，2017 年 6 月 30 日，1 頁）
(60)　証券が一般に提供された場合または規制されたマーケットにおける取引が認められた場合において公表される目論見書に関し，かつ指令 2003/71 を廃止する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会および理事会規則（EU）2017/1129（OJ L 168，2017 年 6 月 30 日，12 頁）
(61)　マネー・マーケット・ファンドに関する 2017 年 6 月 14 日の欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（OJ L 169，2017 年 6 月 14 日，8 頁）
(62)　エネルギー・ラベリングの枠組みを設定し，かつ指令 2010/30/EU を廃止する 2017 年 7 月 4 日の欧州議会および理事会規則（EU）2017/1369（OJ L 198，2017 年 7 月 28 日，1 頁）第 3 条-第 6 条
(63)　顧客の国籍，居住地または域内市場内の設立地に基づく不当な地理的制限およびその他の形態の差別への取組みに関し，かつ規則（EC）No2006/2004 および（EU）2017/2394 ならびに指令 2009/22/EC を修正する 2018 年 2 月 28 日の欧州議会および理事会規則（EU）2018/302（OJ L 60，2018 年 3 月 2 日，1 頁）：第 3 条-第 5 条
(64)　欧州電気通信コードを定める 2018 年 12 月 11 日の欧州議会および理事会指令（EU）2018/1972（OJ L 321，2018 年 12 月 17 日，36 頁）：第 88 条および第 98 条-第 116 条ならびに付属文書ⅣおよびⅧ
(65)　デジタル・コンテンツの供給およびデジタル・サービスの契約にかかる特定の側面に関する 2019 年 5 月 20 日の欧州議会および理事会指令（EU）2019/770（OJ L 136，2019 年 5 月 22 日，1 頁）
(66)　商品売買契約にかかる特定の側面に関し，かつ規則（EU）2017/2394 および指令 2009/22/EC を修正し，指令 1999/44/EC を廃止する 2019 年 5 月 20 日の欧州議会および理事会指令（EU）2019/771（OJ L 136，2019 年 5 月 22 日，23 頁）

| 付属文書Ⅱ | |
|---|---|
| | |
| 相　関　表 | |
| | |
| 指令 2009/22/EC | 本　指　令 |
| 第１条１項 | 第１条１項 |

| | |
|---|---|
| 第１条２項 | 第２条１項 |
| ― | 第２条２項 |
| ― | 第３条 |
| 第２条１項 | 第７条１項 |
| | 第７条４項(a)号 |
| ― | 第７条２項および３項 |
| | 第７条４項(b)号 |
| | 第７条５項，６項および７項 |
| 第２条１項(a)号 | 第７条４項(a)号 |
| | 第８条１項 |
| | 第 17 条 |
| 第２条１項(b)号 | 第７条４号(a)号 |
| | 第８条２項(b)号 |
| | 第 13 条１項(c)号 |
| | 第 13 条３項 |
| ― | 第８条２項(a)号 |
| ― | 第８条３項 |
| 第２条１項(c)号 | 第 19 条 |
| 第２条２項 | 第２条３項 |
| 第３条 | 第３条４項 |
| | 第４条１項および２項 |
| | 第４条３項(a)号および(b)号 |
| | 第４条６項および７項 |
| ― | 第４条３項(c)号，(d)号，(e)号および(f)号 |
| | 第４条４項および５項 |
| ― | 第５条２項，３項，４項および５項 |
| 第４条１項 | 第６条 |

| | |
|---|---|
| 第４条２項および３項 | 第５条１項 |
| 第５条 | 第８条４項 |
| ― | 第９条 |
| ― | 第 10 条 |
| ― | 第 11 条 |
| ― | 第 12 条 |
| ― | 第 13 条１項(a)号および(b)号 |
| | 第 13 条２項，４項および５項 |
| ― | 第 14 条 |
| ― | 第 15 条 |
| ― | 第 16 条 |
| ― | 第 18 条 |